

日置市地域防災計画

【本 編】

日置市防災会議

沿革 平成 20 年 1 月 30 日作成
平成 21 年 3 月 9 日修正
平成 21 年 5 月 25 日修正
平成 22 年 5 月 31 日修正
平成 24 年 6 月 4 日修正
平成 25 年 6 月 3 日修正
平成 26 年 6 月 6 日修正
平成 27 年 6 月 3 日修正
平成 28 年 7 月 25 日修正
平成 29 年 6 月 2 日修正
平成 30 年 5 月 28 日修正
令和元年 6 月 13 日修正
令和 2 年 5 月 22 日修正
令和 3 年 6 月 1 日修正
令和 4 年 6 月 1 日修正
令和 5 年 6 月 1 日修正

目 次

第1部 総則	-----	1-1
第1章 計画の目的等	-----	1-2
第1節 計画の目的	-----	1-2
第2節 計画の位置づけ	-----	1-2
第3節 計画の構成	-----	1-3
第4節 計画の運用	-----	1-3
第2章 防災ビジョン及び防災対策基本方針	-----	1-4
第1節 防災ビジョン	-----	1-4
第2節 防災対策基本方針	-----	1-4
第3章 防災機関の業務の大綱	-----	1-5
第1節 日置市地域防災組織	-----	1-5
第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	-----	1-6
第4章 住民及び事業所の基本的責務	-----	1-12
第1節 住民の基本的責務	-----	1-12
第2節 事業所の基本的責務	-----	1-12
第5章 日置市の地勢及び災害記録	-----	1-13
第1節 市の概要	-----	1-13
第2節 災害記録	-----	1-15
第6章 災害の想定	-----	1-18
第1節 風水害	-----	1-18
第2節 地震・津波	-----	1-21
第3節 火山災害	-----	1-28
第4節 ダム施設の災害	-----	1-28
第5節 農業用水利施設の災害	-----	1-30
第2部 災害予防	-----	2-1
第1章 災害に強い施設等の整備状況	-----	2-2
第1節 土砂災害等の防止対策の推進	-----	2-3
第2節 河川災害・高潮等の防止対策	-----	2-6
第3節 津波災害防止対策の推進	-----	2-8
第4節 液状化災害の防止対策	-----	2-10
第5節 防災構造化の推進	-----	2-11
第6節 建築物災害の防止対策の推進	-----	2-14

第 7 節 公共施設の災害防止対策の推進 -----	2 -16
第 8 節 農業灾害の防止対策の推進 -----	2 -18
第 9 節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 -----	2 -19
第 10 節 防災研究の推進 -----	2 -20
第 11 節 危険物災害等の防止対策の推進 -----	2 -21
第 2 章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え -----	2 -22
第 1 節 防災組織の整備 -----	2 -23
第 2 節 通信・広報体制（機器等）の整備 -----	2 -25
第 3 節 気象観測体制の整備 -----	2 -27
第 4 節 消防体制の整備 -----	2 -28
第 5 節 避難体制の整備 -----	2 -30
第 6 節 救助・救急体制の整備 -----	2 -37
第 7 節 交通確保体制の整備 -----	2 -39
第 8 節 輸送体制の整備 -----	2 -40
第 9 節 医療体制の整備 -----	2 -42
第 10 節 特殊災害予防対策 -----	2 -44
第 11 節 複合災害対策体制の整備 -----	2 -47
第 12 節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備 -----	2 -48
第 3 章 住民の防災活動の促進 -----	2 -53
第 1 節 防災知識の普及啓発 -----	2 -54
第 2 節 防災訓練の効果的実施 -----	2 -57
第 3 節 自主防災組織の育成強化 -----	2 -59
第 4 節 防災ボランティアの育成強化 -----	2 -62
第 5 節 企業防災の促進 -----	2 -64
第 6 節 要配慮者の安全確保 -----	2 -65
第 3 部 災害応急対策 -----	3 -1
第 1 章 活動体制の確立 -----	3 -2
第 1 節 応急活動体制の確立 -----	3 -3
第 2 節 情報伝達体制の確立 -----	3 -18
第 3 節 災害救助法の適用及び運用 -----	3 -20
第 4 節 防災関係機関への応援要請 -----	3 -22
第 5 節 技術者、技能者及び労働者の確保 -----	3 -24
第 6 節 ボランティアとの連携等 -----	3 -25
第 2 章 初動期の応急対策 -----	3 -26
第 1 節 気象警報等の収集・伝達 -----	3 -27

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	3-28
第3節 広報	3-30
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	3-32
第5節 消防活動	3-33
第6節 地震発生後の二次災害防止対策	3-34
第7節 避難指示、誘導	3-36
第8節 救助・救急	3-42
第9節 交通確保・規制	3-43
第10節 緊急輸送	3-44
第11節 緊急医療	3-46
第12節 要配慮者への緊急支援	3-48
第3章 事態安定期の応急対策	3-50
第1節 避難所の運営	3-51
第2節 食糧の供給	3-53
第3節 応急給水	3-55
第4節 生活必需品の給与	3-56
第5節 医療	3-58
第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	3-59
第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	3-60
第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	3-62
第9節 住宅の供給確保	3-63
第10節 文教対策	3-65
第11節 義援物資等取扱い	3-66
第12節 農林水産災害の応急対策	3-67
第13節 動物保護対策	3-68
第4章 社会基盤の応急対策	3-69
第1節 電力施設の応急対策	3-70
第2節 ガス施設の応急対策	3-72
第3節 上水道施設の応急対策	3-75
第4節 下水道施設の応急対策	3-76
第5節 電気通信施設の応急対策	3-77
第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策	3-79
第5章 特殊災害対策	3-80
第1節 海上災害等対策	3-81
第2節 鉄道事故対策	3-82
第3節 道路事故対策	3-83
第4節 危険物等災害対策	3-84
第5節 林野火災対策	3-86

第6節 不発弾処理対策 -----	3-87
第4部 災害復旧・復興計画 -----	4-1
第1章 公共土木施設等の災害復旧 -----	4-2
第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進 -----	4-3
第2節 激甚災害の指定促進 -----	4-4
第2章 被災者の災害復旧・復興支援-----	4-5
第1節 被災者の生活確保 -----	4-6
第2節 中小企業等への融資措置 -----	4-10

第1部 総則

1

総
則

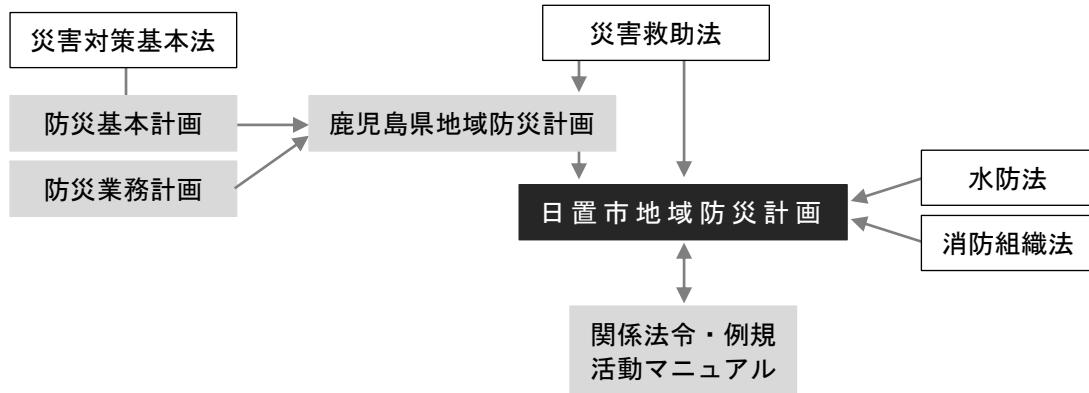
第1章 計画の目的等

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、日置市の地域に係る風水害、地震・津波等の自然災害や大規模事故等に関する対策について、その基本を定め、住民及び事業所等の積極的な協力のもとに防災活動を効果的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下の通りである。



区分	本計画の位置づけ
上位計画	本計画は、日置市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な性格を有するものであることから、鹿児島県地域防災計画及び指定行政機関の長及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図る。
関連計画等	本計画は、災害時における消防活動及び水防活動との調整を図ったものであり、これに基づく防災上の諸活動についての実施については、関係法令等に準拠するものとする。
災害救助法	本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき知事が実施する救助のうち、同法第30条に基づき市長に委任された場合、又は同法が適用されていない場合の救助に関する計画を包括するものである。

第3節 計画の構成

本計画の構成は以下の通りである。

構成	内容
本編 第1部 総則 第2部 災害予防 第3部 災害応急対策 第4部 災害復旧・復興計画	災害対策基本法に基づき、市の防災対策や災害応急対策について、基本的な事項を記載したもの
マニュアル編	行政の災害時の応急対策の手順等を具体的に記載したもの
資料編	様式、規則・条例・要綱、各種基準、データ等
原子力災害対策編	原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定めたもの
原子力災害対策編資料編	原子力災害対策避難計画、原子力災害対策避難計画図
関連計画集	災害対策に関連する各種計画をまとめたもの

第4節 計画の運用

4-1 計画の修正

本計画は、災害に関する経験と対策の積み重ねや、社会・経済情勢の変化等により隨時見直しされるべき性格のものであるため、毎年検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。

4-2 計画の周知及び習熟

本計画は、本市、防災関係機関並びにその他防災上重要な施設の管理者に周知徹底するほか、特に必要と認める事項は、住民及び事業所等にも周知徹底を図る。

また、本市及び防災機関等は、それぞれの責務が十分に果たせるように、平素から研究、訓練その他の方法により、本計画及び本計画に関連する事項についての習熟に努める。

第2章 防災ビジョン及び防災対策基本方針

ここでは、本市の防災対策の基本理念となる「防災ビジョン」及び、防災ビジョンを実現していくための「防災対策基本方針」を定める。

第1節 防災ビジョン

本市の将来像や、近年日本の各地で発生した大規模な災害等から得られた教訓を踏まえて、本市の防災ビジョンを以下の通り定める。

【防災ビジョン】

災害に強い、安心・安全な暮らしができるまちづくり

総則

第2節 防災対策基本方針

防災ビジョンの実現に向けた、本市の防災対策基本方針は以下の通りである。

基本方針① 防災基盤の強化

安心・安全なまちづくりを進めるため、風水害及び地盤災害の防止等国土保全対策の徹底、災害に強い交通・ライフライン施設の整備を促進するほか、建築物等の耐火性・耐水性の確保など、防災基盤の強化を図る。

基本方針② 防災体制の充実

災害による被害を最小限に抑えるため、初動体制を中心に市災害対策本部の機能をハード・ソフト両面にわたり強化するほか、ボランティア支援、医療、備蓄、緊急輸送など、本市の防災体制の充実を図る。また、大規模災害に備えるため、防災関係機関、関係団体等の縦横の連携を一層強化するほか、鹿児島県及び近隣市町等との相互応援協定の締結・運用や、恒久的な災害救援組織の検討など、広域的な防災協力体制の確立を図る。

基本方針③ 地域防災力の向上

自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、住民や事業所等による自主備蓄や、消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、住民や事業所等の参加による地域防災体制の確立を図る。

基本方針④ 要配慮者への配慮

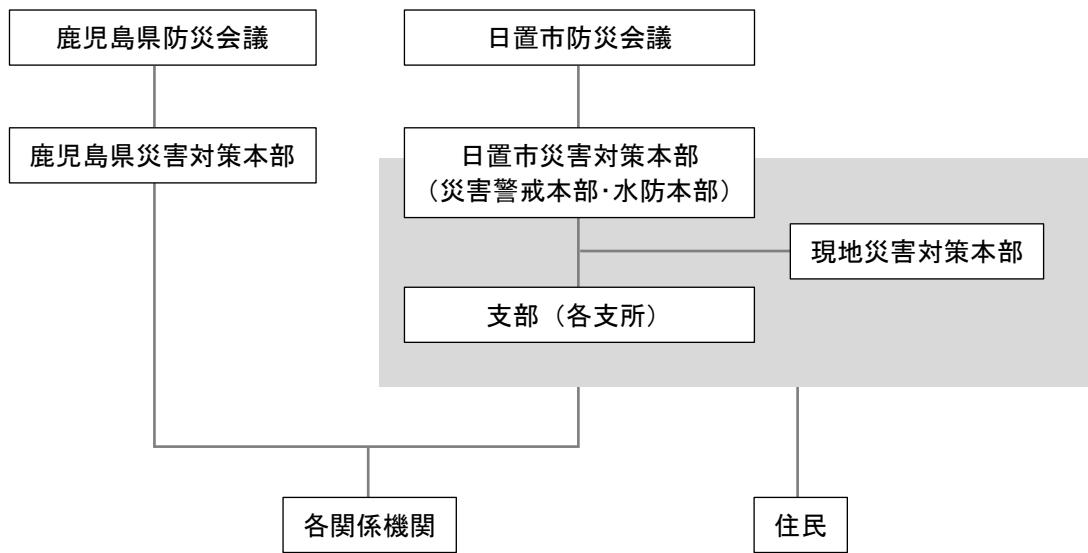
災害時における高齢者や障害者等の要配慮者へ対する防災対策を万全なものとするため、防災関係機関及び関係団体との連携を密にし、災害発生時における対応の確立を図る。

第3章 防災機関の業務の大綱

日置市並びに鹿児島県及び本市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1節 日置市地域防災組織

日置市の地域における防災組織は、次の通りである。



防災組織	概要
日置市防災会議	日置市防災会議は、災害対策基本法及び日置市防災会議条例に基づき設置された機関であり、その所掌事務は条例の定めるところによる。
日置市災害対策本部	災害対策基本法及び日置市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市長は日置市地域防災計画の定めるところにより、日置市災害対策本部を設置する。

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

2-1 日置市（市消防本部含む）

本市は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また、災害救助法が適用された場合は、鹿児島県（知事）の通知に基づき必要な救助の実施に当たる。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日置市 (市消防本部含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 日置市防災会議に係る業務に関すること。 2 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 3 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 4 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 5 り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 6 被災した市管理施設の応急対策に関すること。 7 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 8 災害時における交通輸送の確保に関すること。 9 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 10 被災施設の復旧に関すること。 11 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 12 災害対策に係る広域応援協力に関すること。 13 その他、災害対策に必要な事務又は業務に関すること。

2-2 鹿児島県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 2 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 3 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 4 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 5 り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 6 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 7 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 8 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 9 災害時における交通輸送の確保に関すること。 10 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 11 被災施設の復旧に関すること。 12 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関するこ と。 13 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助 隊」等広域応援協力に関すること。
鹿児島県警察	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難の指示・誘導に関すること。 3 交通規制・交通管制に関すること。 4 死体の見分・検視に関すること。 5 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。 6 その他防災に関し、県警察の所掌すべきこと。
日置警察署	1 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。

	2 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること。																
2-3 指定地方行政機関																	
指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに本市及び鹿児島県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州管区警察局</td><td> 1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 2 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 3 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 5 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 6 災害時における警察通信の運用に関すること。 7 津波警報等の伝達に関すること。 </td></tr> <tr> <td>九州総合通信局</td><td> 1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 7 その他防災に関し総合通信局の所掌すべきこと。 </td></tr> <tr> <td>九州財務局 (鹿児島財務事務所)</td><td> 1 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 2 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 3 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 4 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 5 その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。 </td></tr> <tr> <td>九州厚生局</td><td> 1 災害状況の情報収集・通報。 2 関係職員の現地派遣。 3 関係機関との連絡調整。 4 その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。 </td></tr> <tr> <td>鹿児島労働局 (鹿児島労働基準監督署、伊集院公共職業安定所)</td><td> 1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。 </td></tr> <tr> <td>九州農政局 (九州農政局鹿児島地域センター)</td><td> 1 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 2 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 3 応急用食糧の調達・供給に関すること。 4 災害時における応急食糧の配給に関すること。 5 主要食糧の安定供給対策に関すること。 6 その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。 </td></tr> <tr> <td>九州森林管理局 (鹿児島森林管理署)</td><td> 1 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 2 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 3 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。 4 その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。 </td></tr> </tbody> </table>		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	九州管区警察局	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 2 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 3 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 5 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 6 災害時における警察通信の運用に関すること。 7 津波警報等の伝達に関すること。	九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 7 その他防災に関し総合通信局の所掌すべきこと。	九州財務局 (鹿児島財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 2 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 3 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 4 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 5 その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。	九州厚生局	1 災害状況の情報収集・通報。 2 関係職員の現地派遣。 3 関係機関との連絡調整。 4 その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。	鹿児島労働局 (鹿児島労働基準監督署、伊集院公共職業安定所)	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。	九州農政局 (九州農政局鹿児島地域センター)	1 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 2 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 3 応急用食糧の調達・供給に関すること。 4 災害時における応急食糧の配給に関すること。 5 主要食糧の安定供給対策に関すること。 6 その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。	九州森林管理局 (鹿児島森林管理署)	1 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 2 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 3 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。 4 その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																
九州管区警察局	1 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 2 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 3 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 4 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 5 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 6 災害時における警察通信の運用に関すること。 7 津波警報等の伝達に関すること。																
九州総合通信局	1 非常通信体制の整備に関すること。 2 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3 災害時における通信機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関すること。 4 災害時における電気通信の確保に関すること。 5 非常通信の統制、監理に関すること。 6 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。 7 その他防災に関し総合通信局の所掌すべきこと。																
九州財務局 (鹿児島財務事務所)	1 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 2 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 3 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 4 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 5 その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。																
九州厚生局	1 災害状況の情報収集・通報。 2 関係職員の現地派遣。 3 関係機関との連絡調整。 4 その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。																
鹿児島労働局 (鹿児島労働基準監督署、伊集院公共職業安定所)	1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。																
九州農政局 (九州農政局鹿児島地域センター)	1 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 2 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 3 応急用食糧の調達・供給に関すること。 4 災害時における応急食糧の配給に関すること。 5 主要食糧の安定供給対策に関すること。 6 その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。																
九州森林管理局 (鹿児島森林管理署)	1 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 2 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 3 災害応急対策用木材(国有林)の需給に関すること。 4 その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。																

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州経済産業局	<p>1 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。</p> <p>2 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。</p> <p>3 その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。</p>
九州産業保安監督部	<p>1 電気施設、ガス、火薬類等の保安対策の推進に関すること。</p> <p>2 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。</p> <p>3 鉱山における災害の防止に関すること。</p> <p>4 鉱山における災害時の応急対策に関すること。</p> <p>5 その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべきこと。</p>
九州地方整備局 (鹿児島港湾・空港整備事務所、鹿児島国道事務所鹿児島維持出張所、鹿児島管轄事務所)	<p>1 港湾、海岸災害対策に関すること。</p> <p>2 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>3 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</p> <p>4 直轄河川の水防に関すること。</p> <p>5 直轄国道の防災に関すること。</p> <p>6 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」、「日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</p> <p>7 その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</p>
九州運輸局 (鹿児島運輸支局)	<p>1 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</p> <p>2 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>3 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>4 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>5 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</p> <p>6 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</p> <p>7 その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</p>
大阪航空局 (鹿児島空港事務所)	<p>1 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。</p> <p>2 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>3 航空機による代替輸送に関すること。</p> <p>4 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>5 その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</p>
九州地方測量部	<p>1 地殻変動の監視に関すること。</p> <p>2 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>3 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。</p> <p>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。</p> <p>6 気象災害防止のための統計調査に関すること。</p>
第十管区海上保安本部 (串木野海上保安部)	<p>1 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。</p> <p>2 警報等の伝達に関すること。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	3 情報の収集に関すること。 4 海難救助等に関すること。 5 排出油の防除に関すること。 6 海上交通安全の確保に関すること。 7 治安の維持に関すること。 8 危険物の保安措置に関すること。 9 緊急輸送に関すること。 10 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 11 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 12 警戒区域の設定に関すること。 13 その他防災に関し海上保安部の所掌すべきこと。
九州地方環境事務所	1 災害廃棄物等の処理に関すること。 2 環境監視体制の支援に関すること。 3 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。
九州防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整。 2 災害時における米軍部隊との連絡調整。

2-4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	1 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 2 その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

2-5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、本市及び鹿児島県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鉄道関係機関 (九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)	1 鉄道施設等の防災、保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）	1 電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
日本郵便株式会社 (各郵便局)	1 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 3 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節。 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置。 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置。 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請。 5 各種措置に関する広報。 6 その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策。
日本赤十字社 (鹿児島県支部)	1 災害時における医療救護等に関すること。 2 災害時におけるこころのケアに関すること。 3 救援物資の備蓄と配分に関すること。 4 災害時の血液製剤の供給に関すること。 5 義援金の受付に関すること。 6 防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人国立病院機構	1 災害医療の拠点となる国立病院機構の病院の連携、情報交換に関すること。 2 災害医療班の編成・派遣に関すること。 3 被災地での医療救護に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	1 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 2 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
西日本高速道路株式会社	1 西日本高速道路株式会社の管理する道路等の整備・改修に関すること。
自動車輸送機関（日本通運株式会社、鹿児島県トラック協会等）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	1 災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力送配電株式会社 鹿児島営業所、加世田営業所)	1 電力施設の整備と防災管理に関すること。 2 災害時における電力供給確保に関すること。 3 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	1 ガス施設の整備と防災管理に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	2 災害時におけるガス供給確保に関すること。 3 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会 (日置市医師会)	1 災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会 (いちき串木野日置歯科医師会)	1 災害時における歯科医療に関すること。 2 身元確認に関すること。
鹿児島県薬剤師会	1 災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	1 災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会	1 公共土木建設の被害情報の収集に関すること。 2 公共土木建設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

2-6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、本市及び鹿児島県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	1 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 2 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
病院等経営者	1 防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 2 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 3 被災負傷者等の収容保護に関すること。 4 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 5 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	1 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 2 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
日置市社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 2 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	1 被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
学校法人	1 防災に係る施設の整備と防災教育の実施及び避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 2 災害時における幼児、児童、生徒及び学生の避難誘導に関すること。 3 災害時における応急教育の対策に関すること。 4 被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	1 水道施設の整備と防災管理に関すること。 2 災害時における水の確保に関すること。 3 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
農業協同組合 (さつま日置農業協同組合)	1 農作物の被害防止対策、災害調査、応急対策と災害復旧に関すること。 2 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
漁業協同組合	1 漁船の遭難防止の対策に関すること。

(江口漁協、吹上漁協)	2 被災漁家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
日置市商工会	1 商工業の被害防止対策、災害調査、応急対策と災害復旧に関すること。 2 被災会員等に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	1 それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第4章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、本市及び鹿児島県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1節 住民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及、啓発活動をはじめとする市・消防機関及び県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、市、県及びその他防災関係機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2節 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、市、県及びその他防災関係機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第5章 日置市の地勢及び災害記録

本章では、日置市の位置、自然条件（地形、地質等）及び社会条件並びに豪雨・台風や地震等の災害記録及び災害特性を示す。

第1節 市の概要

1-1 市の位置

日置市は、鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、総面積は 253.01k m²（平成 27 年 10 月 1 日現在：国土地理院公表）である。

東は鹿児島市、北はいちき串木野市と薩摩川内市、南は南さつま市にそれぞれ隣接し、西は東シナ海に面している。



資料：国土数値情報（行政区域）

1-2 地形・地質

(1) 地勢

大部分が山間地帯で、江口川、大里川、神之川、下谷口川、長松川、大川、山之口川、永吉川、小野川、伊作川、堀川が西へ流れ東シナ海へと注いでいる。また、各流域に帶状の平地が

開け、東市来地域、伊集院地域、日吉地域及び吹上地域が形成されている。

水田は、主に河川流域に開けているが、山間の冷湿田も多く、また、景観の美しい棚田も残されている。

畑は、主に丘陵部に階段状に分布し、これらの台地周辺と東部、南部が山林地帯となっている。

(2) 地形

日置市の北東部には、標高 300 メートル以上の山地の連なる比較的高い台地状地形を形成し、北部には、鹿児島市境に位置する標高 523.1 メートルの重平山があり、また、東部地域は薩摩半島の脊梁部をなす中起伏性の南薩山地が連なっている。南部には、南さつま市境に位置する標高 446 メートルの高倉山があり、西部地域は、東シナ海に面し、日本三大砂丘のひとつ吹上浜が形成されている。

東部地域の脊梁山地から西へ行くにつれて高度は次第に低下し、河川流域に沿った台地状の地形が形成されている。

日置市の北東部から南東部にかけての地域は、薩摩半島の南薩山地が連なっており、八房川、大里川、江口川、神之川、野田川、長松川、下谷口川、大川、毘沙門川、山之口川、森護川、永吉川、二俣川、小野川、伊作川、湯之浦川、堀川などの河川が、脊梁山地から東シナ海へ注いでいる。

また、永吉川の支流となる二俣川には永吉ダムがあり、豊富な水量を蓄えている。

(3) 地質

地質は、約 90% が火山灰土壤で、一部安山岩の地域があり、海岸砂丘地や河川沿いには沖積層が発達している。土質は、約 60% が砂質土壤である。

市全域に含水により崩壊しやすいという耐水性をもつシラスが分布し、豪雨のたびに災害の原因をなしており、安山岩に覆われ、平坦地の一部は、海岸線砂丘の影響を受け、砂質土壤や火山灰シラス層が多く林地崩壊、地すべりの危険箇所が多くみられる。

1-3 気候

本市は、山間部、平たん部、海岸地帯と三つに大別され、若干の相違はあるものの、気象は比較的温暖である。

山間部は、比較的寒冷地帯で気温は、年平均 16°C であり、平たん部、海岸部では、年平均 17.1°C となっている。初霜は、11 月中旬頃で、最終霜は 3 月中旬から下旬で、山間部においては、霜害による農作物の被害が比較的に多い。

降水量は、年間平均 2,228 mm で県平均降雨量とほぼ等しく、特に南西諸島で発生した熱帯低気圧が発達しながら北上するに伴って、台風街道とも呼ばれる九州沿岸部（特に鹿児島県を縦断しながら）を通過することに伴い、毎年 8 月から 10 月に掛けて大量の雨、風を伴った台風が年に数回襲来している。

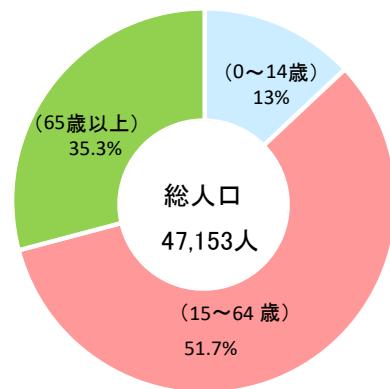
1-4 社会条件

(1) 人口・世帯数

日置市の人口・世帯数は、令和2年国勢調査によると47,153人、19,415世帯である。

市全域の人口密度は186.4人/km²となっており、年齢構成を見ると65才以上の高齢者の占める割合は35.3%で、高齢化率が高い。

高齢者の中には、一人暮らしも多く、風水害等災害発生時には高齢者対策が重要となる。さらに、障害者や高齢者、子どもなども含めたいわゆる要配慮者に対する各地区の避難支援や保護体制などの確立が大きな課題となる。



資料：総務省「令和2年国勢調査」

(2) 道路・交通等

日置市の主要な交通網は、道路では南九州西回り自動車道の伊集院ICが開設され、鹿児島ICから伊集院・東市来を経て八代方面への整備が進み、国道3号線が伊集院・東市来を横断し、いちき串木野市から南さつま市につながる国道270号線が市西部の東市来・日吉・吹上を海岸線に沿って縦断している。

また、九州旅客鉄道鹿児島本線が市北部の伊集院、東市来を東西に横断し、伊集院・東市来・湯之元の3駅があり、東市来では国道3号線と並行している。

各交通網は、低地部、山地部を通る区間も多く、大雨時には土砂災害による閉鎖が発生する可能性がある。

漁港は、第1種漁港（吹上漁港）が1港、第2種漁港（江口漁港）が1港ある。

第2節 災害記録

2-1 風水害

本市における災害は、台風災害が特に著しく、毎年3～4回は大雨を伴った台風の襲来を受けている。

過去において特に被害を被った台風は昭和20年9月17日の枕崎台風、昭和24年6月20日～21日にかけてのデラ台風、昭和26年10月14日のルース台風、昭和40年8月6日の台風15号、昭和46年8月5日の19号台風、平成5年の台風13号、平成11年の台風18号である。特にルース台風と15号台風の被害は大きく、災害救助法を適用するなど、高潮や家屋倒壊が著しく、山腹崩壊及び地すべり等により家屋倒壊、河川・道路災害等が出ている。

毎年梅雨時期から9月までの期間における大雨による被害は、県内でも比較的少ないものの、集中豪雨により、がけ崩れ、田畠の流失、河川堤防・道路の決壊、農作物などの被害を起こしている。

特に昭和44年6月30日及び7月5日の集中豪雨は大きなもので、旧日吉町では6月30日

から7月8日までに623mmを記録し、7月5日においては午前中の3時間（9時～12時）の間に100mm以上を記録し、各所に大小河川の氾濫、堤防の決壊、がけ崩れ、地すべり等による家屋倒壊、床上床下浸水など大災害を起こしている。

昭和46年8月5日に襲来した台風19号の災害においては、風による被害は少なかったが、雨は4日の夜半過ぎから5日朝までの集中豪雨により各所にがけ崩れ、地すべり、道路河川の堤防決壊などの大災害を引き起こし、また、満潮時とも重なり床上床下浸水、農作物等への大被害を受けた。

また、平成5年夏の異常気象は本県においても入梅後、梅雨明けもはっきりしないまま県内各地で集中豪雨（8・6鹿児島豪雨）により、旧東市来町では特に大里川、江口川、八房川上流の養母地区を中心に、家屋の全半壊、床上床下浸水、農地、橋梁の流失、道路、河川堤防の決壊などの被害を受けた。旧伊集院町では土砂崩れによる家屋倒壊、道路や橋の決壊、河川の氾濫などのほか、中川や上神殿で、死者1名、負傷者12名という人的被害を受けた。旧吹上町でもがけ崩れ、地すべり、道路、河川堤防の決壊など随所に大災害を受けた。

さらに追い討ちをかけるように台風7号、台風13号の襲来等により、死者・行方不明者119人（金峰町扇山がけ崩れ死者20人）も出す甚大な被害が発生した。旧日吉町においてもこの間の総雨量は2,000mm以上を記録し9月20日の当日、雨は降っていなかつたものの毘沙門地区において、地すべり大災害が発生し消防、警察、自衛隊、消防団員、地元ボランティア及び建設業者等の応援により救出を行ったものの2人の犠牲者が出了。

2-2 火災

日置市の近年の火災発生件数は次表の通りであるが、出火原因としては、焼却火の放置等や飛び火等が多い。また、昭和30年以降の災害救助法を適用した大きな火災はない。

本市の地理的条件と季節風による強風、また、建物の構造から大火を引き起こす可能性はあり得ることから、耐火構造建築物の建設推進等、発生防止にも今後十分注意する必要がある。

種別 年別	合計	建物	林野	車両	その他
平成30年	38	14	5	1	18
令和元年	32	10	2	1	19
令和2年	36	13	4	0	19
令和3年	22	10	2	1	9
令和4年	24	8	3	0	13

（日置市消防年報）

2-3 地震

鹿児島県本土は、九州でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、中でも本市域は活断層及びプレート境界域起源の地震による災害の記録がない地域である。

しかしながら、地震は、その発生のメカニズムが完全に解明されてはおらず、活断層やプレートのない場所でも発生しており、いつでも何処でも発生する可能性があることから、今後大きな災害を引き起こす地震が発生することも十分考えられるため、平常から地震災害に備える体制を整えておく必要がある。

本市において発生した大規模な地震は、1913年（大正2年）6月29日及び30日の2日間で2度の大規模な地震が発生した「日置地震」（震源地：伊集院、マグニチュード6.4）である。本地震は、1914年（大正3年）に発生した桜島の大正噴火の前兆現象のひとつとして数えられており、同時期にはこの地震のほかに、日向灘地震（1909年・マグニチュード7.9）や喜界島近海地震（1911年・マグニチュード8.0）などの大規模な地震が発生している。

2-4 津波

津波については、記録に残る範囲においては、本市に大きな被害を及ぼした津波の発生はない。県全体で見ると、1662年に大隅で、1778年に沖永良部諸島、1960年にチリ地震津波で太平洋沿岸地域、特に奄美大島が被害を受けている。

このように稀ではあるが、県内においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想されるので、津波に対する対策も決して怠ってはならない。

第6章 災害の想定

本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況及び各種被害想定結果等から、本計画の策定に当たって想定すべき災害を明らかにする。

第1節 風水害

1-1 想定災害

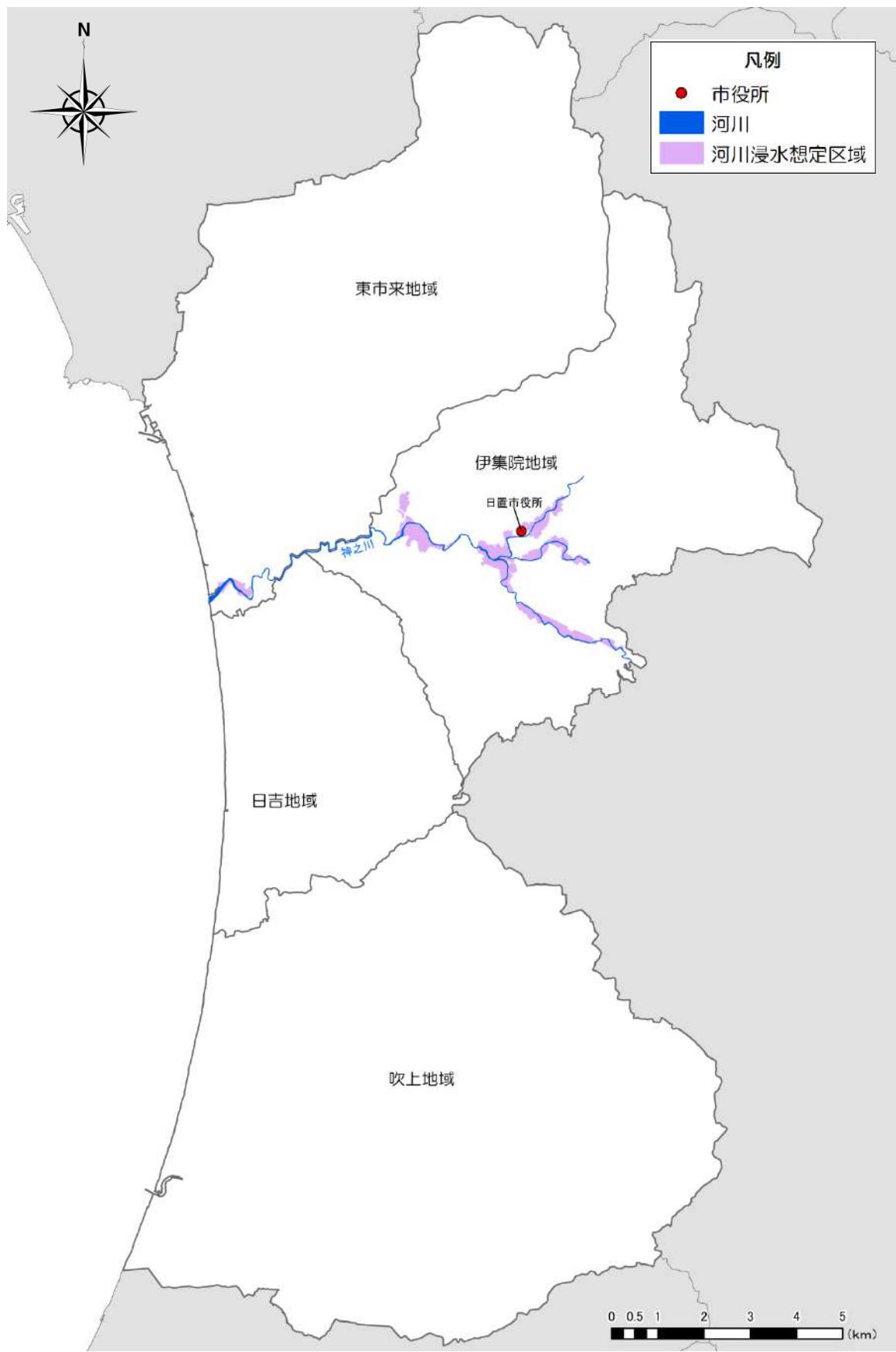
鹿児島県において、既往の風水害のうち、最大規模であった平成5年（1993年）8月5日～7日にかけての大暴雨と同程度の豪雨に加え、同年9月1日～3日にかけての台風第13号による大雨・暴風と同程度の災害を想定災害として位置づける。

同災害の概要及び被害状況（鹿児島県全域）は以下の通りである。

想定項目	災害名／年月日	鹿児島豪雨 (平成5年8月5日)	台風第13号 (平成5年9月1日)
気象概況		<ul style="list-style-type: none"> 時間最大雨量 56 mm（鹿児島）6日19時 65 mm（入来峠）6日18時 日最大雨量 259 mm（鹿児島）6日 369 mm（川内）6日 総降水量の最大値 392 mm（川内） 	<ul style="list-style-type: none"> 最大瞬間風速・風向 59.1m／秒（種子島）・南 3日15:45 最大風速・風向 33.7m／秒（沖永良部島）・南 3日02:40 総降水量の最大値 313 mm（枕崎）
人的被害 (名)	死者数	48	33
	行方不明	1	-
	重傷	12	15
	軽傷	52	160
建物被害 (戸)	全壊	298	226
	半壊	193	706
	一部破損	588	31,899
	床上浸水	9,378	1,381
	床下浸水	2,754	3,903

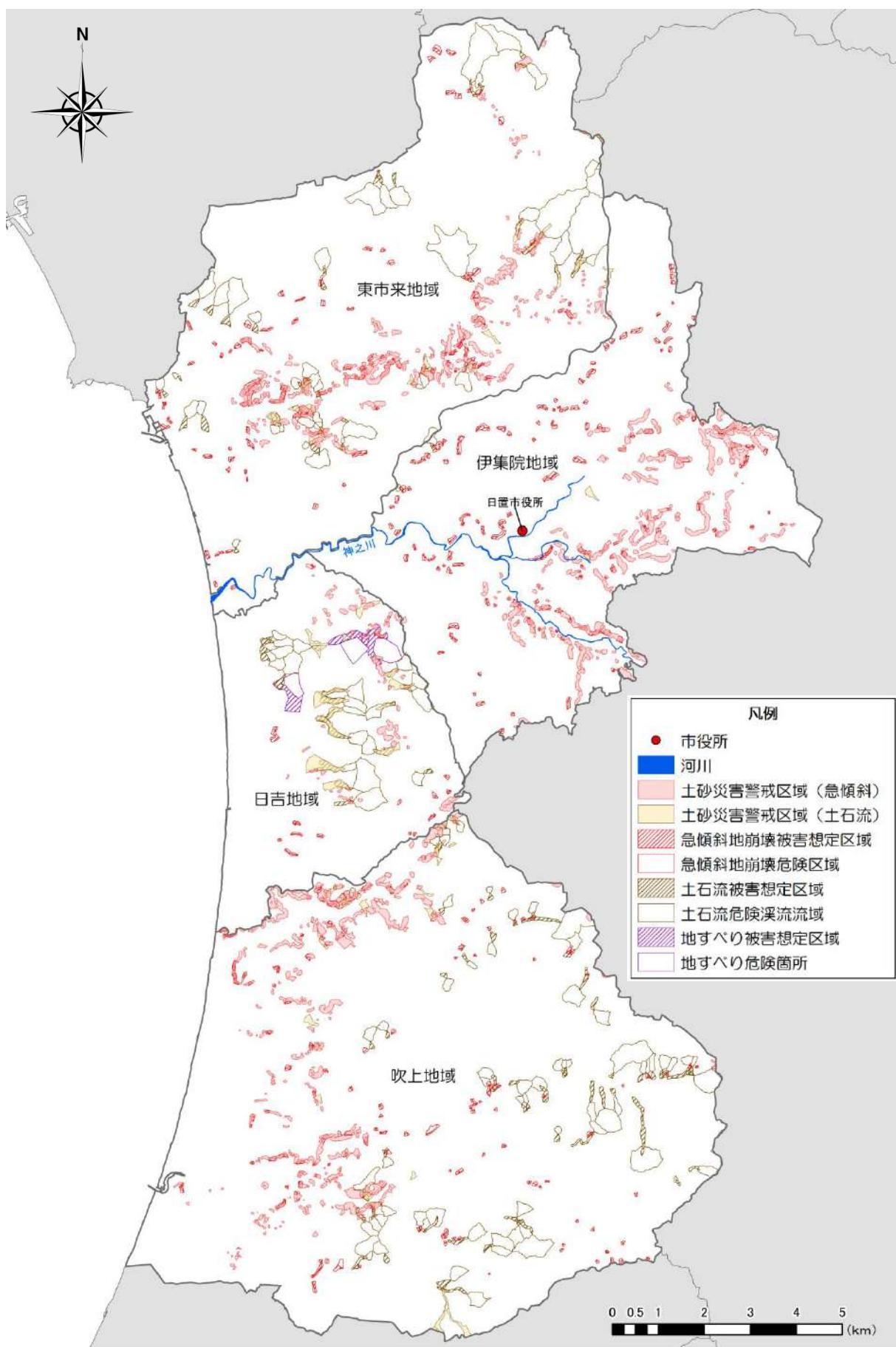
1-2 各種ハザードの指定状況

(1) 神之川浸水想定区域



資料：国土数値情報（行政区域）、鹿児島県土木部河川課（神之川浸水想定区域）

(2) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域



資料：国土数値情報（行政区域）、鹿児島県土木部河川課（土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域）

第2節 地震・津波

地震・津波については、県において平成24年度から2カ年で「鹿児島県地震等災害被害予測調査」を実施し、同調査報告書において想定地震及び被害想定結果等が示されており、本市が想定する地震・津波及び被害想定についても、本調査結果に準ずるものとする。

以下では、「鹿児島県地震等災害被害予測調査 報告書概要版」より、本市に関連のある調査結果等について抜粋して整理する。

なお、本想定は、一定の仮定を置いて算出した結果であり、今後、活断層調査等が進められ、県の地震環境がより詳しく解明されれば、想定条件が変わる可能性もあり、また、現実の災害時には、これらとは異なる被害状況となることもあり得るため、想定結果の数字を固定期に捉えないよう留意する必要がある。

2-1 想定する地震

本調査で想定する地震等の概要は以下の通りである。

No.	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード	モーメントマグニチュード	震源断層上端の深度(km)	日置市における最大震度及び最大津波高		
					最大震度	津波到達時間(分)	津波高(m)
01	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	6弱	—	—
02	県西部直下【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	6強	24	3.12
03	甑島列島東方沖【甑断層帯(甑区間)近辺】	7.5	6.9	1	5強	28	6.58
04	県北西部直下【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	5弱	—	—
05	熊本県南部【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	4	—	—
06	県北部直下【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	4	—	—
07	南海トラフ【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	基本・西側:5強 東側・陸側:5弱	(CASE5) 314 (CASE11) 307	(CASE5) 3.60 (CASE11) 3.71
08	種子島東方沖	—	8.2	10	5強	155	2.17
09	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	5弱	134	3.01
10	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	3	207	2.42
11	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	2	232	2.16
12	桜島北方沖 A【桜島の海底噴火】	—	—	—	—	—	—
12	桜島東方沖 B【桜島の海底噴火】	—	—	—	—	—	—

※気象庁マグニチュードとモーメントマグニチュードについて

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュードを算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュードを求めている。プレート境界の海溝型の地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュードを求めている。

2-2 津波浸水想定区域



資料：国土数値情報（行政区域）、鹿児島県土木部河川課（津波浸水想定区域）

2-3 被害想定結果

ここでは、以下の被害想定項目について、日置市において被害が最大となるケースの被害想定結果を整理する。

- | | |
|-----------------------|---------------|
| (1) 建物被害 | (6) 生活支障の被害 |
| (2) 屋外転倒、落下物の発生における被害 | (7) 災害廃棄物等の想定 |
| (3) 人的被害 | (8) その他の被害 |
| (4) ライフライン施設の被害 | (9) 被害額 |
| (5) 交通施設被害 | |

(1) 建物被害

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計
全壊・焼失棟数	550 棟	870 棟	20 棟	0 棟	620 棟	2,100 棟
半壊棟数	1,700 棟	3,300 棟	50 棟	0 棟		5,100 棟

（注1）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 屋外転倒、落下物の発生における被害

1) ブロック塀等の転倒

【最大被災ケース：県西部直下】

	塀件数	倒壊件数
ブロック塀	3,700 件	1,000 件
石塀	810 件	600 件
コンクリート塀	830 件	220 件
合計	5,400 件	1,800 件

（注1）四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2) 自動販売機の転倒

【最大被災ケース：県西部直下】

	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
自動販売機	2,000 台	20 台

3) 屋外落下物の発生する建物

【最大被災ケース：県西部直下】

	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
建物棟数	900 棟	210 棟

(3) 人的被害

1) 死者・負傷者等

【最大被災ケース：県西部直下（冬深夜）】

区分	建物倒壊		斜面崩壊	津波	火災	ブロック塀等の転倒、屋外落下物	合計
	うち屋外収容物移動・転倒等						
死者数	60人	—	—	0人	—	—	60人
負傷者数	580人	60人	—	0人	—	—	580人
重傷者数	330人	10人	—	0人	—	—	330人

(注1) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注2) —：わずか

2) 摆れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）

【最大被災ケース：県西部直下（冬深夜）】

揃れによる建物被害に伴う要救助者数	90人
-------------------	-----

3) 津波被害に伴う要救助者・要捜索者

【最大被災ケース：甑島列島東方沖（夏12時）】

要救助者数	0人
要捜索者数	80人

※参考：南海トラフの巨大地震の場合の想定結果（夏12時）

要救助者数	0人
要捜索者数	80人

(4) ライフライン施設の被害

1) 上水道

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
46,700人	15,600人	33%	14,600人	31%	9,500人	20%	1,400人	3%

2) 下水道

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

処理人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率	支障人口	機能支障率
16,800人	860人	5%	640人	4%	190人	1%	30人	—

(注1) —：わずか

3) 電力施設

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

電灯軒数	被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
46,000 軒	1,200 軒	3%	560 軒	1%	90 軒	—	10 軒	—

(注 1) —：わずか

4) 通信（電話）

【最大被災ケース：県西部直下（冬 18 時）】

■ 固定電話不通回線数

回線数	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率	不通回線数	不通回線率
14,900 回線	730 回線	5%	10 回線	—	—	—	0 回線	0%

(注 1) —：わずか

■ 携帯電話不通ランク

被災直後		被災 1 日後		被災 4 日後		被災 1 週間後	
停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク	停波基地局率	不通ランク
7%	—	1%	—	—	—	—	—

(注 1) —：わずか

※携帯電話不通ランク：市の停電率、固定電話の不通回線率よりつながりにくさをランク付けしたもの。

5) ガス（プロパンガス除く）

【最大被災ケース：鹿児島湾直下（冬 18 時）】

復旧対象 需要戸数	被災直後		被災 1 日後		被災 1 週間後		被災 1 ヶ月後	
	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率	供給停止 戸数	供給停止率
300 戸	300 戸	100%	60 戸	21%	60 戸	18%	—	1%

(注 1) —：わずか

(5) 交通施設被害

1) 道路（高速道路、一般道路）

【最大被災ケース：県西部直下】

津波浸水域	—
津波浸水域外	40 箇所
合計	40 箇所

(注 1) —：わずか

(注 2) 交通道路・一般道路における被害箇所数の合計

(注 3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2) 鉄道

【最大被災ケース：県西部直下】

在来線等	津波浸水域	0 箇所
	津波浸水域外	30 箇所
	合計	30 箇所

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3) 漁湾・漁港

【最大被災ケース：県西部直下】

■漁湾・漁港係留施設被害箇所数

岸壁		その他係留施設	
岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
		10 箇所	10 箇所

(注1) —：わずか

■被災防波堤延長

防波堤延長	1,200m
被災防波堤延長	0m

※全ての被災ケースにおいて被災防波堤延長は「0」と想定されている。

(6) 生活支障の被害

1) 避難者

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
3,400人	2,000人	1,400人	5,800人	2,900人	2,900人	4,700人	1,400人	3,300人

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2) 帰宅困難者

被災時に就業、通学等で外出している人数	19,200人
うち徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる帰宅困難者	2,500人

3) 物資

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布	食糧	飲料水	毛布
7,300 食	43,700 ℥	4,100 枚	10,400 食	28,600 ℥	5,800 枚	5,100 食	4,300 ℥	2,800 枚

（7）災害廃棄物等の想定

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

災害廃棄物（万トン）			災害廃棄物（万m³）		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
10万トン	—～一万トン	10～20万トン	10万m³	—～一万m³	10～10万m³

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（8）その他の被害

1) エレベータ内の閉じ込め

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

エレベータ停止建物棟数			エレベータ停止台数			エレベータ閉じ込め者数		
事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注1) —：わずか

2) 孤立集落

孤立に至る条件に該当する農業集落	2
全ての被災ケースにおいて孤立する可能性のある集落	0

（9）被害額

【最大被災ケース：県西部直下（冬18時）】

建物	資産	ライフライン					交通				土地	災害廃棄物	合計
		上水道	下水道	電力	通信 (電話)	ガス	道路	鉄道	漁港	その他の公共土木施設			
880	270	—	20	—	—	—	10	10	0	10	—	30	1,200

(注1) —：わずか

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注3) 単位：億円

第3節 火山災害

本県は、現在も活発な活動を続ける桜島や霧島山をはじめとする11の活火山を有する全国でも有数の火山県である。このような中で桜島は、大正の大噴火とそれに伴う地震で死者・行方不明者58名、負傷者112名、家屋の消失2,148棟家屋の全半壊315棟という甚大な被害が発生した。

今後も同様の噴火は繰り返されることが予想されることから火山噴火に備えておくことが重要である。

過去に大規模な噴火を繰り返している桜島で大規模な噴火が発生すると広い範囲に影響が及ぶため、噴火時には住民に必要な情報を迅速かつ正確にお知らせし、住民の安心安全の確保を図る必要がある。

第4節 ダム施設の災害

県では、ダムの決壊による災害発生時の適切な避難活動の指針とするため、平成25年度に永吉ダムのハザードマップを、平成27年度に松元ダムのハザードマップを作成した。

万が一の地震や大雨によって、ダムが決壊した時の浸水想定区域や水深を事前に把握し、避難経路や避難場所の確認など、平時から備えておくことが重要である。

4-1 ダムの諸元

永吉ダムは、日置市吹上町永吉の二級河川永吉川の支流二俣川に位置し、農地防災、かんがい用水を目的としたダムで、松元ダムについては、鹿児島市直木町の高田川上流端にあるかんがいを目的としたダムである。

区分	松元ダム	永吉ダム
河川名	永吉川水系高田川（普通河川）	永吉川支流二俣川（普通河川）
位置	鹿児島市直木町	日置市吹上町永吉宇柱野
ダム形式	重力式コンクリートダム	傾斜コア型ロックフィルダム
堤高	38.5m	37.0m
堤頂長	144.0m	148.0m
堤頂巾員	4.0m	8.0m
堤体積	44,800 m ³	215,000 m ³
流域面積	2.9 m ²	38.35 k m ²
満水面積	0.063 k m ²	95.5 k m ²
総貯水量	640,000 m ³	1,174,000 m ³

4-2 想定災害

下図は、永吉川水系高田川に建設された松元ダムと永吉川水系二俣川に建設された永吉ダムについて、万が一、巨大地震により流出が起きた際の浸水想定区域と、想定される水深、到達時間を示したものである。

この浸水想定区域等は、現時点の永吉水系の河川の整備状況等を勘案して、永吉川水系が洪水時に地震が発生し、松元ダム、永吉ダムからの浸水が起きるという状況をシミュレーションにより求めたものである。

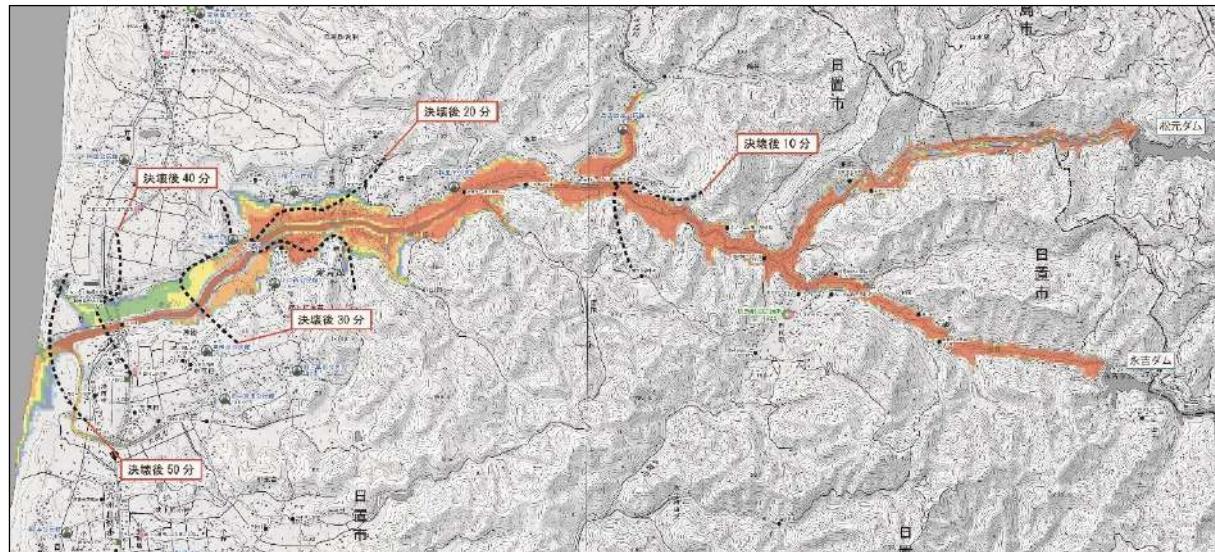
なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していないので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

また、この浸水想定区域は及び水深は、計測時間（3時間）中の最大値を表示している。

■ 決壊時の最大流出量と総流出量

ダム	最大流出量	総流出量
松元ダム	約 5,500 m ³ / s	640 千m ³
永吉ダム	約 5,000 m ³ / s	1,174 千m ³

■ ダムハザードマップ



出典：鹿児島県鹿児島地域振興局

第5節 農業用水利施設の災害

市では、農業用水利施設の決壊による災害発生時の適切な避難活動の指針とするため、平成25年度に下太郎地区ため池のハザードマップを、平成30年度にみどり池、令和3年度に萩之尾池、谷之口池、桜ヶ宇都池、宇都池、内ノ田ため池、令和4年度に美山ため池、柿之迫ため池、二石池、山田新池、小谷池、御伊勢殿池のハザードマップを作成した。

万が一の地震や大雨によって、農業用水利施設が決壊した時の浸水想定区域や水深を事前に把握し、避難経路や避難場所の確認など、平時から備えておくことが重要である。

5-1 ため池の緒元

池名称	型式	天端幅 (m)	堤体高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
下太郎池	アースコアダム (斜面コア型)	6.0	11.0	75.0	32,000
山之口池	アースコアダム (斜面コア型)	4.2	10.2	71.0	12,680
堂園池	アースコアダム (斜面コア型)	4.0	4.6	36.0	6,285
みどり池	アースダム (均一型)	4.0	5.2	38.0	14,000
萩之尾池	アースダム (均一型)	3.4	5.0	32.0	11,000
谷之口池	アースダム (均一型)	3.5	5	32.0	8,000
桜ヶ宇都池	アースダム (均一型)	4.0	5.0	48.0	7,000
宇都池	アースダム (均一型)	4.5	4.3	50.0	11,000
内ノ田ため池	中心遮水 ゾーン型	11.0	6.0	43.0	25,000
美山ため池	アースダム (均一型)	5.5	3.6	16	13,000
柿之迫ため池	アースダム (均一型)	5	2.9	10	1,500
二石池	アースダム (均一型)	3	3.9	50	1,800
山田新池	アースダム (均一型)	5	6	43	5,100

池名称	型式	天端幅 (m)	堤体高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (m ³)
小谷池	アースダム (均一型)	8.5	3	20	4,000
御伊勢殿池	アースダム (均一型)	4	5	41	4,100

みどり池は、農業用水として面積 A=8 h a かんがい戸数 32 戸が利用している。築造年代は不明。

5-2 想定被害

下図は、ため池について、万が一、巨大地震により流出が起きた際の浸水想定区域と、想定される水深、到達時間を示したものである。

ため池はん濫シミュレーションの想定災害は、下表に示すように、ため池が豪雨時や地震によって決壊した場合を想定したものである。

ため池決壊時の貯水量は、大雨により満水状態と想定し総貯水量とする。

■ 想定災害

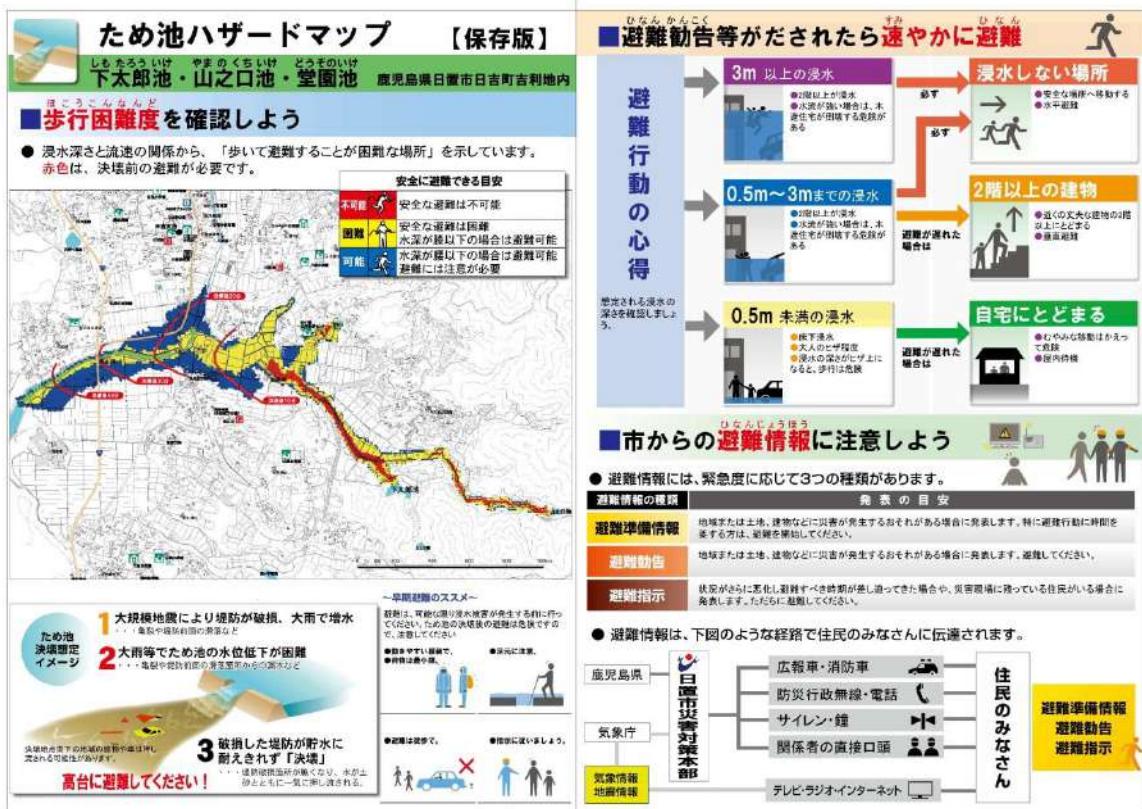
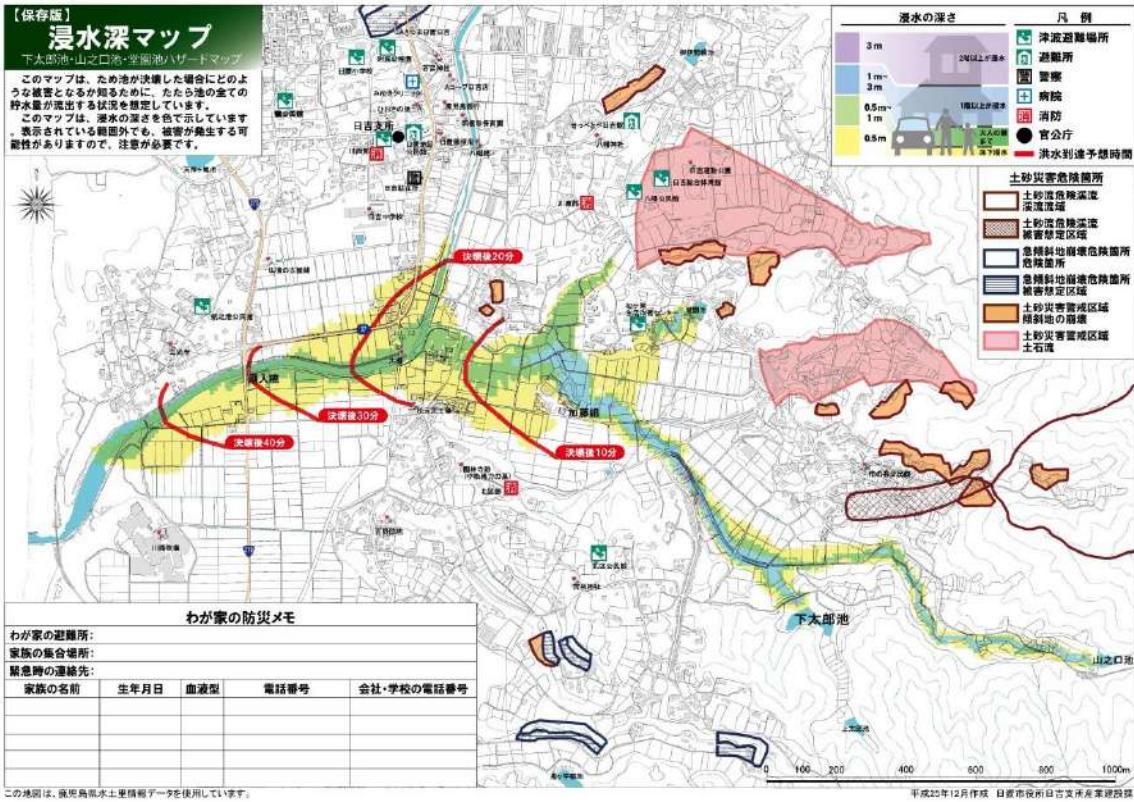
想定災害	経過	ため池の状態
大雨時 大規模地震発生 (洪水時を含む)	地震直後	ため池の堤が損傷を受ける。

※下太郎池のため池の決壊は、2級河川「山之口川」水系である「山之口池」、「堂園池」も同時に決壊した場合の浸水想定区域図を作成した。

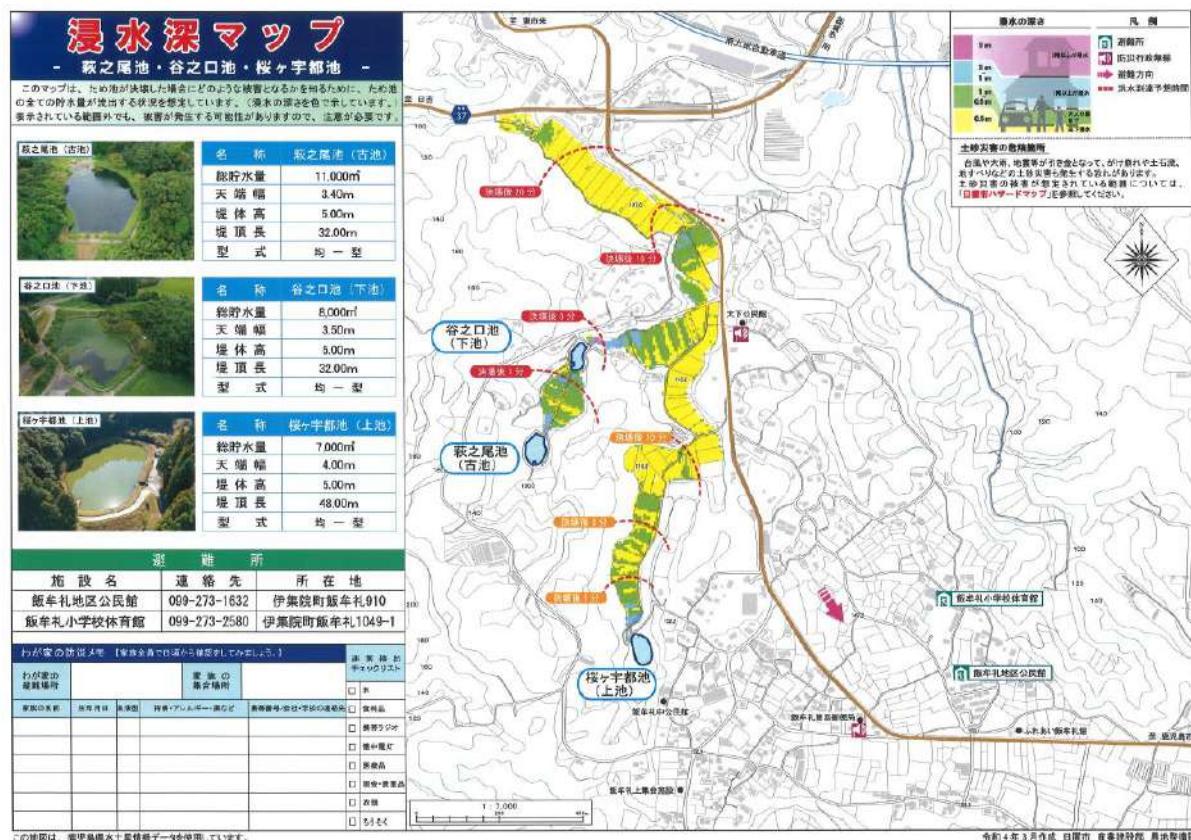
下太郎池決壊時の貯水量は、地震時のはん濫を想定し、常時満水状態 (F.W.L.) とした。

また、この時の破堤水量には、洪水時を想定した洪水吐設計洪水量が含まれていることから、降雨時の地震災害も想定内となる。

■ 下太郎池・山之口池・堂園池ハザードマップ



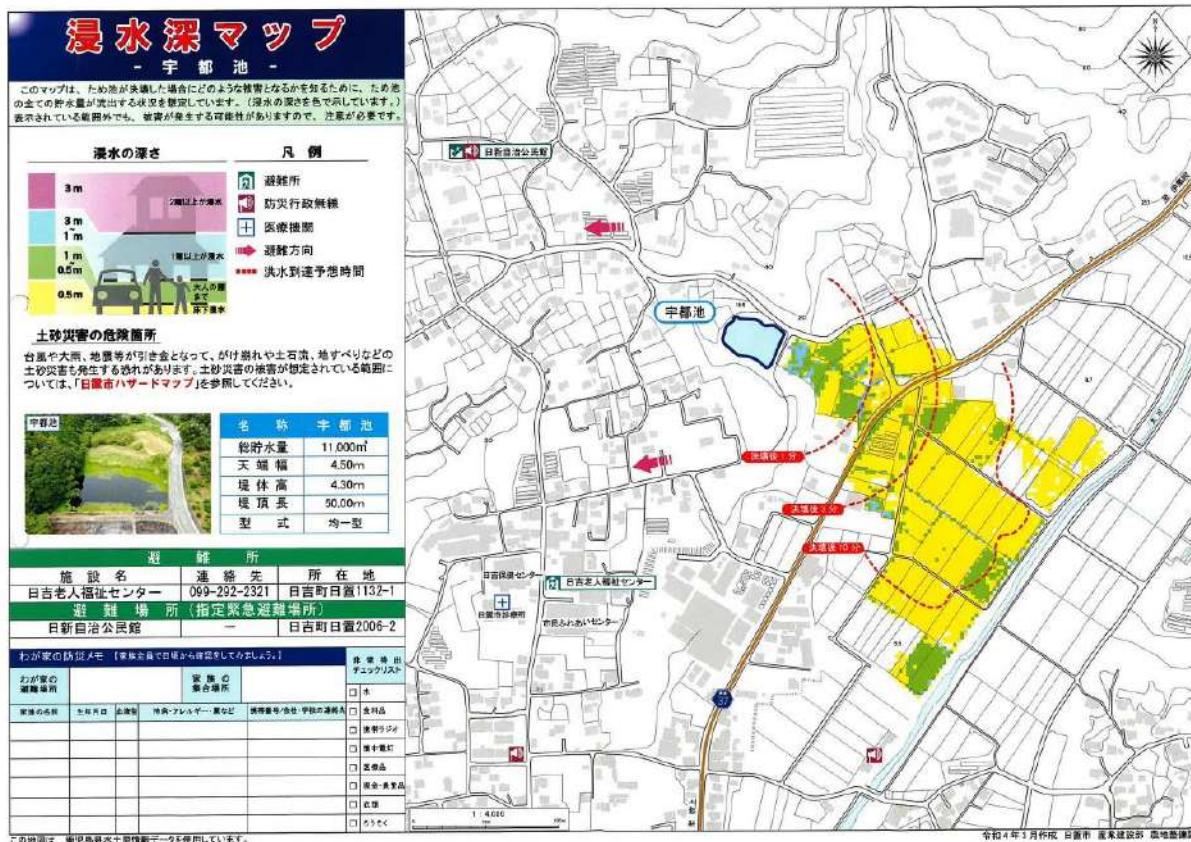
■ 萩之尾池・谷之口池・桜ヶ宇都池ハザードマップ



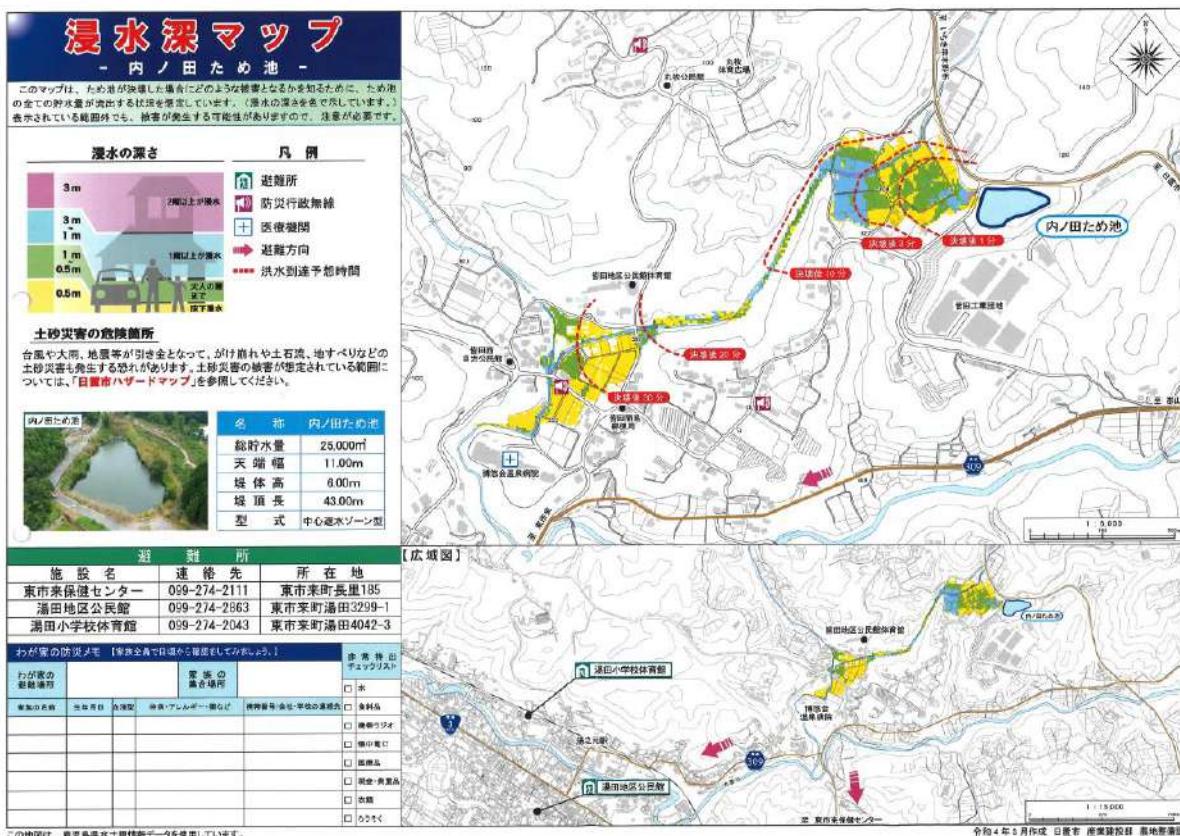
この地図は、鹿児島県水土環境データを使用しています。



■ 宇都池ハザードマップ



■ 内ノ田ため池ハザードマップ



この地図は、鹿児島県水土里情報データを使用しています。

内ノ田ため池ハザードマップ

【問合せ先】 日置市 産業建設部 農地整備課 099-273-8873

ため池決壟について知ろう

警戒レベル	避難情報等	みなさんがとるべき行動	状況
5	緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保	災害発生又是切迫
4	ひななし 避難指示	危険な場所から 全員避難	災害のおそれ高い
3	こうやいじょとうなん 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮 注意報 等	自らの避難行動を確認	気象状況悪化
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	今後気象状況悪化のおそれ

行政からの呼びかけ（避難情報）に注意しよう

歩行困難度を確認しよう

●浸水の深さと流速の関係から、「歩いて避難することが困難な場所」を示しています。特に赤色、黄色は歩行が困難となるため、避難指示等が出されたら必ず避難してください。

歩行困難度目安

平野部	安全な避難は不可能
丘陵	安全な避難は困難
河川	避難には注意が必要

避難行動の心得を確認しよう

避難する際

- ガスの元栓・電気のブレーカーをチェック
- 決済された避難所へ向かうだけ
- 非常時でも立ち止まらずに

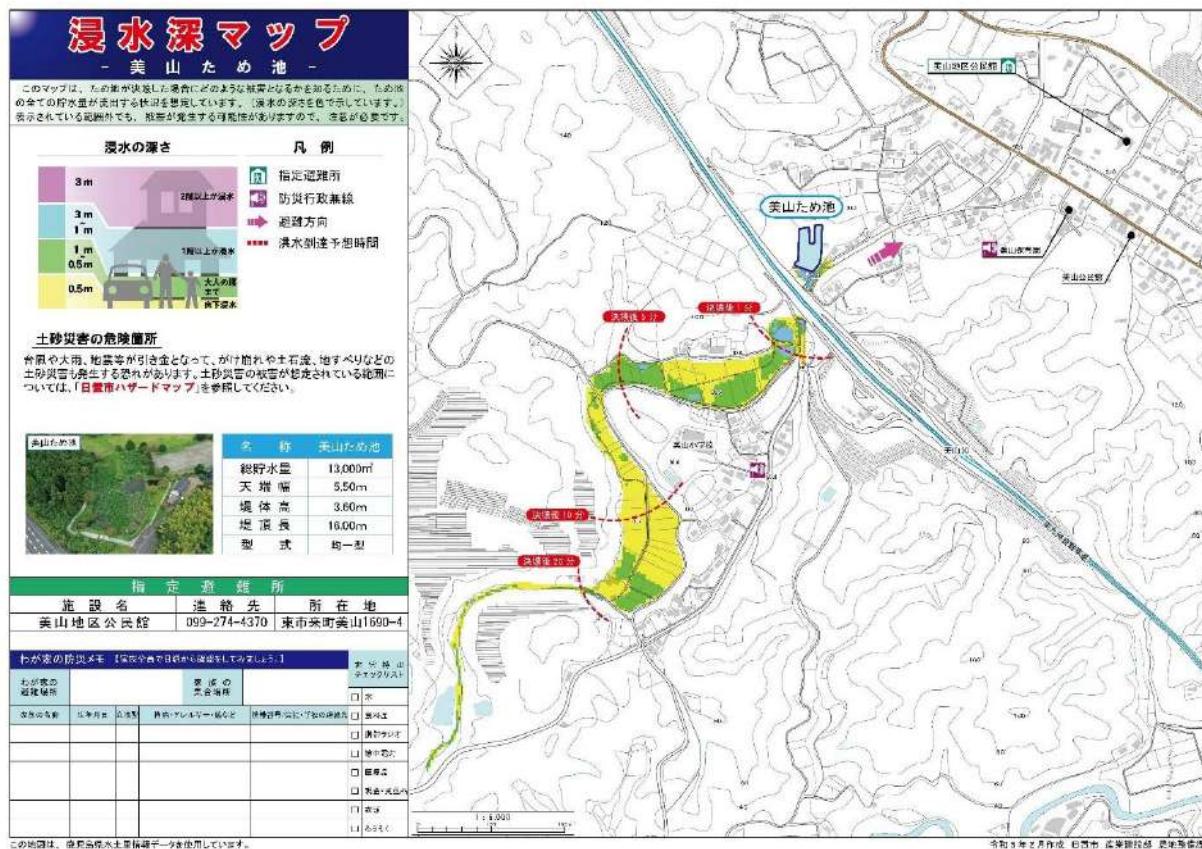
安全なルート

- 避難するときは、地すべりや土石流など災害のあらたんは避ける
- 避難するときは、高い道路を避け、水路などを十分考慮する

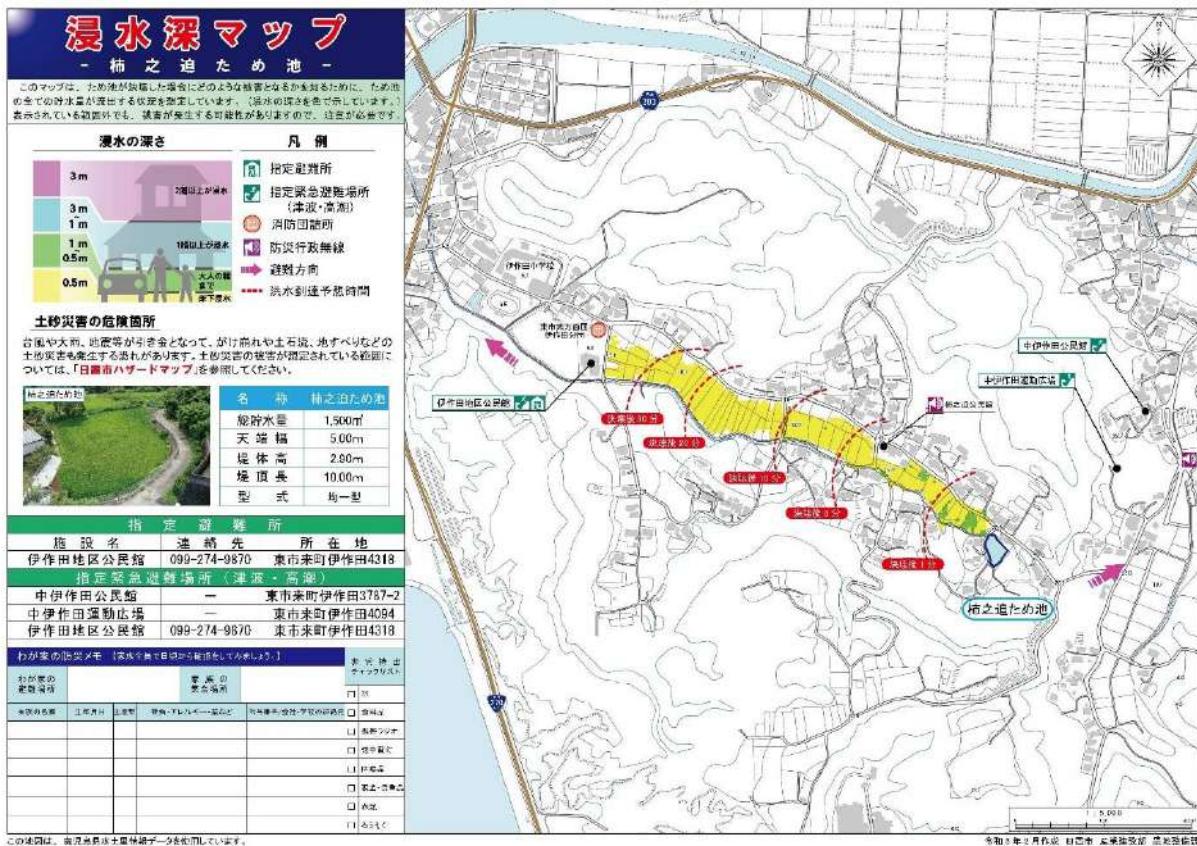
協力し合って

- 近所のお年寄りや障がいなどに声かけ協力
- NTT災害用伝言ダイヤル

■ 美山ため池ハザードマップ



■ 柿之迫ため池ハザードマップ

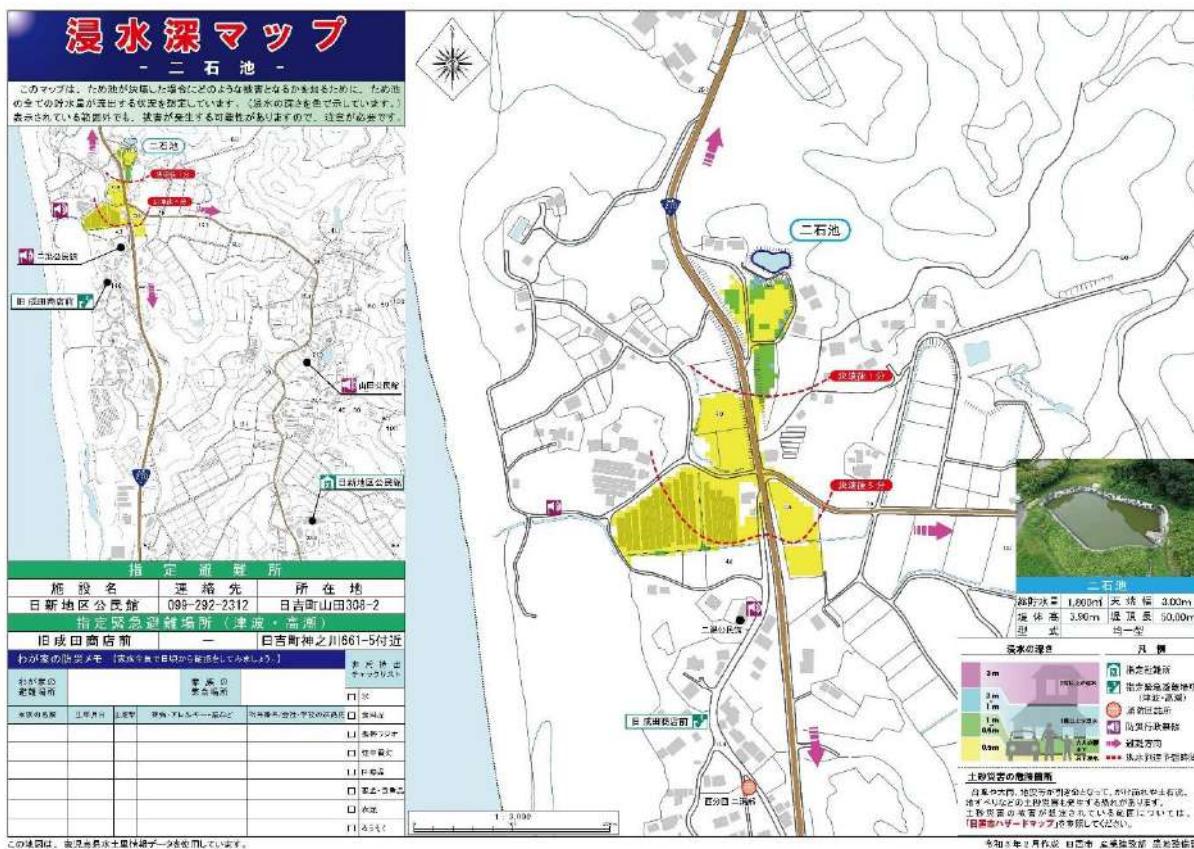


この地図は、鹿児島県水土里情報データを適用しています。

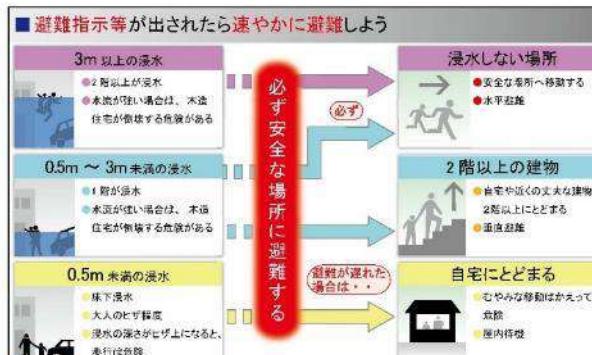
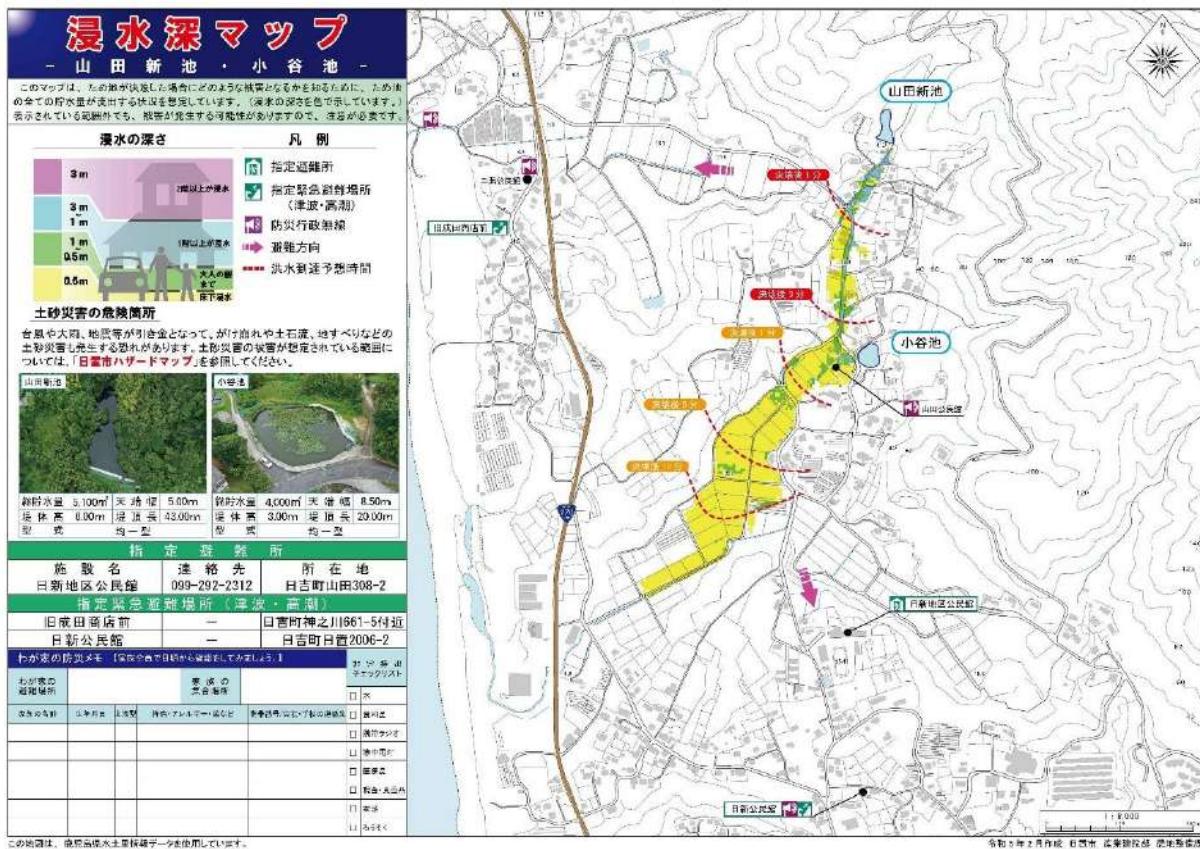


總則

■ 二石池ハザードマップ

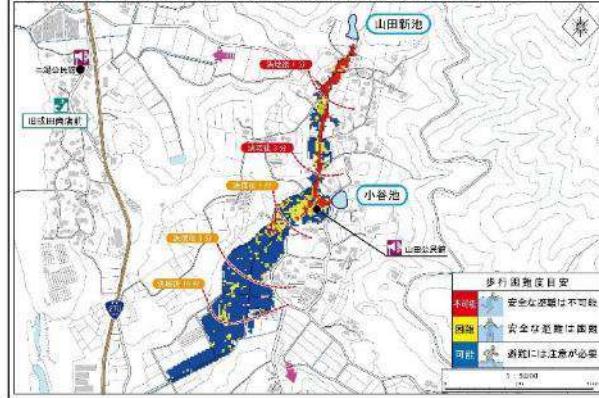


■ 山田新池・小谷池ハザードマップ



■歩行困難度を確認しよう

●浸水の深さと流速の関係から、「歩いて避難することが困難な場所」を示しています。特に赤色、黄色は歩行が困難となるため、避難指示等が出されたら必ず避難してください。



山田新池・小谷池ハザードマップ

【問合せ先】 日置市 農業建設部 農地整備課 099-273-8673

ため池ハザードマップは、万が一の地震や大雨によってため池が決壟するおそれのある場合の備えとして、自分や家族の命を守るために作成した防災情報を提供するもので、住民のみんながマップを通して、想定される災害を事前に知り、自らの避難を考え、地域の防災力を高めることとともに災害時ににおける経験の絆減を目的としています。

■ため池決壊について知ろう



■ 行政からの呼びかけ（避難情報）に注意しよう

警戒レベル	避難情報等	みなさんがとるべき行動	状況
5	かきかうあんぜんくわく 緊急安全確保	命の危険、直ちに安全確保	災害発生又は切迫
4	ひなみしも 避難指示	危険な場所から 全員避難	災害のおそれ高い
3	こじれいじとうひなん 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難	災害のおそれあり
2	大雨・洪水・高潮 注意報等	自らの避難行動を確認	気象状況悪化
1	早期注意情報	災害への心構えを高める	今後気象状況の悪化

15

防災行政無線 サイレン・錐 広報率 メール・ホームページ 等

住民のみなさん

■避難行動の心得を確認しよう

避難する前に

ガスの元栓、暖房の
燃料の栓をチェック

確認

避難は徒歩で

決められた避難路へできるだけ
徒歩で向かう。車や公共交通機関を使わずに

協力し合って

避難するときは、道の
沿いに避難場所があるか、品物を運ぶ
手配があるか、必要な物を忘れずに

安全なルート①

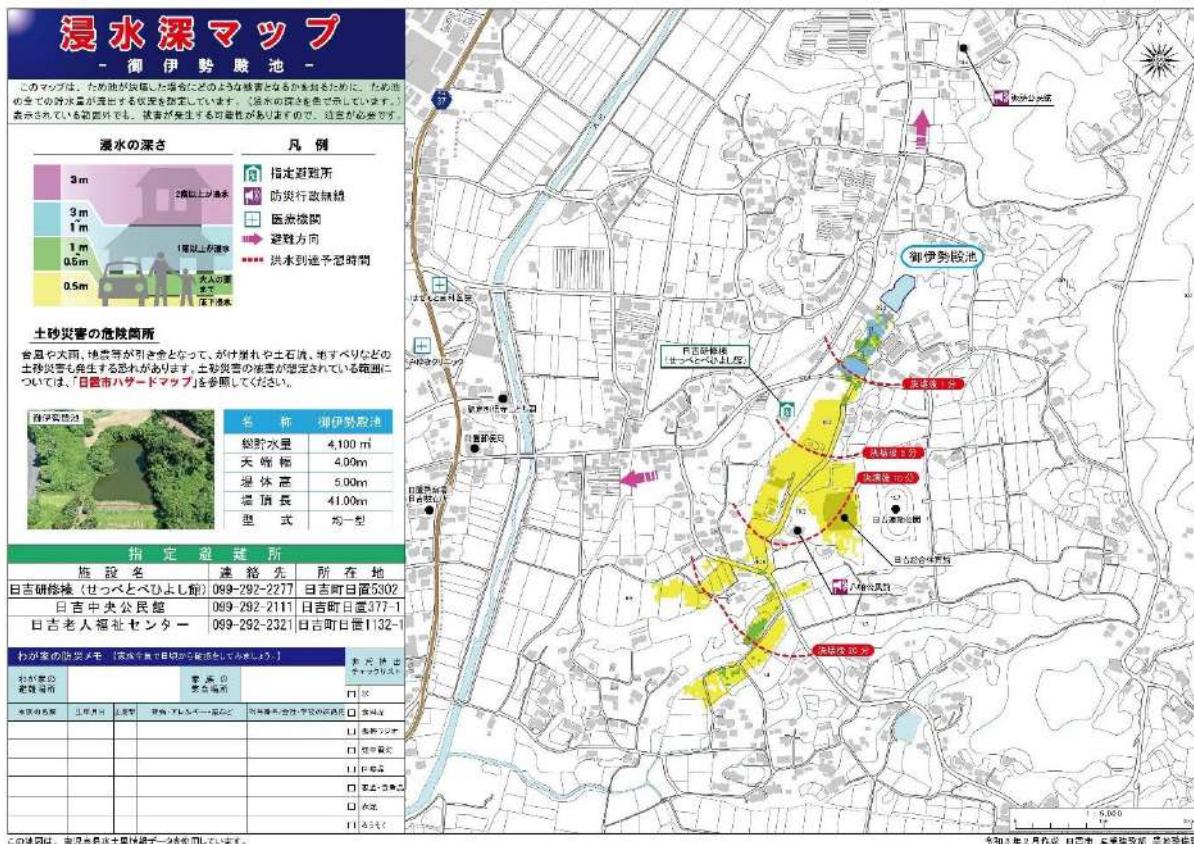
避難するときは、特にペリ
カル航行される生徒の安全の
ため安全なルートを確認する

安全なルート②

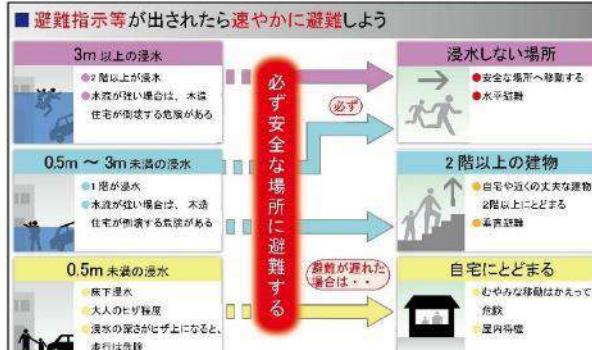
避難するときは、安心
の場所へ避難し、水害など
に十分注意

NTT災害用伝言ダイヤル

■ 御伊勢殿池ハザードマップ

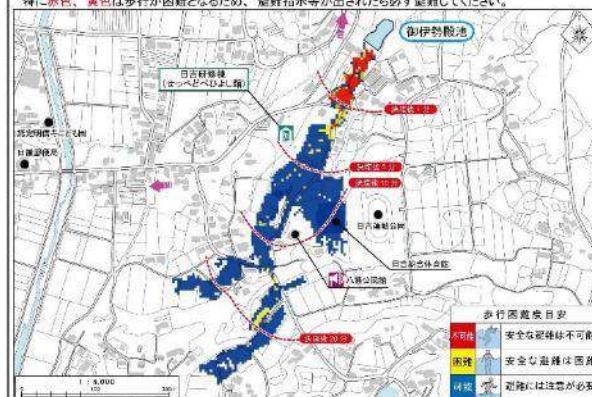


この地図は、鹿児島県水土里林組データを用いています。



■歩行困難度を確認しよう

●浸水の深さと流速の関係から、「歩いて避難することが困難な場所」を示しています。特に赤色、黄色は歩行が困難となるため、避難指示等が出されたら必ず避難してください。



第2部 災害予防

2

災
害
予
防

第1章 災害に強い施設等の整備状況

風水害等に対して、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害等の防止対策の推進

本市は、地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想される。

このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、周知徹底を図るとともに、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
1-1	土砂災害の防止対策	建設課
1-2	農地災害等の防止対策	農林水産課、農地整備課

1-1 土砂災害の防止対策

(1) 危険箇所等の指定

- 市内の土砂災害に関する危険箇所等の調査を推進し、県等の関係機関による危険箇所指定への協力又は自ら危険箇所の指定を行う。
- 危険箇所等の指定が行われた場合には、その内容を住民が十分認識するように、調査結果等を周知・公表する。
- 危険箇所等の種類と概要は以下の通りである。

種類	概要
土砂災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ● 土石流危険渓流（土石流の発生が予想される危険渓流）、急傾斜地崩壊危険箇所（がけ崩れの発生が予想される箇所）、地すべり危険箇所（地すべりの発生が予想される箇所）のこと。
土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として県が指定した区域。 ● 以下のソフト対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該区域の周知 ・警戒避難体制の整備 ・住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進 ・土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設への土砂災害に関する情報等の伝達方法の検討

種類	概要
土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として県が指定した区域。 ● 特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要する。
山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある箇所のこと。
建築基準法に基づく灾害危険区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 急傾斜地崩壊危険箇所又は津波、高潮、出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域。 ● 住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の危険住宅の移転を促進するがけ地近接等危険住宅移転事業を行う。
主要交通途絶予想箇所	<ul style="list-style-type: none"> ● 落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所。 ● 所管の部署において表示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。 ● 緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。
その他の災害危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(2) 危険箇所等の点検

- 県、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、危険箇所等の防災点検を計画的に実施する。
- 防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

(3) 土砂災害防止事業の推進

- 土砂災害危険箇所について、県に対して各種砂防工事を促進するよう要望する。
- また、森林の持つ土砂流出防備や保水機能により、山地や渓流の崩壊、洪水の予防を図るとともに、木材資源の保護や培養を図るために、造林事業の推進に努める。
- 砂防施設等については、日常の巡視や点検の結果、必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

住民は・・・

住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市に通報する。

【参照】 資料3-1 土砂災害特別警戒区域～資料3-4 崩土流出危険地区

1-2 農地災害等の防止対策

○ 台風、大雨等による農地の表土流出や斜面崩壊等の被害を防止、軽減するために、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い、農村地域の災害発生防止に努める。特に豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

第2節 河川災害・高潮等の防止対策

本市は、台風常襲地帯、特殊土壤地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、洪水の被害を受けやすい特質があり、また、沿岸部を抱える地形条件から、高潮、波浪災害等を受けやすいため、河川災害、高潮災害等に対する防止対策を講じておく必要がある。

このため、従来より推進されている河川堤防、海岸保全施設等の整備事業を継続して推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
2-1	河川災害の防止対策	農林水産課
2-2	高潮災害等の防止対策	農林水産課
2-3	ダム施設の災害防止対策	農地整備課
2-4	農業用水利施設の災害防止対策	農地整備課

2-1 河川災害の防止対策

(1) 河川災害の防止事業の推進

- 未改修河川等は、長期的展望に立ち、緊急性度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進する。
- 河川法適用河川で改修済みの河川は、ある程度の水害に耐えうるよう整備されているが、居住地側の地盤が洪水時の水位や潮位に比べて低いところや、護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、洪水等が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、川岸の災害防止対策として、必要区間について、居住地側の資産状況等を勘案し、護岸施設等の整備を進める。

併せて、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、ホットラインの運用や水位周知河川の拡充など、ハード整備と一体となったソフト対策の推進に努める。

- 河川管理施設の維持管理を的確に行い、河川災害の防止に努める。

(2) 河川等の重要水防区域等危険予想区域の把握、周知

- 以下の事項を把握し、関係地域の住民等に周知する。
 - 河川等重要水防区域及び重要水防区域以外の危険予想区域
 - 河川災害の危険性等に関する事項（河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性等）
 - 避難経路上の障害物などの把握
 - 指定避難所等の配置状況・堅牢度の把握
 - 危険区域内に居住する住民構成や自主避難体制の検討

【参照】 資料9-2 重要水防区域外の危険と予想される区域（河川関係）

2-2 高潮災害等の防止対策

- 台風時の高潮や波浪等による被害が発生しやすい海岸を対象として、海岸保全施設の整備を推進する。
- 既存海岸保全施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。
- 情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備も推進する。

2-3 ダム施設の災害防止対策

- 市内には、県営事業により造成された農業用ダムが1箇所あり、農地のかんがい用水源として大切な役割を果たしている。これら農業用ダムは、豪雨時に洪水調節の役目を果たす重要な施設でもあるが、一度決壊すると、下流地域に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、ダム管理及び操作規定に基づき適切な維持管理を行う。

2-4 農業用水利施設の災害防止対策

- ため池などの農業用水利施設は農業用水としてだけでなく、防火用水など地域用水としても活用されている。これら農業用水利施設は農業用水を貯水するだけでなく、降雨時には雨水を一時的に溜める洪水調整や土砂流出の防止などの役割や、水源として大切な役割を果たしているが、一度決壊すると、浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれがあることから、耐震性点検・調査や必要な整備を実施し災害を未然に防止するため、適切な維持管理を行う。

第3節 津波災害防止対策の推進

従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、津波に強いまちづくり等の対策を計画的に実施する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
3-1	津波に強いまちづくり	総務課、農林水産課、建設課
3-2	海岸保全施設の整備	総務課、農林水産課、建設課
3-3	津波災害危険予測地域の把握	総務課

3-1 津波に強いまちづくり

- 津波からの迅速な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- 地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、県と協力して、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- 最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

3-2 海岸保全施設の整備

(1) 海岸保全施設整備事業の推進

- 本市では、台風時の高潮や冬期波浪等の被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

(2) 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

- 従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、地震及び津波災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。
- 護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

3-3 津波災害危険予測地域の把握

- 津波災害に係る危険性について、県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）において、南西諸島沿いや鹿児島湾直下・南海トラフを震源とした地震や、桜島の海底噴火による津波など、計11津波の調査がなされた。
- 本市においては、本調査結果を把握し、津波対策への活用に努める。
- また、沿岸地域ごとに以下の調査等を実施し、専門的な点検項目については専門機関の協力を得ながら、津波災害危険の把握に努める。
 - 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
 - 避難に当たっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
 - 指定緊急避難場所等の配置状況や堅牢度等の調査
 - 津波避難ビル等に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
 - その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
 - 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
 - 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4節 液状化災害の防止対策

地震による液状化の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右され、地震発生時には市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の可能性が高いと予測されている。

このため、住民、事業所等への各種指導の実施や地盤改良等を推進し、液状化による被害の防止又は軽減を図る。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
4-1	法律遵守の指導	建設課
4-2	地盤改良及び構造的対策の推進	建設課
4-3	液状化対策手法の周知	建設課

4-1 法令遵守の指導

- これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っており、今後とも耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

4-2 地盤改良及び構造的対策の推進

- 新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等に当たって、地盤改良等の推進を図る。
- 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については地盤改良や基礎工法による対策を実施し、地下埋設物については既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

4-3 液状化対策手法の周知

- 住民及び事業所等に対して、液状化対策、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等について周知・広報等を行う。

第5節 防災構造化の推進

市内の基盤施設を整備して災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた市内の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめと、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、市町村における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
5-1	防災的土地利用の推進	建設課、企画課
5-2	建築物の不燃化の推進	建設課、企画課
5-3	道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保	建設課、企画課
5-4	擁壁・ブロック塀等の工作物対策	建設課
5-5	市街地・集落の防災構造化	建設課、企画課

5-1 防災的土地利用の推進

(1) 土地区画整理事業の推進

- 既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。
- 新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

- 都市化の進展に伴い、都市部及び周辺地域における災害危険性が増大しているため、建築物の共同化、不燃化を促進することによる避難地及び避難路の確保を行う。
- 道路、公園、広場等の公共施設を整備・拡充することによる地域の防災活動の拠点整備を図る。
- 事業促進のため、関係権利者等へ事業の目的、効果等の周知を図る。

(3) 新規開発に伴う指導・誘導

- 新規開発等の事業に際して、各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行う。
- 特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際して、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

(4) 立地適正化計画策定の推進

- 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

5-2 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の拡大

- 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。

(2) 消火活動困難地域の解消

- 市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(3) その他の災害防止事業

- 火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討するとともに、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

5-3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

(1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

- 避難路、緊急輸送道路の多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的な道路の整備を推進するとともに、延焼遮断機能の確保を図る。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

- 公園等を計画的に配置・整備するとともに、必要に応じてオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。
- また、山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

(3) 共同溝等の整備

- 都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

5-4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

(1) 擁壁の安全化

- 道路部に設置してある擁壁について、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を行う。
- 宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を実施する。

(2) ブロック塀等の安全化

- パンフレットの配布等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修指導を実施する。

(3) 窓ガラス等落下物の安全化

- 既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、その補修指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(4) 自動販売機の転倒防止

- 自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

5-5 市街地・集落の防災構造化

(1) 市街地の防災構造化

- 街並みの保全と併せて道路、駐車場等の都市基盤整備や、地区計画及び建築協定等による市街地整備を推進する。
- 土砂災害を防止するため、未利用地、荒廃地等の計画的土地利用を図り、地域の環境改善及び防災基盤の強化を促進するよう努める。

(2) 集落の整備

- 各地域の中心集落では、全体的に木造建築物が密集し、火災が発生した場合には、延焼による大きな被害を受けることが予想されるため、防災化を推進する。
- 集落内は道路が狭く、災害発生時の救出及び消火活動に支障をきたすことが予想されるため、拡幅改良や安全施設等の整備により安全性を確保する。

第6節 建築物災害の防止対策の推進

災害時は、建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性及び耐震性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）及び「日置市耐震改修促進計画」に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
6-1	公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保	総務課、財政管財課、地域づくり課、市民生活課、福祉課、建設課、教育委員会、消防本部
6-2	一般建築物等の安全性の確保	建設課、消防本部

6-1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

(1) 施設の安全性の確保

- 災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。
- 特に、庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多いため、関係機関と協力し、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進

- 防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

6-2 一般建築物等の安全性の確保

(1) 建築物の不燃化の促進

- 建築確認検査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物について、改修時の相談に応じる。
- 講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 耐震診断・耐震改修の促進

- 耐震診断・耐震改修相談窓口の開設や、講習会等の実施により、住民等に対し、以下の内容の啓発・指導を行う。
 - 耐震診断・耐震改修の必要性
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律について
 - コンクリートブロック造りの塀等の安全対策
 - 天井材料等の非構造部材の脱落防止対策
- 建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備する。

(3) 特殊建築物等の安全性の確保

- 不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、所有者又は管理者は建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、建築士等に定期的に調査・検査を委ね、その結果の報告を求めるとともに防災意識の高揚に努める。
- 前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設について、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において、消防署等の協力を得て防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行うなど、建築物の安全性を確保するための積極的な指導を推進する。

第7節 公共施設の災害防止対策の推進

上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁、港湾・漁港等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
7-1	上水道施設の災害防止	上下水道課
7-2	下水道施設の災害防止	上下水道課
7-3	港湾・漁港施設の災害防止	農林水産課
7-4	道路の整備	建設課
7-5	橋梁の災害防止	建設課
7-6	その他ライフライン施設の災害防止	各課

7-1 上水道施設の災害防止

- 以下の対策により、災害に強い上水道施設の整備を推進する。
 - 水源、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
 - 老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進
 - 水道施設の耐震化・停電対策の推進
 - 耐震性能の低い石綿セメント管等から耐震性能を有する管種・継手への早期転換の推進
 - 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進
 - 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進
 - 配水池の大容量化及び緊急遮断弁の設置の推進
 - 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
 - 浸水や土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
 - 災害拠点病院や避難拠点施設へ配水する管路の耐震化の推進
- 被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

7-2 下水道施設の災害防止

- 下水道施設について、これまでに災害に備え、機能が保持できるよう施設整備を行っているが、引き続き以下の対策を推進し、災害に強い下水道施設の整備に努める。
 - 老朽化した施設、管路施設等の点検・補修の推進
 - 広域的なバックアップ体制の推進
 - 処理場等の耐震化・停電対策の推進
 - 耐震性に劣る配管から鉄管等への敷設替えの推進
- また、各下水道事業管理者における浄化センターや処理場の集中監視システムを活用して、公共施設の被害状況を把握できるように検討していく。

7-3 港湾・漁港施設の災害防止

- 港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備に努め、災害時の海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

7-4 道路の整備

(1) 道路施設の整備

- 道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、以下の防災対策に努める。

項目	対策内容
所管道路の防災補修工事	所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。
トンネルの補強	所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を実施する。
道路施設の老朽化対策	老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適格な維持管理に努める。

(2) 緊急輸送道路ネットワークの形成

- 地震直後からの救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。そのため、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、上記による防災、耐震対策を推進する。

7-5 橋梁の災害防止

- 災害時において橋梁機能が確保できるように、県及び関係機関と協力して主要な道路の橋梁について橋梁基礎の洗堀点検調査を実施し、補修等の対策が必要な箇所の架替・補強・落橋防止装置等の耐震対策も踏まえた工事を推進する。

7-6 その他ライフライン施設の災害防止

- 電力、ガス、通信等のライフライン施設は、住民生活を維持するために必要不可欠なものであることから、各関係機関の定めた防災業務計画に協力するものとする。

第8節 農業災害の防止対策の推進

風水害等の災害による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
8-1	農作物等被害予防指導体制の確立	農林水産課
8-2	農作物等被害予防対策の確立	農林水産課
8-3	防災営農施設の整備	農林水産課

8-1 農作物等被害予防指導体制の確立

- 農作物等被害予防対策を推進するためには、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。
- このため、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的な協力を要請する。

8-2 農作物等被害予防対策の確立

- それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。
- 地理的条件による災害の発生状況を考慮した各作目の予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。
- 試験研究機関にあっては、災害被害を受けにくい品種の育成や被害の軽減・回避技術の開発に努める。

8-3 防災営農施設の整備

- 災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法に基づき、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づく事業を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
9-1	施設等の整備	総務課、財政管財課、地域づくり課、福祉課、健康保険課、農林水産課、農地整備課、建設課、上下水道課、教育委員会、消防本部

9-1 施設等の整備

- 地震防災対策特別措置法に基づき、施設等の整備に当たっては、次の中から緊急性の高いものから実施するものとする。
 - 1 避難地
 - 2 避難路
 - 3 消防用施設
 - 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
 - 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - 7 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強をするもの
 - 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強をするもの
 - 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強をするもの
 - 10 公立養護学校のうち、地震防災上改築又は補強をするもの
 - 11 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強をするもの
 - 12 海岸保全施設又は河川管理施設
 - 13 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - 14 地域防災拠点施設
 - 15 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - 16 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
 - 17 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - 18 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第10節 防災研究の推進

関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
10-1	地域危険度の調査研究	総務課
10-2	シラスの防災対策についての調査研究	建設課、農林水産課
10-3	重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究	各課

10-1 地域危険度の調査研究

- 防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成に努める。

10-2 シラスの防災対策についての調査研究

- 特殊土壌であるシラスの防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

10-3 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

- 地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

第11節 危険物災害等の防止対策の推進

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、地震時の危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
11-1	危険物災害の防止	総務課、消防本部
11-2	高圧ガス施設の災害防止	総務課、消防本部

11-1 危険物災害の防止

- 消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

11-2 高圧ガス施設の災害防止

- 高圧ガス保安法等の規制を受ける高圧ガス施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び高圧ガス取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施するよう指導し、当該高圧ガス施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、高圧ガス保安法等の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

第1節 防災組織の整備

災害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、津波、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、市内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進すると共に、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、地方防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施を図る。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
1-1	応急活動実施体制の整備	総務課
1-2	業務継続性の確保	総務課
1-3	平時の防災関係機関相互の連絡調整体制の整備	総務課
1-4	広域応援体制の整備	総務課

1-1 応急活動実施体制の整備

(1) 職員の動員・配備体制の強化

- 職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に動員・配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で極めて重要であるため、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策の実施を検討する。
 - 専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成
 - 参集基準及び参集対象者の明確化
 - 連絡手段及び参集手段の確保
 - 参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保
 - 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保
 - 各対策部ごとの連絡網等の整備
 - 災害対策本部職員の動員・配備、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルの作成

(2) 災害対策本部の運営体制の整備

- 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- 災害対策本部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。
- 災害対策本部職員及び本部連絡員が災害発生時に的確な活動を行うため、平時から動員配備・参集方法、本部の設営方法、防災行政無線ほか各種機器の操作方法等について習熟できるよう、重点的に研修を行う。

【参照】 第3部第1章第1節 応急活動体制の確立

1-2 業務継続性の確保

- 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。
- 実効性ある業務継続体制を確保するため、平時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

1-3 平時の防災関係機関相互の連絡調整体制の整備

(1) 情報連絡体制の充実

- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。
- 相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関との協力体制の充実

- 防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。
- 災害時の通信体制を整備するとともに、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

(3) 自衛隊との連絡体制の整備

- 県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。
- 地区を管轄する自衛隊との日ごろからの情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

【参照】 第3部第1章第4節 防災関係機関への応援要請

1-4 広域応援体制の整備

- 鹿児島県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、県及び他市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努めるとともに、県外の市町村等とも、あらかじめ大規模災害時の広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

【参照】 第3部第1章第4節 防災関係機関への応援要請

第2節 通信・広報体制（機器等）の整備

災害が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、平時から、通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
2-1	通信設備の整備対策	総務課
2-2	通信設備の運用体制の充実・強化	総務課
2-3	非常通信体制の整備	総務課

2-1 通信設備の整備対策

- 通信設備の整備内容は、以下の通りである。

対象	整備内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するために市防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）の整備に努める。
防災機関相互	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。 ● 孤立化が予想され、防災相互通信用無線が配備されていない地区等へは、早急な防災相互通信用無線の配備に努める。
府内	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁舎と支所、学校施設（避難所）をはじめとする公共施設等とを結ぶオンラインシステムの整備など、情報ネットワークシステムに対応した全庁的な管理・運用体制を確立するとともに、各職員への周知徹底を図るよう努める。

【参照】 資料6-1 防災行政無線等の整備状況～資料6-4 永吉ダム通信等施設

資料4-2 孤立化集落対策マニュアル

2-2 通信設備の運用体制の充実・強化

- 日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。
- 通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。
- 通信機器に障害が生じた場合に、すみやかに復旧処理にあたる体制を整備する。
- 大規模災害時において、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。
- 関係機関と相互に連絡を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるように努める。
- 情報整理や連絡体制等の方法を明らかにし、職員の情報の取捨選択等判断能力の向上を図る。

2-3 非常通信体制の整備

- 災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。
- 非常通信は、電波法第52条の規定に基づき、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に活用を図る。

第3節 気象観測体制の整備

災害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設や地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
3-1	通信施設の整備対策	総務課、建設課
3-2	震度情報ネットワークシステムの活用	総務課

3-1 通信施設の整備対策

- 観測施設の整備について、年々充実しているが、まだ十分とはいえないで、現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計、水位計等の整備充実を図る。
- また、県の気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を所在官公署及び住民等（特に要配慮者施設）へ伝達する。

【参照】 資料5-1 雨量観測所～資料5-3 永吉ダム観測等施設

3-2 震度情報ネットワークシステムの活用

- 消防庁、県、市町村をネットワークで結び、県内各地に配備した計測震度計を利用し、県内市町村の震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

第4節 消防体制の整備

災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関等との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
4-1	消防活動体制の整備	総務課、消防本部
4-2	住民等による火災予防・初期消火体制の整備・強化	総務課、消防本部
4-3	消防用水利、装備、資機材の準備	総務課、消防本部

4-1 消防活動体制の整備

- 市の消防組織は、常備消防（日置市消防本部）と非常備消防（日置市消防団）により構成されている。
- 整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるように、消防職員及び消防団員は、より高度な教育・訓練を実施し、消防活動体制の充実強化を図る。
- 消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化等の問題をかかえており、その育成強化を図ることが必要となっている。このため、以下の対策を行う。
 - 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。
 - 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

4-2 住民等による火災予防・初期消火体制の整備・強化

(1) 住民

- 一般家庭内における火災を予防するため、自治会や自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、火災予防の指導に努める。
- 地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災等の初期消火等についての知識、技術の普及に努める。

(2) 事業所

- 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。
- 火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。
- 地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

【参照】 資料8-1 日置市消防団の現況、資料8-2 消防団車両等の状況

4-3 消防用水利、装備、資機材の整備

(1) 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

- 国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。
- 管理者である土地改良区との協議のもと、畠地かんがい用の貯水池、給水栓を消防用水として活用する。

(2) 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）

- 国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

(3) 通信手段・運用体制の整備

1) 消防通信手段の整備

- 消防・救急無線について、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。
- 災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。
- その他、以下の機器等の整備促進に努める。
 - 多重無線通信機
 - 衛星通信システム
 - 早期支援情報収集装置
 - 震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

2) 通信・運用体制の整備

- 通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び消防署、各分遣所への出動指令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理し、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備に努めるとともに、住民への情報提供及び平時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備にも努める。

第5節 避難体制の整備

災害時には、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、災害時等における避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
5-1	指定緊急避難場所及び指定避難所の整備	総務課
5-2	避難体制の整備	総務課、福祉課
5-3	各種施設における避難体制の整備	総務課、福祉課、教育委員会
5-4	避難所の収容・運営体制の整備	総務課、福祉課、教育委員会

5-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

- 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所に指定した施設が廃止され、又は以下の基準に適合しなくなった場合には、当該施設の指定を取り消す。また、各施設の管理者は、施設の廃止、改築等の重要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定における留意点は以下の通りである。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

種類	留意点
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水又は津波等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。 ● オープンスペース等の場所を指定する場合は、周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所を指定する。 ● 地震を想定した指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。 ● 津波を想定した指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

種類	留意点
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 ● 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。 ● 指定避難所内的一般スペースでは生活することが困難な障害者の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう。務めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 ● 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 ● マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当っては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

(2) 指定避難所の機能整備

- 指定避難所となる施設については、良好な生活の環境を保つために、必要に応じて以下の整備に努める。
 - 救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の各種施設・設備の整備。
 - 空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備。
 - 被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備。
 - 停電発生時において長時間対応可能な電源を確保するための非常用発電機の整備。
 - 学校施設においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。
 - 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(3) 指定避難所における備蓄等の推進

- 指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に関する協定の締結

- 大規模な災害が発生し、市内のみでは避難所が不足する場合等に備え、あらかじめ他市町村との広域一時滞在に関する協定の締結に努める。

【参照】 資料4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

5-2 避難体制の整備

(1) 避難指示等の伝達体制の整備

- 避難指示等の伝達を住民への周知が最も迅速で確実な効果的な方法により実施できるよう、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。その際、複数の手段及び伝達責任者の確保に努める。
- 危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、住民に周知徹底を図る。
- 防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

(2) 避難誘導体制の整備

- 避難指示等発令時に、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導が行えるようあらかじめ体制整備を行うとともに、誘導員の配置、車両による移送等についても検討しておく。
- 消防団員、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- 災害の種類、危険地域ごとに指定緊急避難場所等への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。避難経路の選定は、以下に留意して行う。

災害の種類	留意事項
風水害	● 浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。
地震・津波	● 建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。 ● 津波からの避難の場合には、津波の到達時間を考慮して最小の経路で避難できるような経路とする。

- 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区

域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(3) 自主避難体制の整備

- 災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。
- 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として市に登録を行い、災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、「届出避難所」制度の活用を推進する。

自治会及び自主防災組織等は・・・

安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

住民は・・・

災害時に、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(4) 危険地域内の要配慮者施設等の把握

- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設や、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを把握するとともに、当該施設への警報等の伝達方法等についてあらかじめ定めておく。

(5) 避難計画の策定

- 災害発生時の避難を円滑に行うため、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。
- 津波からの避難を想定した津波避難計画の策定における留意事項は以下の通りである。風水害等を想定した避難計画の策定においても、津波避難計画の場合に概ね準ずるものとする。

(6) 広域避難体制の整備

- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

■ 津波避難計画の策定における留意事項

- 津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- 住民、自主防災組織、NPO法人、消防機関、警察等の多様な主体の参画を得て作成する。
- 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次の通りとする。
 - ア 津波浸水予想地域、津波到達時間
 - イ 避難対象地域
 - ウ 避難先（避難目標地点、避難場所）及び避難経路（避難路、避難経路）
 - エ 避難困難地域
 - オ 初動体制
 - カ 津波情報の収集・伝達
 - キ 高齢者等避難・避難指示の発令
 - ク 津波防災教育・啓発
 - ケ 津波避難訓練の実施
 - コ その他留意点

【参照】 資料4-3 道路表（避難路）、資料4-4 避難路線図

5-3 各種施設における避難体制の整備

（1）社会福祉施設・病院等

※【第3章 第6節 要配慮者の安全確保/6-5 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策】参照

（2）不特定多数の者が出入りする施設

○ 「(1) 社会福祉施設・病院等」の場合に準じた対策を行う。

（3）学校等

○ 市教育委員会は、市内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を次の方法により整備する。

項目	実施内容
集団避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育長は、災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等を定めた市内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各学校長等に対し、集団避難計画を基に各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。 ● 避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。
避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育長や学校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

項目	実施内容
避難誘導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡が迅速かつ確実に行われるよう、あらかじめ連絡網を整備しておく。 ● 危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。 ● 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておくとともに、児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。 ● 災害種別に応じた避難訓練を日ごろから実施しておく。 ● 学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等を確認しておく。 ● 部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。
避難場所の指定・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害種別、程度に応じた各学校等ごとの避難場所を定めておく。

5-4 避難所の開設・収容体制の整備

(1) 避難所の開設・収容

- 避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた市町村長が行う。救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

(2) 福祉避難所等の確保

- 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

- 特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webや市町村独自のアプリケーションなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。
- 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

5-5 避難所の運営体制の整備

(1) 避難所の運営体制の整備

- 各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）

及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和3年8月改定）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

- マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

（2）避難所の生活環境改善システムの整備

- 関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

（3）避難所巡回パトロール体制の整備

- 被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

災害発生時は、多数の救助、救急事象が発生することが予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
6-1	救助・救急体制の整備	総務課、福祉課、消防本部
6-2	救助・救急用装備、資機材の整備	消防本部

6-1 救助・救急体制の整備

(1) 救助・救急体制の整備

- 消防本部を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。
- 市内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- 救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- 関係機関等と、日頃から相互情報連絡体制等について十分に検討しておく。
- 消防団は、日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

(2) 孤立化集落対策

- 災害等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域との情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。
- 整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。
- ヘリコプターが離着陸可能なスペースの確保や、漁協等との人員・物資等の搬送に関する協定の締結を検討するなど、人工透析患者などの緊急搬送手段の確保に努める。
- 停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄に努める。

住民は・・・

日ごろから市や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

【参照】 資料4-2 孤立化集落対策マニュアル

6-2 救助・救急用装備、資機材の整備

- 救出、救助事象に対応するため、消防本部、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備、資機材の整備を図る。
- 災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車及び救急用装備・資機材等の整備を図る。

【参照】 資料15-1 救助・救急用装備・資機材等の整備内容

第7節 交通確保体制の整備

災害発生時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
7-1	交通規制の実施体制の整備	建設課
7-2	緊急通行車両の事前届出・確認	総務課

7-1 交通規制の実施体制の整備

- 災害時の道路及び漁港における交通確保に向けて、以下の対策を推進する。

区分	対策内容
道路	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等があった場合に、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
漁港	交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の連携について検討する。

7-2 緊急通行車両の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

- 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、県公安委員会に対し、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

- 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

【参照】 資料11-2 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

第8節 輸送体制の整備

災害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
8-1	輸送計画の作成	総務課
8-2	輸送手段の確保	総務課
8-3	輸送施設・集積拠点等の指定	総務課
8-4	緊急輸送道路啓開体制の整備	建設課

8-1 輸送計画の作成

- 災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要であるため、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

8-2 輸送手段の確保

- 災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送手段の確保を図る。
- 関係機関相互において、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。
- 県消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、消防職員により編成した防災航空隊の訓練を行う。
- 輸送手段の具体例は次頁に示す通りである。

区分	具体的な手段の例
自動車による輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策実施機関所有の車両等 ● 公共的団体の車両等 ● 貨物自動車運送事業者所有の事業用車両等 ● その他の民間の車両等
鉄道による輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道
船舶等による輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 県有船舶等 ● 漁船等 ● 民間船舶等 ● 海上保安本部所属の巡視船艇等 ● 自衛隊所属の船舶等
航空機による輸送	<ul style="list-style-type: none"> ● 県消防・防災ヘリコプター ● 警察本部・自衛隊保有のヘリコプター

8-3 輸送施設・集積拠点等の指定

- 災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設を、あらかじめ指定しておく。
- ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備充実を推進する。
- 災害時の救援物資や資機材等の物資集積拠点候補地は次のとおりとする。

施設名称	施設所有者	施設管理者	所在地
日置市伊集院総合体育館	日置市	日置市	日置市伊集院町郡一丁目60番地

【参照】 資料 11-1 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

8-4 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

- 災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

- 平素から、災害時に関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

- 平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機関等の把握を行う。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

- 災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第9節 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
9-1	緊急医療体制の整備	健康保険課、介護保険課
9-2	医療用資機材・医薬品等の整備	健康保険課、介護保険課

9-1 緊急医療体制の整備

(1) 医療体制の整備

1) 救護班体制の整備

- 救護班の編成計画を作成する。
- 県（保健所）、国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会等、各救護班との相互連携体制の整備を図る。

2) 救護所の設置・運営計画

- 救護所の設置・運営に関する、県（保健所）、関係医療機関等との協力関係について、あらかじめ定めておく。
- 傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所の設置についても考慮しておく。

3) 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）との連携

- 広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院との連携を強化する。

4) 情報連絡体制の充実

- 保健所及び国公立・公的医療機関、日本赤十字社、医師会、歯科医師会等との相互の情報網の確立と情報連絡体制の充実を図る。

(2) 後方搬送体制の整備

1) 関係機関相互の役割分担の明確化

- 負傷者の後方搬送について、市・県及び関係機関の役割分担を明確に定めておく。

2) トリアージの訓練・習熟

- 各救護班は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。
- このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

3) 透析患者等への対応

- 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。
- このため、断水時における透析施設の水への優先的供給、近隣市町への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

4) 在宅難病患者等への対応

- 保健所と協力し、保健所が「難病対策業務マニュアル」に基づき作成する要援護難病患者の支援の必要な理由、医療機器、医薬品等をとりまとめた要援護難病患者台帳の情報等を基に避難行動要支援者名簿を作成し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を整備する。

医療機関は・・・

入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

【参照】 資料10-1 医療機関

9-2 医療用資機材・医薬品等の整備

- 災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需用が見込まれるので、各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努める。

第10節 特殊災害予防対策

海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、林野火災等の特殊災害予防のための対策について定める。

なお、ここでは特殊災害に特有の事項について記載することとし、全災害に共通の予防対策については、本部各章に準ずる。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
10-1	海上災害等予防対策	総務課、消防本部
10-2	鉄道事故予防対策	総務課
10-3	道路事故予防対策	総務課、消防本部、建設課
10-4	危険物等災害予防対策	消防本部
10-5	林野火災予防対策	総務課、農林水産課、消防本部

10-1 海上災害等予防対策

(1) 海上災害対策

- 大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、必要な防災資機材の整備に努める。
- 海上保安部及び警察、その他の防災関係機関と相互に連携し、海上災害を想定した訓練を実施する。
- 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

(2) 海上流出油災害対策

- 海上流出油災害に備え、資機材の整備に努めるとともに、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。
- 他の関係機関と協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行う。

10-2 鉄道事故予防対策

(1) 情報通信手段の整備

- 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- 鉄道事故発生時に災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるような体制づくりを図る。

(2) 災害広報体制の整備

- 災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

(3) 防災訓練の実施

- 鉄軌道事業者と相互に連携した訓練を実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

2

10-3 道路事故予防対策

- 大規模な道路事故の発生時に関係機関相互の連携が的確になされるよう、関係機関と協力して防災訓練を実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

10-4 危険物等災害予防対策

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

- 危険物による災害防止のため、消防法に基づき、以下の予防措置を講ずる。

区分	実施内容
立入検査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。 ● 危険物施設の定期的立入検査を実施する。 ● 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。
定期的自主点検の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。
事業所における保安教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。
消費者保安対策	<ul style="list-style-type: none"> ● セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

(2) 防災訓練の実施

- 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

【参照】 資料8-3 危険物施設状況

災害予防

10-5 林野火災予防対策

(1) 広報活動の充実

- 立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオによる広報等有効な手段を通じて、火災防止のための広報活動を実施し、森林保有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林使用者等に対する林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

(2) 予防体制の強化

- 乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。
- 気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- 森林保有者、地域の林業関係団体による自主的な森林保全管理活動を推進する。

(3) 防災組織の育成

- 森林管理者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

(4) 予防施設、防災資機材の整備

- 林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

(5) 防災訓練の実施

- 林野火災発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11節 複合災害対策体制の整備

複合災害の発生を視野に入れた事前対策を推進する。

2

災害予防

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
11-1	複合災害発生時の対応の検討	総務課
11-2	複合災害を想定した訓練	総務課

11-1 複合災害発生時の対応の検討

- 災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

11-2 複合災害を想定した訓練

- 様々な複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

第12節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

その他の災害応急対策事前措置を計画的に推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
12-1	食糧の供給体制の整備	福祉課
12-2	飲料水の供給体制の整備	上下水道課
12-3	生活必需品の供給体制の整備	福祉課
12-4	感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前処置	健康保険課、市民生活課
12-5	住宅の確保対策の事前措置	福祉課、建設課
12-6	文化財や文教施設に関する事前措置	教育委員会
12-7	災害復旧事業の支援体制の整備	各課
12-8	り災証明書の交付体制の整備	総務課
12-9	防災拠点施設等の整備	総務課
12-10	災害応急対策体制の構築	総務課

12-1 食糧の供給体制の整備

- 被災者等に対し食糧を迅速かつ円滑に供給するため、緊急に必要な食糧の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食糧備蓄計画を策定する。
- 住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- 災害時の食糧調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

住民は・・・

7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。

また、自主防災組織等を通じて、緊急食糧の共同備蓄を進める。

12-2 飲料水の供給体制の整備

(1) 給水施設の応急復旧体制の整備

- 取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の準備に万全を期す。
- 医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等について検討する。
- 日ごろから取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

(2) 耐災害性の水道施設の整備促進

- 災害に強い水道施設及び災害時に最大限水の確保が可能な施設についても計画的に整

備を行う。

(3) 応急給水体制の整備

- 災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。
- 必要に応じて、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。
- 応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から容器詰め飲料水が確保できるよう管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

12-3 生活必需品の供給体制の整備

- 必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。
- 備蓄物資のみでは不足する場合に、大手スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、関係業者等の把握に努める。

12-4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿処理対策の事前措置

(1) 感染症予防対策

- 感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条、第28条及び第29条に基づき消毒等の措置を実施する必要があることから、事前に以下の措置を講じておく。
 - 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等で緊急時に調達が困難と予想されるものについては、平時からその確保に努める。
 - 感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。（感染症予防班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する）
 - 従事する職員等を感染症に関する研修会に積極的に派遣し、人材の養成を図っておく。

(2) 食品衛生対策

- 大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

(3) 生活衛生対策

- 営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。
- 大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

(4) し尿処理対策

- 平成24～25年度における県地震等災害被害予測調査や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的

な備蓄計画の策定に努める。

(5) ゴミ処理対策

- 国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等との連携・協力の方等について、市町村災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

【参照】 資料10-2 各種感染症予防業務の種類と内容

12-5 住宅の確保対策の事前措置

(1) 住宅の供給体制の整備

- 災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、市営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定める。
- 国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達ができる体制を整える。
- 応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に必要な労務・資材の調達に関する協定を、あらかじめ関係者と締結しておくよう努める。

(2) 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

- 速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。候補地の選定に当たっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性に十分留意する。
- 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

12-6 文化財や文教施設に関する事前措置

(1) 文化財に関する事前措置

1) 文化財管理者に対する防災指導

- 文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導を以下の通り行う。

区分	指導内容
防火管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。 ● 各種消防用設備等の点検整備を行う。 ● 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。 ● 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。 ● 文化財防火デー（1月26日）などの行事を通じて防火意識の高揚を図る。
環境の整理、整頓	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財、文化施設に関する環境の整理、整頓を図る。

火気の使用制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 火気の使用を行う一定の場所を定める。 ● 指定建造物の周囲での、たき火、禁煙区域の設定を行う。
火災危険の早期発見と改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的に防火診断を受ける。 ● 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。
厳重な火災警戒	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気設備、火気使用箇所等の点検を行う。 ● 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。 ● 巡視のための監視員を置く。 ● 巡視経路を設定する。 ● 火災が起りやすい箇所では特に注意する。
計画作成及び自衛消防隊の組織、訓練	<ul style="list-style-type: none"> ● 防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画等の計画作成や、自衛消防隊の組織、訓練等を行う。
文化財の耐震調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の耐震調査を行う。

2) 文化財防火デーの効果的活用

- 文化財防火デーを活用し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。
- 文化財防火デーにおける指導・訓練等の実施内容の概要は以下の通りである。

項目	実施内容
広報媒体等での趣旨の普及徹底	<ul style="list-style-type: none"> ● 新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等を使い、趣旨の普及徹底を図る。
火災予防対策の指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 「1) 文化財管理者に対する防災指導」に示す内容について指導する。
防火訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部の指導のもと、防火訓練を実施する。 ● 訓練実施に当たっては、通報、消火、重要物件の搬出、避難等の内容を総合的に行い、繰り返しの習熟と隊機能の敏捷かつ的確な活動の熟練を期す。 ● 訓練後は不備の箇所を是正する。
消防実技講習会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防実技講習会を行い、消防技術の向上に努める。
報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施状況を報告する。

(2) 文教施設に関する事前措置

- 郷土館等の所有者又は管理者に対して、防災体制の確立指導を行う。

文化財の所有者又は管理者は・・・

以下の火災予防対策を行う。

- 全ての指定建造物に、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。
- その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- 消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。
- 定期的に防災訓練等を実施する。

12-7 災害復旧事業の支援体制の整備

- 大災害の発生を想定して、公共土木施設等の災害復旧事業の査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

12-8 り災証明書の交付体制の整備

- 平時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

12-9 防災拠点施設等の整備

(1) 防災拠点の整備の推進

- 大規模災害発生時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。
- このため、平時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、地区公民館の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、市全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

(2) 防災倉庫等の整備

- 災害時の応急救助活動に対応するため、市の防災倉庫の計画的な整備に努める。
- 各地区に、初期救助活動に必要な資機材を保管するため、各消防団器具庫の装備充実を図る。

12-10 災害応急対策体制の構築

- 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を促進するものとする。
- 土木・建築織などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

第3章 住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から、住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することを通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。併せて、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、ホットラインの運用や水位周知河川の拡充など、ハード整備と一体となったソフト対策の推進に努める。

このため、住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

なお、防災知識の普及・啓発の推進に当たっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないよう留意する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
1-1	住民に対する防災教育	総務課、教育委員会、消防本部
1-2	職員への防災研修等の実施	各課

1-1 住民に対する防災教育

(1) 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

- 県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。
- 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- 普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮する。
- 防災知識の普及啓発の手段（媒体）、時期及び啓発内容は以下の通りである。

■ 防災知識の普及啓発の手段（媒体）

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ● ラジオ、テレビ、防災行政無線 | ● 映画、ビデオ、スライド |
| ● 有線放送等放送施設 | ● 広報車の巡回 |
| ● 新聞 | ● 講習会、パネル展示会等の開催 |
| ● 市ホームページ | ● 県防災研修センター（防災出前講座等） |
| ● 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等） | ● その他 |
| ● 映画、ビデオ、スライド | |

■ 防災知識の普及啓発の時期

- | |
|---|
| ● 普及の内容により、最も効果のある時期を選ぶ。 |
| ● 特に、「県民防災週間」、「防災週間」（「防災の日」を含む1週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて重点的な防災思想普及宣伝に努める。 |

■ 防災知識の普及啓発の内容

区分	内容
住民等の責務	住民及び事業者は、自ら防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。 自主防災組織は、地域における防災対策を行うとともに、市、県及び防災関係機関と連携し、及び協働すること。
地域防災計画	地域防災計画の概要
災害予防措置	(ア) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること (イ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 (ウ) 家庭での予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備えた「最低3日分推奨1週間」分の食糧、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレとペーパー等の備蓄 ● 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ● 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ● 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 (エ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生した時の行動 (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保 (カ) 災害危険箇所の周知 (キ) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備 (ク) 船舶等の避難措置 (ケ) 農作物の災害予防事前措置 (コ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動 (サ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容 (シ) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動 (ス) その他
災害応急措置	(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務 (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法 (ウ) 感染症予防の心得及び消毒、清潔方法等の要領 (エ) 災害情報の聴取並びに聴取方法 (オ) 停電時の照明の準備 (カ) 非常食糧、身の回り品等の整備及び貴重品の始末 (キ) 屋根・雨戸等の補強 (ク) 排水溝の整備 (ケ) 初期消火、出火防止の徹底 (コ) 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動 (サ) 避難の方法、避難路、緊急避難場所等の確認 (シ) 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援 (ス) その他
災害復旧措置	災害復旧措置の概要
被災地支援	被災地支援の概要
その他	その他災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(2) 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

- 幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施するとともに、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
- 青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用しつつ、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。
- いずれの場合も、災害が起こり得る気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特性や過去の地震・津波の教訓等について、実践的防災教育支援事業の成果も踏まえ継続的な防災教育に努める。

(3) 災害教訓の伝承

- 過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存を行い、災害教訓等の住民及び児童・生徒への周知に努める。
- 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

1-2 職員への防災研修等の実施

- 日ごろから各々の職員に対して、防災対策の責務・役割の周知を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。
- 災害時には、それぞれの職員の立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食糧、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日ごろから様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

第2節 防災訓練の効果的実施

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速かつ確実に行えるように、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
2-1	訓練の実施	総務課、消防本部
2-2	訓練結果の評価・総括	総務課、消防本部

2-1 訓練の実施

- 単独又は他の機関と共同して、以下の訓練を実施する。
- 訓練に当たっては、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認める時は、必要な限度において、日置警察署に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限できるよう協議し、協力を得るものとする。

訓練	概要
総合防災訓練	市域の防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。
消防訓練	消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、近隣市町等と合同で実施する。
水防訓練	水防計画に基づき、防災関係機関と十分連携をとりながら実施する。
非常通信訓練	県と合同で無線に関する訓練を実施する。
急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練	急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するよう努める。
広域防災訓練	広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

■訓練の内容

- | | |
|------------------|---------------|
| ● 動員訓練、非常参考訓練 | ● 医療・救護訓練 |
| ● 通信連絡訓練及び対応行動訓練 | ● 給水・給食（炊飯）訓練 |
| ● 水防訓練 | ● 輸送訓練 |
| ● 消防訓練 | ● 流出油災害対策訓練 |
| ● 避難訓練 | ● その他必要な訓練 |

■訓練実施における留意事項

- 防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すものとする。
- 家屋の密集している火災危険区域、建物崩壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水・液状化のおそれのある地域など、それぞれの地域において、訓練内容等を十分検討する。
- 訓練の目的を具体的に設定した上で、災害による被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について検討する。
- 防災関係機関との協力に努める。
- 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして、課題発見のための実践的な訓練になるようする。
- 津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練となるよう努める。

防災関係機関は・・・

各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

学校、病院等の施設管理者は・・・

市、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

【参照】 資料 15-3 防災訓練計画（例示）

2-2 訓練結果の評価・総括

- 訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するものとする。

訓練を実施した各機関の長は・・・

実施結果を、訓練実施の日から 20 日以内に市防災会議会長に報告する。

第3節 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、多数の者が出入し又は利用する施設や危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
3-1	地域の自主防災組織の育成強化	総務課、消防本部
3-2	防災リーダー等の育成強化	総務課、消防本部
3-3	事業者等の自主防災体制の強化	消防本部
3-4	地区防災計画の作成	総務課

3-1 地域の自主防災組織の育成強化

- 災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要であるため、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。
- 本市においては、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながら、その組織化を促進するとともに、組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。
- 自主防災組織の組織化における留意事項及び活動内容は次頁に示す通りである。

■自主防災組織の組織化における留意事項

区分	内容
重点推進地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区 ● 土石流危険渓流のある地区 ● 山地崩壊危険区域のある地区 ● 家屋密集等消防活動困難地区 ● 地盤振動・液状化危険のある地区 ● 津波危険のある地区 ● 工場等の隣接地区 ● 高齢化の進んでいる過疎地区 ● 土砂災害警戒区域等のある区域 ● その他危険区域
自主防災組織の単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。 ● 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。
組織作りの進め方(例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治公民会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 ● 自治公民会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。 ● 何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図り、自主防災組織を育成する。 ● 女性団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

■自主防災組織の活動内容

時期	活動内容
平時	<ul style="list-style-type: none"> ● 規約及び防災計画（活動計画）の作成 ● 防災に関する知識の普及 ● 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施 ● 情報の収集伝達体制の確立 ● 火気使用設備器具等の点検 ● 2～3日分の食糧・防災用資機材の備蓄及び点検等 ● 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内の被害状況等の情報収集 ● 住民に対する高齢者等避難、避難指示等の伝達、確認 ● 責任者による避難誘導

3-2 防災リーダー等の育成強化

- 地域の防災活動の担い手として、防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、若年層や高校生等の地域防災活動への参画を推進するとともに、地域防災推進員等の地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意・工夫していく。
- なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

3-3 事業者等の自主防災体制の強化

- 学校、病院、百貨店、社会福祉施設等多数の者が出入りする防火対象物の管理権限を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど防火管理体制の充実を図る。
- 本市においては、消防本部を主体に、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。
- 危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に対し、事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。
- 自衛消防隊の設置対象施設及び活動内容は以下の通りである。

■ 自衛消防隊の設置対象施設

- 中高層建築物、劇場、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設
- 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

■ 自衛消防隊の活動内容

時期	活動内容
平時	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災訓練 ● 施設及び設備等の点検整備 ● 従業員等への防災に関する教育の実施
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の収集伝達 ● 出火防止及び初期消火 ● 避難誘導・救出救護

3-4 地区防災計画の作成

- 本計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

策定済 吹上地域 川中自治会自主防災会 平成30年4月作成

日吉地域 熊野自治会自主防災会 令和5年3月作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は・・・

当該地区における防災力の向上を図るために、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案する。

第4節 防災ボランティアの育成強化

大規模災害時において、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に行われるよう、平時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
4-1	防災ボランティアとの連携体制の整備	総務課、福祉課、消防本部
4-2	防災ボランティアの育成	総務課、福祉課、消防本部
4-3	ボランティア活動環境の整備	総務課、福祉課、消防本部

4-1 防災ボランティアとの連携体制の整備

- 市内の防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しており、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。
- ボランティアと効果的に連携するために、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく。
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から、市社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図る。
- 大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録手順や県社会福祉協議会及び他のボランティア関係協力団体へ報告するための伝達系統を把握しておく。

4-2 防災ボランティアの育成

- 平時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図る。
- 住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。
- 消防本部は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。
- ボランティア活動のすべてを把握するのは非常に困難であることから、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入について検討する。

4-3 ボランティア活動環境の整備

- 大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全の確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

■防災ボランティアの種類と活動内容

種類	活動内容
一般労力提供型ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ● 炊き出し、物資の仕分・配給への協力 ● 避難所の運営への協力 ● 安否情報、生活情報の収集・伝達 ● 清掃等の衛生管理
専門技術型ボランティア (専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である)	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の者等による、専門的なボランティア活動 <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援ボランティア講習修了者 ・アマチュア無線技士 ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等 ・建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者 ・航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者 ・通訳（外国語、手話）

第5節 企業防災の促進

企業は、災害時には生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等の役割を有するため、平時から、事業継続計画の策定等により災害時における重要業務の継続に向けて取り組むことが重要である。

このため、市は、これらの活動の促進や必要な支援を行い、企業防災を促進する。

各項の業務実施担当課

No.	項目	担当課
5-1	事業継続計画等の策定促進	総務課
5-2	企業の防災力の向上	総務課

5-1 事業継続計画等の策定促進

- 企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（B C P）策定支援及び事業継続マネジメント（B C M）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

5-2 企業の防災力の向上

- 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

企業は・・・

災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外移動するとのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第6節 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客、旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

各項の業務実施担当課

No.	項	担当課
6-1	避難行動要支援者対策	総務課、福祉課、介護保険課、健康保健課
6-2	防災設備・物資・資機材等の整備	総務課、福祉課
6-3	地域の共助力の向上	総務課、福祉課
6-4	外国人、観光客等への対策	総務課、商工観光課、市民生活課
6-5	社会福祉施設・病院等における要配慮者対策	総務課、福祉課

6-1 地域における要配慮者対策

(1) 要配慮者の把握

- 市は、市の各部局が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び整備し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

(2) 避難行動要支援者名簿

- 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要である者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。
- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲及び必要な個人情報は以下の通りである。

■ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が在宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (1) 要介護認定3から5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている者
- (7) 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

■避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

- | | |
|------------|----------------------------|
| ● 氏名 | ● 電話番号（FAX、携帯電話番号、メール） |
| ● 年齢（生年月日） | ● 避難支援等を必要とする事由 |
| ● 住所 | ● 個別避難計画の有無 |
| ● 性別 | ● 危険種別（危険地域の種別を記載） |
| ● 自治会 | ● その他避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項 |

（3）避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

- 消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等を一層図る。
- 名簿情報の漏えいが発生しないよう、提供先に対し、名簿を必要以上に複製しないことの説明や施錠可能な場所へ名簿の保管を行うよう指導する等の適切な措置を講じる。

（4）個別避難計画の作成、管理

- 防災・福祉担当部局、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- 個別避難計画に掲載する情報は以下の通りである。

- | |
|--------------------------------|
| ● 避難支援実施者の氏名、住所、電話番号またはその他の連絡先 |
| ● 避難場所 |
| ● 避難経路 |
| ● その他避難支援等の実施に市が必要と認める事項 |

- 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。
- 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

6-2 防災設備・物資・資機材等の整備

- 地域における防災資機材の整備を支援し、災害発生直後の食糧、飲料水等について、住民自ら家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進しておくとともに、要配慮者の高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

6-3 地域の共助力の向上

- 要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態にあわせた防災知識の普及・啓発に取り組む。
- 地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。
- 要配慮者の居宅の状況に接することができるホームヘルパーや民生委員等に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

6-4 外国人、観光客等への対策

- 外国人、観光客等の市外者への円滑な避難に向けて以下の対策を行う。

対象	対策内容
外国人	居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示版等の多言語化を推進する。
観光客及び通学者等の市外者	基本的に住民と同様の対応を行うとともに、災害時のパニック防止に努め、掲示板等で災害時の対応について啓発に努める。

6-5 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

- 社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の要配慮者の安全確保に向けて以下の対策を行うものとし、市においては、管理者等への適切な指導・助言に努める。

区分	対策内容
防災設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。 ● 電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行う。 ● 当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。
組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。 ● 夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。 ● 日ごろから市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。
緊急連絡体制等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立する。 ● 災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。
防災教育・防災訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施する。 ● 施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

第3部 災害応急対策

3

災害
応急
対策

第1章 活動体制の確立

災害時の災害応急対策を効果的に実施するため、市は他の関係機関と連携を取りながら応急活動体制を確立する。

また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災前	発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月
1-1	情報連絡体制下における情報の収集・伝達	総務企画部総務課 各支所地域振興課 消防本部						
1-2	災害警戒本部の設置	総務連絡・広報班						
1-3	災害対策本部の設置	総務連絡・広報班						
1-4	現地災害対策本部の設置	総務連絡・広報班						
1-5	職員の動員	総務連絡・広報班						
1-6	災害対策本部の運営	総務連絡・広報班						
1-7	災害対策本部等の解散	総務連絡・広報班						

※「1-1 情報連絡体制下における情報の収集・伝達」は、災害対策本部設置前の活動であるため、通常の部・課名を記載。

1-1 情報連絡体制下における情報の収集・伝達

▶ マニュアル

- 市内に各種の気象警報が発令されたとき、又は震度4以上の地震が発生した場合は、総務企画部総務課、各支所地域振興課及び消防署員による情報連絡体制を確立し、降雨状況や被害状況等の情報を収集する。

1-2 災害警戒本部の設置

▶ マニュアル

- 災害警戒本部の設置基準に該当する場合、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。
- 警戒本部の設置場所は、対策本部の場合に準ずる。

1-3 災害対策本部の設置

▶ マニュアル

- 災害対策本部の設置基準に該当する場合、全庁的な体制をもって被害発生の予防又は最小化を図るため、災害対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。
- 対策本部の設置場所は、本部は日置市役所本庁舎、支部は各支所とする。
- 設置場所が被災し使用不能となった場合は、災害の発生状況に応じて適宜判断し、他施設に設置する。

【参照】 災害対策本部の組織図（P. 3-6）、意思決定権者代理順位（P. 3-6）、災害対策本部の設置場所（P. 3-12）

1-4 現地災害対策本部の設置

▶ マニュアル

- 災害の規模及び範囲から判断して、現地において災害対策本部の一部を行わせる必要があると認めるときは、現地本部長及び現地本部員を指定し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。
- 現地本部長は、災害対策本部の事務に準じて現地本部の事務を実施する。

1-5 職員の動員

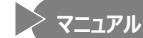
- 情報連絡体制をとるとき、又は警戒本部・対策本部を設置するときは、「動員連絡系統図」に従い配備職員への動員連絡を行う。
- なお、勤務時間外における各人の行動指針は以下のとおりである。

主体	行動指針
警備員	<ul style="list-style-type: none"> ● 本庁及び支所警備員は、気象警報及び災害発生のおそれのある異状現象発見等の通報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務企画部総務課総括監に連絡する。
総務企画部総務課 総括監	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記通報を受けた総務企画部総務課総括監は所定の系統により非常招集を行い、警報の伝達、情報収集体制をとる。必要に応じて総務企画部長に連絡して指示を受ける。
総務企画部長	<ul style="list-style-type: none"> ● 総務企画部総務課総括監から報告を受けた総務企画部長は、必要に応じ災害警戒本部を設置するとともに、所定の系統により非常招集を行い、応急対策実施の体制をとる。
各職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤務時間外において災害の発生又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、早急に各対策部長と連絡をとり、指示を求める。 ● 各対策部長及び上司と連絡がとれない場合は、自らの判断で登庁する。 ● 職員は、原則としてその所属する勤務場所に登庁する。 ● 所属する勤務場所への登庁が困難な場合は、最寄りの市の機関へ登庁し、登庁した場所を所管する対策部長にその旨を報告し、その指示を仰ぐ。 ● この場合、本部総務対策部の指示があるまで、登庁した場所を所管する対策部長の指揮を受けるものとする。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防本部職員等の災害発生時の配備体制に特に定めのある職員は、その定

職員等	められた配備につく。
-----	------------

【参照】 配備基準 (P. 3-14)、人員体制表 (P. 3-15)、動員連絡系統図 (P. 3-17)

1-6 災害対策本部の運営



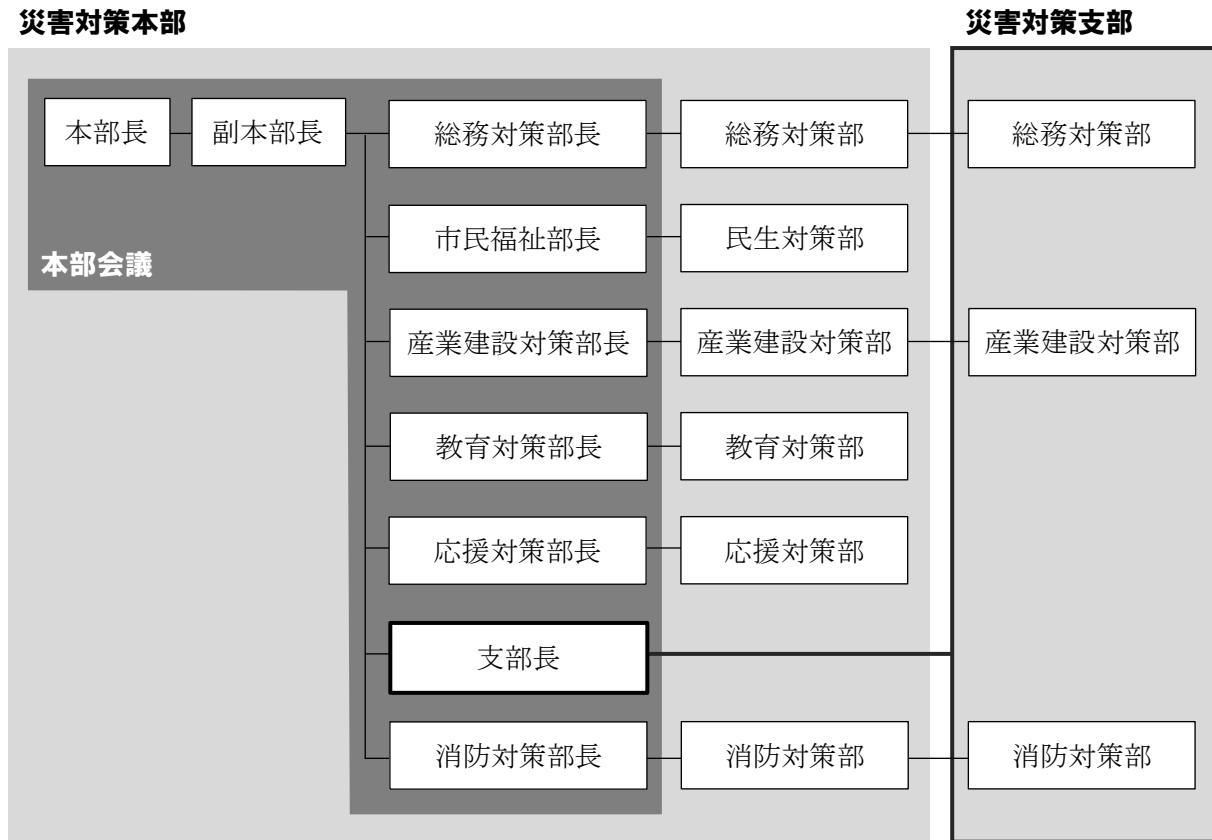
- 対策本部の設置後は、定期的に本部会議を開催し、次の事項について協議を行うとともに、対応方針を決定する。
 - 災害応急対策の総合調整に関すること
 - 県及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること
 - 防災関係機関への応援要請に関すること
 - 避難指示及び警戒区域の設定に関すること
 - 災害救助法の適用に関すること
 - その他、重要事項に関すること

1-7 災害対策本部等の解散

- 次の場合には、各本部を解散する。
- 各本部を解散したときは、設置の場合に準じて関係機関等への報告を行う。

区分	状況
警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生のおそれがなくなったとき ● 対策本部が設置されたとき
対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を一応終了したとき ● 災害発生のおそれがなくなり、対策本部による対策実施の必要がなくなったとき
現地本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害応急対策を終了したとき

■災害対策本部の組織図



■意思決定権者代理順位

○本部

体制区分	意思決定権者	代理者			
		第1位	第2位	第3位	第4位
情報連絡体制	総務企画部総務課総括監	総務課長	総務課長補佐	防災係長	防災係員
警戒本部	総務企画部長	産業建設部長	総務課総括監	総務課長	総務課長補佐
対策本部	市長	副市長	教育長	総務企画部長	あらかじめ指定された部長

※代理者は、本部長又は上席者が登庁したときは、直ちにそれまでとった処置を報告し、その職務を引き継ぐ。

○各部・支部

区分	意思決定権者	代理者	
		第1位	第2位
各部	各部長 (「■対策本部の編成」参照)	最初に登庁した対策班長	-
支部	各支部長	産業建設対策部長	最初に登庁した対策班長

※代理者は、それぞれ正規の職を有する者が登庁したときは、直ちにそれまでとった処置を報告し、その職務を引き継ぐ。

■災害対策本部の編成

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長

対策部		対策班		
部名	部長	班名	班長	班員
総務対策部	総務企画部長	総務連絡・広報班	総務課総括監 【班長付】 総務課長 企画課長 地域づくり課長	総務課 企画課 地域づくり課
		経理・管理班	財政管財課長 【班長付】 会計課長	財政管財課 会計課 各支所会計課分室
		商工班	商工観光課長	商工観光課
民生対策部	市民福祉部長	救助班	福祉課長 【班長付】 こども未来課長	福祉課 各支所地域振興課 福祉係 市民係 健康保険係
		衛生班	市民生活課長	市民生活課
		救護班	健康保険課長 【班長付】 介護保険課長	健康保健課 介護保険課
産業建設対策部	産業建設部長	農政班	農林水産課長	農林水産課
		耕地班	農地整備課長	農地整備課
		林務水産班	林務水産係長	農林水産課
		土木班	建設課長	建設課
		建築班	建築係長	建設課
		上下水道班	上下水道課長	上下水道課
教育対策部	教育委員会事務局長	学校教育班	教育総務課長 【班長付】 学校教育課長	教育総務課 学校教育課
		社会教育班	社会教育課長 【班長付】 各支所教育振興課長	社会教育課 各支所教育振興課 教育総務係 社会教育係
応援対策部	議会事務局長	応援班	税務課長 【班長付】 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	税務課 監査委員事務局 農業委員会事務局
消防対策部	消防長 【部長付】 消防団長	消防班	●消防本部 総務課長、警防課長、 消防署長 ●消防団	消防本部 消防団

			伊集院方面団長、 伊集院方面副団長	
--	--	--	----------------------	--

支部	支部長
東市来支部	東市来支所長
日吉支部	日吉支所長
吹上支部	吹上支所長

■災害対策支部の編成

対策部		対策班		
部名	部長	班名	班長	班員
総務対策部	支所長(支部長兼務) 地域振興課長	総務連絡・広報班	地域振興課課長補佐 【班長付】 自治振興係長 市民税係長	地域振興課
産業建設対策部	産業建設課長	農政班	農林水産係長	産業建設課
		耕地班	農地整備係長	産業建設課
		土木班	土木建設係長 【班長付】 都市計画係長	産業建設課
		建築班	建設管理係長	産業建設課
		水道班	水道管理係長	産業建設課
消防対策部	●消防団 東市来方面団長 日吉方面団長 吹上方面団長	消防班	●消防団 東市来方面副団長 日吉方面副団長 吹上方面副団長	消防本部 消防団

■ 各部の分掌事務

部	班	分掌事務	担当課
総務対策部	総務連絡・広報班	1 本部及び支部管内の災害対策の総括に関すること。 2 対策本部、現地対策本部及び対策支部の設置・運営に関するこ と。 3 本部及び支部の庶務に関すること。 4 防災会議、本部会議及び支部会議に関すること。 5 本部長及び副本部長の秘書及び涉外に関すること。 6 人員の動員・配備及び調整に関すること。 7 本部及び支部管内の関係機関、団体等との連絡調整に関するこ と。 8 自治会長等及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 9 県への各種要請に関すること。 10 地方公共団体及び関係機関等に対する応援派遣及び派遣要請に 関すること。 11 自衛隊等の出動要請に関すること。 12 防災行政無線等通信の運用及び保守に関すること。 13 気象警報等の収集・受領に関すること。 14 災害調査員及び調査班に関すること。 15 各対策部及び関係機関の情報収集並びに速報に関すること。 16 災害状況及び応急対策のとりまとめ並びに報告に関すること。 17 警報の内容の伝達及び避難の指示、警戒区域の設定等に関する こと。 18 災害広報に関すること。 19 報道機関との連絡調整及び広報依頼に関すること。 20 災害写真、その他広報資料の収集及び提供に関すること。 21 広域一時滞在に関すること。 22 避難所の開設、把握及び管理運営に関すること。 23 避難所外避難者の支援に関すること。 24 公共交通機関の運行状況の把握に関すること。 25 安否情報の収集・報告及び提供に関すること。 26 安否情報及び住民情報等のデータ管理に関すること。 27 復旧・復興計画の策定に関すること。 28 激甚災害の指定に関すること。 29 被災者台帳の作成に関すること。 30 災害証明の発行に関すること。 31 災害視察に関すること。 32 本部・支部間の連絡調整に関すること。 33 部内各班の連絡調整に関すること。 34 その他、他の対策部に属さない事務に関すること。	総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 地域づくり課 総務課 企画課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 税務課 地域づくり課 地域づくり課 地域づくり課 地域づくり課 企画課 企画課 企画課 企画課 企画課 企画課 税務課 税務課 税務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課

部	班	分掌事務	担当課
	経理・管理班	1 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 2 災害復旧・復興対策に関する資金収支に関すること。 3 市有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。 4 災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること。 5 災害時における食糧その他必要物資の調達に関すること。 6 救援物資の輸送、受領及び配給に関すること。 7 義援金等の受領、保管及び配分に関すること。 8 輸送手段の確保に関すること。 9 緊急通行車両及び輸送車両の配車計画に関すること。 10 被災者の復旧資金の斡旋に関すること。 11 税の減免措置等に関すること。 12 被災者への職業のあっせんに関すること。	財政管財課 財政管財課 財政管財課 会計課 会計課 財政管財課 財政管財課 財政管財課 財政管財課 商工観光課 財務課 商工観光課
	商工班	1 商工観光関係施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 商工観光関係施設の被害調査及び報告に関すること。 3 民間企業からの救護物資の調達・計画に関すること。 4 商工会等との連絡調整に関すること。 5 被災商工観光業者に対する融資に関すること。 6 中小企業復興資金に関すること。	商工観光課
民生 対策 部	救助班	1 民生対策部の総括に関すること。 2 救助事務の総括に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助法の諸対策に関すること。 5 救助状況の報告に関すること。 6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 7 災害時における食糧その他必要物資の給与に関すること。 8 被災者に対する炊き出し及び配給に関すること。 9 被災者の入浴対策に関すること。 10 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 11 応急仮設住宅等収容施設の入居調整に関すること。 12 要配慮者の安全確保及び支援に関すること。 13 要配慮者等の情報収集及び情報提供に関すること。 14 保育園、社会福祉関係施設の災害対策に関すること。 15 社会福祉施設との連絡調整に関すること。 16 遺体の収容・処理に関すること。 17 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 18 ボランティアの受入窓口に関すること。 19 部内各班の連絡調整に関すること。	福祉課 こども未来課
	衛生班	1 衛生関係施設の災害対策に関すること。 2 し尿処理及びごみ処理に関すること。 3 ごみ収集計画に関すること。 4 毒物・劇物等についての保健所との連絡調整に関すること。 5 遺体の火葬・改葬許可に関すること。 6 動物保護対策に関すること。 7 へい死した動物対策に関すること。 8 クリーンリサイクルセンターの災害対策及び応急復旧に関すること。	市民生活課

部	班	分掌事務	担当課
	救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 医療関係施設の災害対策に係る保健所との連絡調整に関すること。 3 医療救護、助産に関すること。 4 巡回医療支援並びに救護所の設置及び運営に関すること。 5 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 6 被災者の健康管理に関すること。 7 感染症の対策に関すること。 8 消毒医薬品等の準備・配布に関すること。 9 災害時における衛生広報に関すること。 10 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関すること。	健康保険課
産業建設対策部	農政班	1 農作物等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 農作物の病害虫及び家畜等伝染病の防除に関すること。 3 畜産施設等の連絡調整に関すること。 4 農業協同組合との連絡調整に関すること。 5 本部・支部間の連絡調整に関すること。	農林水産課
	耕地班	1 農地、農業用施設等の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 農地、農業用施設等の被害調査及び報告に関すること。 3 土地改良区等への連絡調整に関すること。 4 農地、農業用施設等における障害物の除去に関すること。 5 本部・支部間の連絡調整に関すること。	農地整備課
	林務水産班	1 山林、漁港及び水産施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 山林、漁港及び水産施設の被害調査及び報告に関すること。 3 漁業協同組合及び森林組合との連絡調整に関すること。 4 林産物・水産物の被害防止に関すること。	農林水産課
	土木班	1 産業建設対策部の総括に関すること。 2 道路、橋梁、河川、砂防、港湾等公共土木関係施設の災害対策及び復旧対策に関すること。 3 道路、橋梁、河川、砂防、港湾等公共土木関係施設の被害調査及び報告に関すること。 4 土木関係機関との連絡調整に関すること。 5 災害時における通行止め及び迂回路の設定に関すること。 6 避難路、輸送路の確保に関すること。 7 障害物の除去に関すること。 8 水防法に基づく諸対策に関すること。 9 土砂災害防止対策に関すること。 10 災害廃棄物処理に関すること。 11 本部・支部間の連絡調整に関すること。 12 部内各班の連絡調整に関すること。	建設課

部	班	分掌事務	担当課
	建築班	1 家屋及びライフラインの被害状況の調査及び集約に関すること。 2 建築関係機関との連絡調整に関すること。 3 被災市営住宅の応急対策に関すること。 4 建築物の災害対策に関すること。 5 応急仮設住宅の供給に関すること。 6 住宅の応急修理に関すること。 7 被災住宅の復興資金に関すること。 8 建築物の災害復旧の技術指導に関すること。 9 避難所の仮設トイレの設置に関すること。 10 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 11 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 12 本部・支部間の連絡調整に関すること。	建設課
	上下水道班	1 水道関係施設、下水道関係施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 水道関係施設、下水道関係施設の災害調査及び報告に関すること。 3 飲料水の確保、給水に関すること。 4 水質管理に関すること。 5 上水道の汚染対策に関すること。 6 災害時のし尿処理、その他環境衛生の応援に関すること。 7 本部・支部間の連絡調整に関すること。	
	学校教育班	1 教育対策部の総括に関すること。 2 教育施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 3 教育施設の災害調査及び報告に関すること。 4 児童、生徒等の避難及び安全確保並びに消火、水防及び衛生面の応急対策に関すること。 5 教育施設での避難住民の受け入れ調整に関すること。 6 教職員の動員に関すること。 7 応急教育の実施に関すること。 8 学用品の調達、給与及び授業料の減免に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。	教育総務課 教育総務課 教育総務課 学校教育課 教育総務課 学校教育課 学校教育課 教育総務課 教育総務課
	社会教育班	1 社会教育施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 2 社会教育施設の災害調査及び報告に関すること。 3 社会教育施設での避難住民の受け入れ調整に関すること。 4 史跡・文化財の保護に関すること。	社会教育課
応援対策部	応援班	1 対策本部及び支部の各対策部の応援に関すること。	議会事務局 税務課 監査委員 農業委員会
消防対策部	消防班	1 消防対策部の総括に関すること。 2 災害情報の収集及び報告に関すること。 3 消防団の出動及び配置に関すること。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 救助・救急活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 火災防ぎよに関すること。 8 消防、水防等防災作業の実施に関すること。 9 緊急消防援助隊等の受け入れ・連絡調整に関すること。 10 部内の連絡調整に関すること。	消防本部警防課 消防本部警防課 消防本部総務課 消防署 消防署 消防署 消防署 消防署 消防署 消防本部警防課 消防本部警防課

■災害対策本部の設置場所

区分		設置場所	代替施設
対策本部		日置市役所本庁舎	日置市中央公民館
対策支部	東市来支部	東市来支所	日置市東市来中央公民館
	日吉支部	日吉支所	日置市日吉保健センター
	吹上支部	吹上支所	日置市吹上中央公民館

■ 配備基準

配備区分	一般災害	地震・津波	その他
情報連絡体制	● 各種の気象警報が発表されたとき	● 震度4以上の地震が発生 ● 津波注意報が発表されたとき	● 高齢者等避難を発令したとき
災害警戒本部体制	● 各種の気象警報の発表により、災害の発生が予想されるとき	● 震度4以上の地震が発生し、災害の発生が予想されるとき ● 震度5弱の地震が発生したとき ● 津波警報及び大津波警報が発表されたとき	● 避難指示を発令したとき
災害対策本部体制(第1配備)	● 軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	● 震度5強以上の地震が発生したとき ● 軽微な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	
災害対策本部体制(第2配備)	● 市内全域にわたり、甚大な災害が発生し、被害発生の状況その他により、全職員の配備を必要とする場合	● 市内全域にわたり、甚大な災害が発生し、被害発生の状況その他により、全職員の配備を必要とする場合	

■ 人員体制表

○災害対策本部

参集者		情報連絡体制	災害警戒本部	災害対策本部	
				第1配備	第2配備
総務企画部 総務課	総務課総括監	○	○ (1)	○ (1)	○ (1)
	総務課長	○	○ (1)	○ (1)	○ (1)
	総務課長補佐	○	○ (1)	○ (1)	○ (1)
	防災係長	○	○ (1)	○ (1)	○ (1)
	防災係員	○	○ (適宜)	○ (適宜)	○ (全員)
各対策部長			○ (6)	○ (6)	○ (6)
各支所長			○ (3)	○ (3)	○ (3)
消防団長			○ (1)	○ (1)	○ (1)
方面団長 方面副団長(2)			○ (3) ※消防本部に参集	○ (3) ※消防本部に参集	○ (3) ※消防本部に参集
消防本部		○ (適宜)	○ (適宜)	○ (適宜)	○ (全員)
産業建設部員			○ (適宜)	○ (適宜)	○ (全員)
総務連絡・広報班			○ (適宜)	○ (適宜)	○ (2)
避難所配置職員			○ (適宜)	○ (適宜)	○ (適宜)
必要に応じた 招集職員		○ (適宜)	○ (適宜)	○ (適宜)	○ (全員)
その他職員					○
合計人数		2人+適宜	17人+適宜	17人+適宜	

※ () 内は参集人数

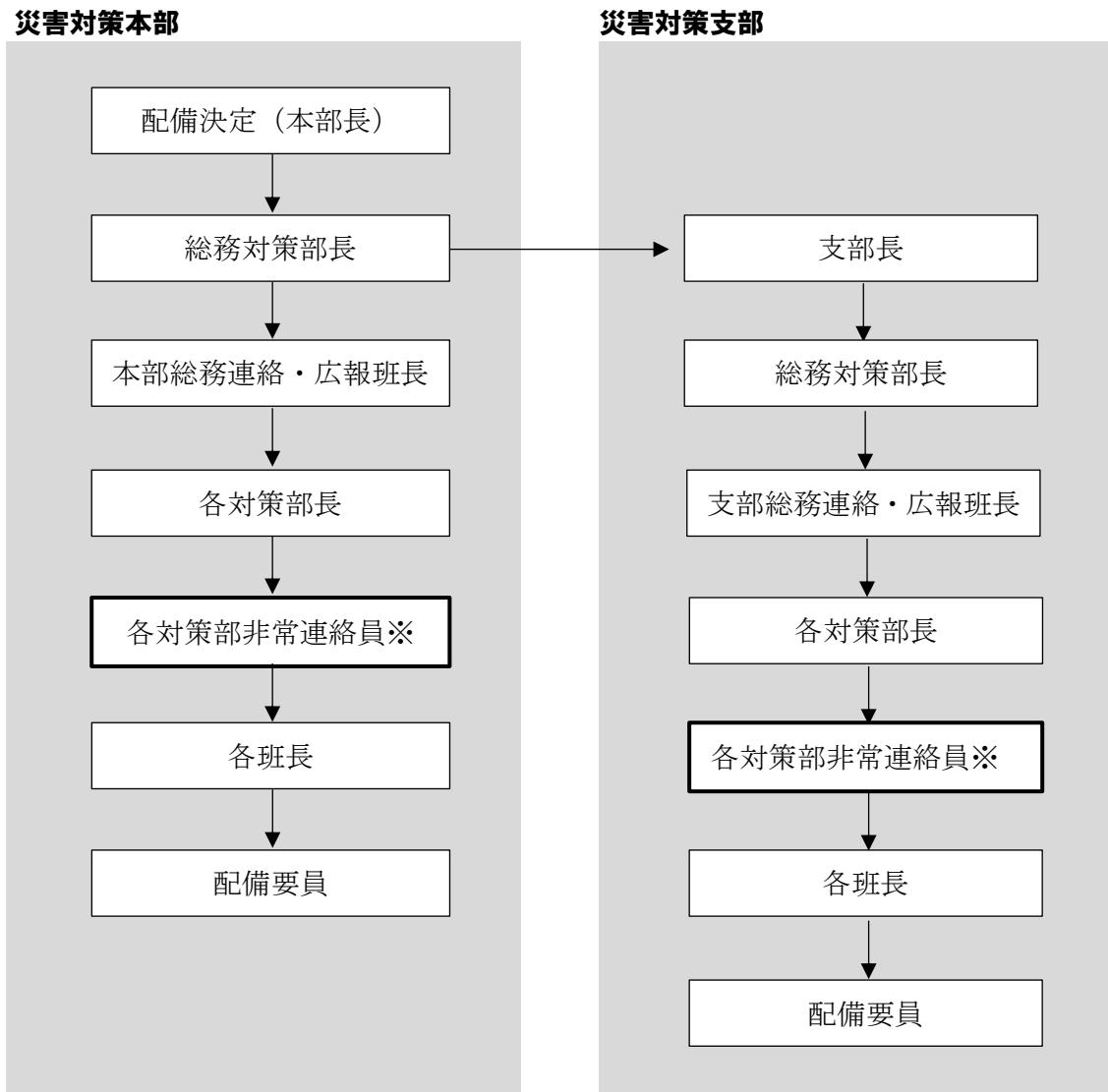
○災害対策支部

参集者	情報連絡体制	災害警戒本部	災害対策本部	
			第1配備	第2配備
各支部	地域振興課課長補佐 兼自治振興係長	○（適宜）	○（1）	○（1）
	自治振興係員	○（適宜）	○（1）	○（1）
	各対策部長		○（3）	○（3）
	方面団長 方面副団長		○（2）	○（2）
	産業建設部員		○（適宜）	○（適宜）
	総務連絡・広報班		○（適宜）	○（適宜）
	避難所配置職員		○（適宜）	○（適宜）
	必要に応じた 招集職員	○（適宜）	○（適宜）	○（適宜）
	その他職員			○
	小計	適宜	6人+適宜	6人+適宜
各支部の合計人数		適宜	18人+適宜	18人+適宜

※（ ）内は参集人数

※支所長は地域振興課長を兼任しているため、災害対策支所には入っていない。

■ 動員連絡系統図



※ 各対策部非常連絡員

区分	対策部名	連絡員職名	連絡方法
本部	総務対策部	防災係長	電話、メール連絡及び防災無線
	民生対策部	長寿福祉係長 各支所福祉係長	
	産業建設対策部	土木建設係長	
	教育対策部	教育総務係長 各支所教育振興係長	
	応援対策部	市民税係長	
	消防対策部	消防団係長	
支部	総務対策部	地域振興課課長補佐	
	産業建設対策部	土木建設係長	

第2節 情報伝達体制の確立

風水害、地震等の災害発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握して緊急性の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、市は各防災関係機関との連携のもと、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用して各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	災害対策本部の通信手段の確保	総務連絡・広報班						
2-2	住民の通信手段の確保	総務連絡・広報班						

2-1 災害対策本部の通信手段の確保



- 市防災行政無線を基幹的な通信系とするほか、県行政防災無線、一般加入電話、携帯電話等の各種通信手段（次頁参照）を活用し、通信手段を確保する。
- また、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。
- これらの通信施設が不通の場合は、早急に通信施設の復旧を行うとともに、通信可能な地域まで伝令（バイク、自転車、徒歩による）を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして連絡系統を確保する。

各関係機関は・・・

各関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に確保・運用し、的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

各機関相互の連絡については、防災相互無線等を効果的に運用する。

2-2 住民の通信手段の確保



- 住民が利用する通信手段を確保するため、通信各社の災害用伝言サービス利用可否を把握するとともに、報道機関等を通じて、当該サービスを利用することを住民に周知する。

■ 各種通信手段

通信手段	概要
市防災行政無線	災害時における情報の収集・伝達及び消防機関をはじめ、避難所等との迅速かつ適切な調整を行うため、活用する。
県防災行政無線	災害時における県と県出先機関並びに県内市町村及び消防機関との迅速かつ適切な連絡調整を行うため、この無線電話及びファクシミリ設備を活用する。
消防無線電話	消防本部の消防無線を利用し、消防無線移動局を通じ通信連絡する。
警察無線電話	警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する交番及び駐在所を経て通信連絡する。
電気通信設備	災害時優先電話 災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTTで承認した電話番号で、災害時に発信規制のかからない加入電話を利用できる。
	非常電報及び緊急電報の利用 非常電報(最優先)、緊急電報(優先)は、他の一般電報に優先して伝送、配達される。なお、利用する場合には発信紙に「非常」又は「緊急」と朱書きし、最寄りの電報取扱局に申し込む。
	孤立防止対策用衛星電話 地震・台風等の非常災害時における通信の途絶救済を目的として設定されるものであり、通信の方法は、次のように行う。 ①災害対策関係機関の加入電話から通信する場合“102番”をダイヤルし「非常」の旨を告げ、相手の孤立防止対策用衛星電話と通話する。 ②孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、送受話器をはずし、“102番”をダイヤルし、交換取扱者に「非常」の旨を告げ、通話する相手の局名、電話番号を連絡し、交換取扱者の接続により、相手の加入電話と通話する。
非常無線通信	災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときで有線通信・電報が不通となり利用できないとき、通話が遠くてはつきりしないとき、又は通信が輻輳して長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないときは、鹿児島地区非常通信連絡会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常無線通信施設の利用を図る。
アマチュア無線局等への依頼	災害の状況により、市内のアマチュア無線局又は各種事業所等の業務用無線局等に協力を依頼する。
一斉同報メール	市町村等が、登録を行った地域住民に対して、警報、避難関係情報等の災害関係情報をメールで一斉に配信。具体的な避難行動等の情報も配信可能。
緊急速報(エリアメール等)	当該市町村内にいる携帯電話所持者に対して、災害情報等を一斉にメール配信。エリア内であれば一時滞在者(観光客等)も受信可能。
ワンセグ(エリアワンセグ)	地上デジタルテレビ放送が受信可能なエリアであれば、携帯電話によって、テレビと同等の災害関係の情報が入手可能。エリアワンセグは、市町村等が運営することによって、限定されたエリアに対して、特別のワンセグ放送を行うもの。
コミュニティFM放送	市町村内で放送を行うFMラジオ放送。
デジタル・サイネージ	屋外に設置可能で、表示内容を短時間で変更可能であることから、災害情報の配信も可能。
データ放送	地上デジタルテレビのデータ放送機能を活用することによって、郵便番号単位の特定のエリア毎に異なった情報の送信が可能。通常のデジタルテレビで受信できるため、データ放送による具体的な避難行動等の情報配信が可能。
コミュニティ無線放送	各戸にコミュニティ端末を設置し、緊急放送や防災情報の配信を行うもの。

第3節 災害救助法の適用及び運用

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じる場合等には、災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の適用基準に該当する災害が発生した場合には、同法の適用申請を的確に行うとともに、同法の定めに従って被災者等の救助を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	災害救助法の適用申請	救助班				■		
3-2	災害救助法に基づく救助の実施	救助班				■	■	
3-3	救助実施状況の報告	救助班						■

3-1 災害救助法の適用申請

▶ マニュアル

- 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき。
- 市内における災害の規模が以下に示す基準に該当し、被災し現に救助を必要とする場合は、直ちに知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。
- ただし、災害の状況により県に対して報告ができない場合（災害対策基本法第53条第1項）は内閣総理大臣に対し直接報告し、県との連絡が可能となった場合は知事に対して行う。

■ 災害救助法の適用基準

No.	基準	根拠条文
1	市内の80世帯以上の住家が滅失したこと。	1項1号
2	県内の1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内の40世帯以上の住家が滅失したこと。	1項2号
3	県内の7,000世帯以上の住家が滅失したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要がある場合であって、市内の多数の世帯住家が滅失したこと。	1項3号
4	多数の人が生命又は身体に危害を受け、又は受けた恐れが生じた場合であって、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。若しくは被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	1項4号

【参照】 資料12-1 被災世帯の算定単位、資料12-2 住家の滅失等の認定基準

3-2 災害救助法に基づく救助の実施

▶ マニュアル

- 災害救助法の適用を受け、知事から権限の一部を委任された時は、知事の補助機関として救助を行う。
- 災害の事態が急迫して、知事による救助を待ついとまがない時は、その状況を直ちに知事に報告し、その指示により災害救助法の規定に基づく救助に着手するとともにその状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事から指示を受ける。
- 災害救助法に基づく救助の種類は以下のとおりであり、救助の程度、方法及び期間はあらかじめ知事に申請し、承認を受ける。
 - 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 医療及び助産
 - 被災者の救出
 - 被災した住宅の応急修理
 - 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 学用品の給与
 - 埋葬
 - 遺体の搜索及び処理
 - 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

3-3 救助実施状況の報告

▶ マニュアル

- 災害救助法に基づく救助の実施状況について、毎日、記録及び整理するとともに、その状況については知事へ報告する。

第4節 防災関係機関への応援要請

大災害が発生した場合、被害が拡大し、市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
4-1	応援要請等の方針検討	総務連絡・広報班						
4-2	県及び他市町村への応援要請	総務連絡・広報班						
4-3	自衛隊への派遣要請	総務連絡・広報班						
4-4	応援の受入れ体制の確立	総務連絡・広報班						
4-5	応援の撤収要請	総務連絡・広報班						

4-1 応援要請等の方針検討

▶ マニュアル

- 被害状況、各班の活動状況等の情報を整理し、防災関係機関等への応援要請の必要性を判断するとともに、応援要請先、内容等の方針を検討する。

4-2 県及び他市町村等への応援要請

▶ マニュアル

- 県及び他市町村等への応援要請を行う場合は、各種法令・協定等に基づき、必要事項を明確にした上で、所定の手続きにより応援協力を要請する。

県災害対策支部等は・・・

要請を受けた場合、自ら応援を行うとともに管内又は県内市町村に対して応援要請を行う。

要請を受けた市町村は・・・

応急措置の実施について必要な応援協力をを行う。

【参照】 資料 2-1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

資料 2-3 鹿児島県消防相互応援協定

資料 2-4 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

資料 2-5 日置市における大規模な災害時の応援に関する協定書

資料 2-6

持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定

資料 2-23 災害時相互応援協定（福島県相馬市）

資料 2-41 災害時相互応援協定（熊本県宇土市）

4-3 自衛隊への災害派遣要請要求

▶ マニュアル

- 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、知事に対し、自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

県知事は・・・

自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の要請要求により自衛隊の派遣を要請する。

【参照】 資料2-39 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式、資料2-40 自衛隊の災害派遣の範囲・要請先等

4-4 応援の受け入れ体制の確立

▶ マニュアル

- 災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援部隊の受け入れ体制を確立する。
- 活動拠点候補地は、次のとおりとする。

施設名称	施設所有者	施設管理者	所在地
日置市東市来総合運動公園	日置市	日置市	日置市東市来町伊作田 1037-2
日置市伊集院総合運動公園	日置市	日置市	日置市伊集院町野田 1792
日置市吹上浜公園	日置市	日置市	日置市吹上町中原 1353-5

【参照】 資料2-1 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

4-5 応援の撤収要請

▶ マニュアル

- 応援要請の目的を達したとき、又は応援の必要がなくなったと判断されるとき、撤収方針にしたがい、撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する。

【参照】 資料2-39 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式、資料2-40 自衛隊の災害派遣の範囲・要請先等

第5節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	必要人員の把握及び調整	各対策部長						
5-2	公共職業安定所への労働者供給斡旋依頼	各対策部長						
5-3	防災関係機関等に対する職員の派遣要請	総務連絡・広報班						
5-4	従事命令等による労働者の確保	総務連絡・広報班						

5-1 必要人員の把握及び調整



- 災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者の確保について、本部会議に諮り、人員の確保・調整を行う。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、各部長の判断により確保することができるが、事後速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

5-2 公共職業安定所への労働者供給斡旋依頼



- 災害応急対策に必要な技術者、技能者及び労働者の確保が困難な場合は、ハローワーク伊集院に、必要な人員の供給斡旋を要請する。

5-3 防災関係機関等に対する職員の派遣要請



- 必要に応じて、他市町村、県又は指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請する。
- 派遣の要請が受け容れられなかつたり、適任者等を知らない場合は、県知事に対し他市町村、県又は指定地方行政機関等の職員派遣の斡旋を求めることができる。

5-4 従事命令等による労働者の確保

- 災害応急対策のため緊急に必要がある場合には、各法律に基づく強制命令により労働力の確保を図る。

【参照】 資料 15-6 従事命令等の種類と概要

第6節 ボランティアとの連携等

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、報道機関等を通じて広くボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
6-1	ボランティアセンターの設置要請	救助班						
6-2	一般災害ボランティアの確保と調整	救助班						
6-3	ボランティアセンターの閉鎖要請	救助班						

6-1 ボランティアセンターの設置要請



- 多数の災害ボランティアが必要となるときは、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うために、市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。

市社会福祉協議会等は・・・

災害が発生した場合、速やかに災害ボランティアセンター又は近隣支援本部を設置する。

県社会福祉協議会は・・・

災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、各本部運営の支援等に努める。

被災地周辺市町村社会福祉協議会等は・・・

被災地の被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は近隣支援本部を設置し、災害ボランティアセンターを支援する。

6-2 一般災害ボランティアの確保と調整



- 被災地域におけるボランティアニーズをみながら、市社会福祉協議会及び他のボランティア団体に、一般災害ボランティアの派遣を依頼する。また、県の紹介窓口を通じて一般災害ボランティアを確保するとともに、テレビやラジオ等の報道機関を通じて募集を行う。

【参照】 資料 15-7 一般災害ボランティアの活動内容

6-3 ボランティアセンターの閉鎖要請



- 地元を中心とする生活復興支援の見通しが立った場合、市社会福祉協議会に、ボランティアセンターの閉鎖を要請する。

第2章 初動期の応急対策

風水害時の気象予報・警報等の発表以降、災害の発生に至るまでの時期や、地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達とともに、避難、救助、救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第1節 気象警報等の収集・伝達

初動期の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等や、津波予報・地震情報等は基本的な情報である。

このため、市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信してその内容を把握し、関係機関等に伝達する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	気象警報等の収集・受領	総務連絡・広報班 消防班						
1-2	津波の監視警戒	総務連絡・広報班 消防班						
1-3	気象警報等の伝達	総務連絡・広報班						

1-1 気象警報等の収集・受領

▶ マニュアル

- テレビ、インターネット、鹿児島県河川砂防情報システム等より気象警報等の各種情報を収集するとともに、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努める。

1-2 津波の監視警戒

▶ マニュアル

- 地震を感じた場合には、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。
- この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

1-3 気象警報等の伝達

- 上記で収集及び受領した情報は、速やかに所在官公署及び住民に周知徹底する。
 - この場合、要配慮者施設への伝達に配慮する。
- ※住民への伝達方法等の詳細は本章「第3節 広報」を参照。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

被災状況を正確に把握し、応急対策を期するため、災害情報及び被害情報（災害情報等）を迅速、確実に収集し、速やかに県等への通報、報告を行う。

特に、住民の生命に関わる情報の収集に重点を置くものとする。

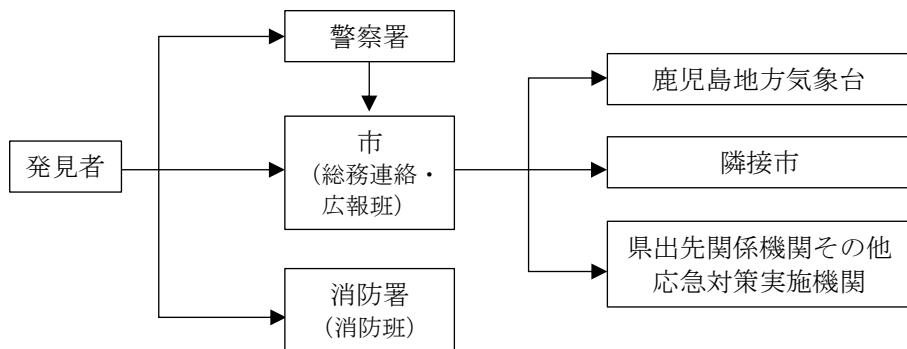
各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	災害発生のおそれのある異常現象の通報	総務連絡・広報班						
2-2	災害情報等の収集	総務連絡・広報班						
2-3	災害情報等の集約・整理	総務連絡・広報班						
2-4	災害情報等の報告	総務連絡・広報班						

2-1 災害発生のおそれのある異常現象の通報

- 異常現象を発見した者又は警察署等より異常現象発見の通報を受領した場合、異常現象の種類に応じて、以下の関係機関への通報を行う。通報の方法は、電話、FAX等によることを原則とする。
 - ア 鹿児島地方気象台（気象、地震、水象に関するもの）
 - イ その異常現象により災害の発生が予想される隣接市
 - ウ その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

■ 異常現象発見時の通報系統



【参照】 資料 13-1 異常現象の種類と通報先

2-2 災害情報等の収集

▶ マニュアル

- 次の方法により、市内の災害情報を収集する。

区分	概要
参集途上での収集	各職員は、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集する。
災害調査員による収集	災害調査員に指名された職員は、情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。
調査班による収集	被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共にし、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

■ 収集すべき災害情報等の内容

- ア 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- イ 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- ウ 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- エ 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- オ 出火件数又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- キ 輸送関連施設被害（道路、港湾、漁港）
- ク ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害）
- ケ 避難状況、救護所開設状況
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

【参照】 資料 13-2 被害状況の調査班編成表

2-3 災害情報等の集約・整理

▶ マニュアル

- 調査班等が収集した災害情報等は、総務対策部において、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に周知する。

2-4 災害情報等の報告

▶ マニュアル

- 収集・整理を行った市内の災害情報を県その他関係機関に報告する。
- 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報については、他の情報に優先し、収集・報告するものとする。
- 通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

【参照】 資料 13-3 災害報告等様式

第3節 広報

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊、二次災害の防止等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱は回避するよう配慮する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	住民への広報の実施	総務連絡・広報班						
3-2	放送機関への情報の発表	総務連絡・広報班						
3-3	ライフライン機関への広報要請	総務連絡・広報班						
3-4	安否情報照会への回答	総務連絡・広報班						

3-1 住民への広報の実施

▶ マニュアル

- 災害情報、避難に関する事項、市や関係機関の活動状況等の住民に周知すべき情報をとりまとめ、防災行政無線及び有線放送、広報車、自治会放送、新聞・テレビ・ラジオ（放送機関等に要請）、ポスター、インターネット等の各種広報手段により広報を実施する。
- 広報の実施に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ア 情報は、具体的にわかりやすくまとめ、時系列的かつ迅速に広報する。
 - イ 確実に情報が伝達される広報手段を確保する。
 - ウ 災害発生前の広報は、災害の規模・動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を取りまとめて行う。
 - エ 災害発生後の広報は、被害の推移、高齢者等避難及び避難指示、交通機関の運行状況、ライフラインの現状、救助活動の状況、応急対策の現状等が確実に周知できるようを行う。
 - オ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

【参照】 資料2-7 地上デジタル放送のデータ放送における市政情報の提供に関する覚書

資料14-1 住民への広報内容の例、資料14-2 放送機関へ要請・発表する内容

3-2 放送機関への情報の発表

▶ マニュアル

- 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。
- このとき、放送発表時間等の広報ルールを定めて放送機関との混乱を最小限のものとするよう努めるとともに、要配慮者への放送手段、内容について配慮するように要請する。

【参照】 資料14-2 放送機関へ要請・発表する内容

3-3 ライフライン機関への広報要請

- 市に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。
- このため、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

3-4 安否情報照会への回答

▶ マニュアル

- 安否情報の照会があったときは、災害対策基本法の定めに基づき、照会者に必要な情報の提示を求めるとともに、被災者や第三者の権利利益を不当に侵害することのないように配慮して必要な情報の提供を行う。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、市は、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
4-1	水害防止対策	総務連絡・広報班 土木班 消防班						
4-2	土砂災害防止対策	土木班						

4-1 水害防止対策

▶ マニュアル

- 水防管理者は、気象、洪水、高潮、津波に関する注意報又は警報が発せられた場合及び降雨の状況等により災害の発生が予想され、その対策を要すると認めた場合には、水防本部を設置し、水防に関する各種情報の収集・受領及び伝達を行うとともに、必要に応じて現地に消防団を派遣して水位・潮位等を監視する。
- 状況に応じて、消防団に出動命令を発し、危険箇所の巡回及び水防作業等の活動を行わせる。

※詳細は「水防計画」参照。

【参照】 関連計画集 1 水防計画

4-2 土砂災害防止対策

▶ マニュアル

- 土砂災害に関する情報収集及び避難対策の実施と併せ、土砂災害の前兆現象が発見された地域等における土砂災害防止対策を実施する。
- 土砂災害発生後においては、被害実態を早期に把握するとともに、必要に応じて、応急的な崩壊防止措置、砂防施設等の整備及び警戒区域の設定等、被害拡大防止のための対策を行う。

第5節 消防活動

火災が発生した場合、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、「市消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携して消防活動を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	火災発生状況等の把握	消防班						
5-2	消防活動の実施	消防班						

5-1 火災発生状況等の把握

▶ マニュアル

- 消防団を指揮し、総務連絡・広報班及び警察署と相互に連絡を行いながら、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集する。
- 状況に応じて、県内の他の消防機関への応援要請又は緊急消防援助隊の出動を要請する。

5-2 消防活動の実施

▶ マニュアル

- 火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に止めるため、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。
- 火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

住民、自主防災組織及び事業所は・・・

火災発生時には、消防署、消防団、市役所へ通報するとともに、住民、自主防災組織及び企業等従事者は協力して初期消火活動及び延焼拡大防止等の活動に努める。

第6節 地震発生後の二次災害防止対策

地震災害時は、危険物施設の被災に伴う危険物災害や、護岸破損や斜面崩壊等による水害、土砂災害等の二次災害の発生が予想される。

このため、被災状況を早期に把握し、適切な対策を講じて二次災害の防止及び被害の最小化に努める。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
6-1	危険物の保安対策	消防班						
6-2	浸水防止対策	土木班						
6-3	土砂災害防止対策	土木班						

6-1 危険物の保安対策



- 被災地域に危険物や高圧ガス等の施設があり、地震災害に伴う特殊火災や漏洩・爆発等のおそれがある場合、直ちに、消防計画等に基づき、統制ある危険物対策を行う。
- 対策の実施に当たっては、消防・緊急無線通信網及び防災相互無線等の各種通信手段を効果的に運用し、他の消防機関の部隊や危険物等にかかる関係機関や事業所の管理者、自衛消防組織等との通信を確保するとともに、被害の拡大防止を効果的に実施できるよう、事前に整備されている各種設備・施設等を活用する。

県は・・・

大規模な危険物災害が予想される場合、直ちに市に対して、火災防止や漏洩・爆発防止措置を講じること、及び関係地域住民の避難の必要性の把握又は避難の指示を行うよう指示する。また、地震発生後、直ちにラジオ・テレビ等の放送機関の協力を求め、あらゆる危険物災害の発生状況や対応状況について一般住民に周知を図るとともに、状況に応じて、関係地域住民の避難の指示を広報する。

危険物施設の管理者は・・・

地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止活動に努めるとともに、危険物・高圧ガス等の漏洩・流出等の防止活動に努める。万一、災害が発生したときは、直ちに、市及び県に通報するとともに、その被害の局所化を図り、必要に応じ、関係住民への情報伝達及び避難対策に万全の措置を講じる。

6-2 浸水防止対策

▶ マニュアル

- 河川護岸やため池堤防等の被害状況を早期に把握し、二次災害のおそれのある被害を発見した場合には、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

6-3 土砂災害防止対策

- 土砂災害の発生状況を把握し、被害拡大防止措置を講ずる。
- 具体的な活動内容は本章「第4節水防・土砂災害等の防止対策 4-2 土砂災害防止対策」に準ずる。

第7節 避難の指示、誘導

災害発生の危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないように立退きを勧告し、又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
7-1	高齢者等避難、避難指示の発令	総務連絡・広報班						
7-2	警戒区域の設定	総務連絡・広報班						
7-3	避難誘導	消防班						
7-4	学校・教育施設等における避難	学校教育班						
7-5	避難指示等の解除	総務連絡・広報班						

7-1 高齢者等避難、避難指示の発令



マニュアル

- 避難指示等の発令に必要な情報を収集・整理し、避難指示等の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を判断の上、対象地域内の住民等に対し、避難指示等を伝達する。また、発令に関しては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
- 避難指示等の発令は、できるだけ夜間をさけ昼間に実施するように努める。(※ただし、夜間であっても避難が必要な状況になった場合には、躊躇せざる避難指示等を発令する。)
- 高齢者等避難の伝達に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の始末等、避難期間に応じた準備を行うよう伝達する。
- 避難指示等の発令基準は次頁以降に示すとおりである。

住民は・・・

豪雨などにより災害の発生する危険性を感じ、土砂崩れ等の前兆現象を発見するなど、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難する。

【参照】 資料4-5 避難指示等の種類と実施責任者

■水害

警戒レベル	区分	発令基準
警戒レベル 3	高齢者等 避難	<p>【水位周知河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観測水位が避難判断水位（神之川（荒瀬橋）2.91m）を超過し、さらに増水が予想されるとき <p>【小河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 河川の増水状況や当該地域の降雨状況、今後の降雨予測等を踏まえ、浸水の危険性が高いとき
警戒レベル 4	避難指示	<p>【水位周知河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 観測水位がはん濫危険水位（神之川（荒瀬橋）3.34m）を超えて、さらに増水が予想されるとき ● 観測水位がはん濫危険水位を超過したとき
警戒レベル 5	緊急安全 確保	<p>【水位周知河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害の発生が切迫または確実視されるとき ● 越水や堤防決壊等の事象が実際に発生したとき

※参考：鹿児島県水防計画書に基づく水位周知河川のはん濫危険水位

河川名	観測所名	地先	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
神之川						
長松川	荒瀬橋	日置市伊集院町 徳重	m 2.26	m 2.75	m 2.91	m 3.34
下谷口川						

水防団待機水位：各水防管理団体（市町村）が、水害の発生に備えて水防活動に入る準備を行うための河川の水位。

はん濫注意水位：各水防管理団体（市町村）が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る河川の水位。

避難判断水位：水害発生を特に警戒する水位で、避難等の目安となる水位。

はん濫危険水位：水害により、はん濫の起こる恐れがある水位。

■土砂災害

警戒 レベル	区分	発令基準
警戒 レベル 3	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 「鹿児島県河川砂防情報システム」の土砂災害危険度情報において、レベル1が表示されたとき ※県メッシュ情報においてレベル1（緑色）表示の地域を対象とする
警戒 レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁より土砂災害警戒情報が発令されたとき ※県メッシュ情報においてレベル2（青色）及び3（黄色）表示の地域を対象とする ● 土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、渓流の水量変化）が確認されたとき
警戒 レベル 5	緊急安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 「鹿児島県河川砂防情報システム」の土砂災害危険度情報において、レベル4が表示されたとき ※県メッシュ情報においてレベル4（赤色）表示の地域を対象とする ● 土砂災害の前兆現象（山鳴り、流木の流出等）が確認されたとき

※「鹿児島県河川砂防情報システム」の土砂災害危険度情報について

「鹿児島県河川砂防情報システム」では、気象台から提供された予測雨量等に基づき処理を行い、約1kmの格子毎に、土砂災害発生の危険度が以下の4段階のレベルで表示される。

レベル	内容
レベル1	今後3時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況。 土砂災害の恐れのある場所では避難準備を開始する目安。
レベル2	今後2時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況。 土砂災害の恐れのある場所では避難を開始する目安。
レベル3	今後1時間以内に土砂災害が発生する恐れがある状況。 早急に避難が必要となる目安。
レベル4	すでに基準値を超えている状況。 いつ土砂災害が発生してもおかしくない状況。 避難をしていない方は、斜面から離れると共に、状況の変化に注意する。

レベル1～3は、危険な状態になるまでの時間的な情報だが、レベル4は危険な状況であることを表している。

■高潮

	区分	発令基準
警戒レベル 3	高齢者等 避難	● 台風情報や強風注意報、暴風警報等の情報をもとに、高潮災害発生の危険性が高いと予想されるとき
警戒レベル 4	避難指示	● 高潮警報、あるいは高潮特別警報が発表され、増水越波による道路冠水や床下浸水が発生したとき
警戒レベル 5	緊急安全 確保	● 災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害の発生が切迫または確実視されるとき ● 海岸堤防等の倒壊、水門・陸閘等の損傷など、構造物被害が発見されたとき ● 異常な越波・越流が発生したとき

■津波

区分	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁の「遠地地震に関する情報」により同地域への津波の影響が発表されたとき <p>※「遠地地震に関する情報」は国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合に発表される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※「遠地地震に関する情報」は日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表されるため、同情報をもとに必要に応じて高齢者等避難を発令</p>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」が発令されたとき ● 強い揺れを感じたとき、あるいは揺れは弱くても 1 分程度以上の長い揺れを感じたとき <p>※区分により避難対象地域が異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波注意報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする ○津波警報の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする ○大津波警報の場合・強い(長い)揺れを感じたとき <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

■暴風

区分	発令基準	
警戒レベル 3	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 台風の上陸等により、暴風域に入ることが予想されるとき ● 暴風の襲来により、災害の発生が予想されるとき
警戒レベル 4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風警報が発表され、避難が困難となる状況が予想されるとき ● 引き続き風速が強まり、災害の発生による生命、身体への危険が切迫しているとき
警戒レベル 5	緊急安全 確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風特別警報が発表されたとき ● 災害事象が避難指示発令時よりも悪化し、被害の発生が切迫または確実視されるとき

7-2 警戒区域の設定

▶ マニュアル

- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策の従事者以外には、当該区域への立ち入りの制限・禁止、又は当該区域からの退去を命ずる。

7-3 避難誘導

▶ マニュアル

- 対象地域の消防分団の協力を得て、住民等を指定緊急避難場所へ誘導する。この場合においては、以下の事項に留意する。

区分	留意事項
避難経路の選択	<ul style="list-style-type: none"> ● 暴風の場合は、できるだけ山かげ及び堅固な建物に沿って経路を選ぶようにする。 ● 豪雨の場合は、がけ下又は低地等災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。 ● 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や川の土堤、石垣等崩壊しやすい経路は避ける。
誘導	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。 ● 避難経路中、危険箇所には標識、縄張り等を設置し、誘導員を配置するようにする。 ● 誘導に際しては、できるだけ車両、船舶、ロープ等資機材を利用して安全を図るようにする。 ● 幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するよう避難者を指導する。
避難順位	<ul style="list-style-type: none"> ● いかなる場合においても高齢者、傷病者等いわゆる避難行動要支援者

	の避難を優先して行う。 ● 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。
携帯品の制限	● 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。 ● 避難が比較的に長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

7-4 学校・教育施設等における避難

▶ マニュアル

- 本部長により避難指示等が発令された場合のほか、必要に応じて、教育長の判断において学校等における児童・生徒の集団避難を校長に指示する。
 - 緊急を要する場合には、校長は本部長、教育長の指示を待つことなく避難を実施する。
 - この場合においては、秩序が乱れて混乱することのないよう配慮した安全な方法により実施する。
- ※幼稚園・保育園（所）等における避難も、学校の場合に準ずる。

7-5 避難指示等の解除

- 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

第8節 救助・救急

災害時には、土砂崩れ、洪水や建物の倒壊等による多数の救助、救急事象が発生するものと予想される。

このため、市の消防力の総力を挙げて救助、救急活動を行うものとするが、実施に当たっては、消防計画によるほか、迅速かつ的確な活動を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
8-1	救助・救急活動の実施	消防班						
8-2	救急搬送	消防班						

8-1 救助・救急活動の実施



- 災害現場に出動し、被災者の救助・救急活動を行う。
- 救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とすることを原則とする。

住民及び自主防災組織は・・・

自発的に被災者の救助、救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

8-2 救急搬送



- 負傷者が発見された場合には、救護所等への搬送を行う。
- 救急搬送は、救命処置を要する者を優先して行うものとする。

第9節 交通確保・規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
9-1	交通施設の被災状況等の把握	土木班						
9-2	交通規制の実施	土木班						
9-3	交通規制の解除	土木班						

9-1 交通施設の被災状況等の把握

- 市が管理する道路・橋梁等の交通施設の巡回調査を行い、交通施設の被災状況等を把握する。
- 交通施設等の危険な状況を発見したときや、これらの状況について通報を受けた場合には、警察又は当該道路の管理者（市管理道路以外の場合）に通報する。

9-2 交通規制の実施

▶ マニュアル

- 被災等により交通施設等の通行を規制する必要がある場合には、警察と相互に連絡を行いながら、交通規制を実施する。
- この場合においては、規制標識の設置、迂回路の設定、一般住民への周知等の措置を講ずる。

警察その他関係機関は・・・

自らが管理する交通施設等について、交通規制又は通行確保のための措置を行う。

【参照】 資料 11-3 関係機関が実施する交通規制等の内容

9-3 交通規制の解除

- 規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後は、速やかに交通規制を解除し、当該規制区間を管轄する警察署長に通知する。
- なお、災害発生後一週間目以降は、防疫、医療活動、被災者への生活物資の補給、水道等のライフラインの復旧活動が本格化し、これらに並行して道路の補強も進み、復興物資等の輸送が活発化することから、災害応急対策を主眼とした「災害対策基本法」に基づく交通規制から、「道路交通法」に基づく交通規制に切り替える。

第10節 緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
10-1	道路の通行確保	土木班						
10-2	輸送手段の確保	経理・管理班						
10-3	緊急通行車両の届出	経理・管理班						
10-4	輸送の実施	各班						

10-1 道路の通行確保

▶ マニュアル

- 県による緊急輸送道路の指定状況や市内の避難所開設状況等より、優先的に通行を確保すべき道路を把握するとともに、道路啓開、車両所有者等への移動命令等の措置をとり、当該道路の通行を確保する。

10-2 輸送手段の確保

▶ マニュアル

- 緊急輸送に必要となる各種輸送手段（①貨物自動車、乗合自動車等、②鉄道、③船舶、④航空機、⑤人夫等）を確保する。
- 輸送力の確保は次の順位で行うものとする。
 - 1 市有車両等の市有輸送力
 - 2 市以外の公共機関の輸送力
 - 3 指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力
(日本通運、鹿児島交通、県トラック協会等)
 - 4 民間輸送力（営業用、自家用）
- 関係機関から調達した車両等に係る費用の基準は以下のとおりである。

区分	費用の基準
輸送業者による輸送又は営業用車両の借上げに伴う費用	国土交通省に届出されている運賃・料金による。 なお、自家用車の借上げに伴う費用については、実費をもとに所有者との協議によって算定する。
官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用	燃料費程度の負担とする。

10-3 緊急通行車両の届出

▶ マニュアル

- 鹿児島県公安委員会により災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行が禁止されたときは、公安委員会に申請して緊急通行車両証明書及び緊急通行車両標章の交付を受ける。
- なお、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

10-4 輸送の実施

▶ マニュアル

- 緊急輸送は、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先して行う。各段階における輸送対象は下表のとおりである。
- 各班において輸送を行おうとするときは、経理・管理班に車両等の配車を要請して行う。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒避難期)	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 3 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	1 上記第1段階の続行 2 食糧、水等生命の維持に必要な物資 3 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活必需品

第11節 緊急医療

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
11-1	医療活動の実施	救護班						
11-2	医薬品・医療用資機材等の調達	救護班						
11-3	後方搬送の実施	消防班						
11-4	透析患者等への対応	救護班						

11-1 医療活動の実施

▶ マニュアル

- 救護所を開設するとともに、日置市医師会員、日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関、市域の医療機関による救護班を編成して医療活動を行う。
- 多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があることから、傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用する。
- 医療活動の対象者及び範囲は以下のとおりである。

区分	対象者	範囲
医療	医療を必要とする状態にもかかわらず災害のために医療の途を失い、応急的に医療を施す必要がある者	ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術、その他治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	ア 分べんの介助 イ 分べん前、分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

11-2 医薬品・医療用資機材等の調達

- 医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について市内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。
- 不足する場合には、県に供給を要請し、救護所等への輸送を受ける。

11-3 後方搬送の実施

▶ マニュアル

- 救護所での応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者を収容施設等へ搬送する。

11-4 透析患者等への対応

▶ マニュアル

- 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2~3回受けており、災害時にも平時と同様の医療を受けることが出来るよう、適切な医療体制を確保する。
- また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッショ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。
- 人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

第12節 要配慮者への緊急支援

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動を取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「日置市災害時における要配慮者の避難支援計画」に基づき、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
12-1	避難行動要支援者の避難支援	救助班						
12-2	要配慮者の把握	救助班						
12-3	要配慮者のニーズへの対応	救助班						
12-4	社会福祉施設等における対策	救助班						

12-1 避難行動要支援者の避難支援

▶ マニュアル

- 「日置市災害時における要配慮者の避難支援計画」に基づき作成した避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を活用し、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等）と連携して避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を行う。

【参照】 関連計画集 3 日置市災害時における要配慮者の避難支援計画

12-2 要配慮者の把握

▶ マニュアル

- 要配慮者への各種支援を適切に行うため、全避難所を対象とした要配慮者の把握調査その他の方法により、要配慮者の所在・必要な支援等を把握する。

12-3 要配慮者のニーズへの対応

▶ マニュアル

- 要配慮者の相談窓口を設置してニーズを把握するとともに、それぞれの要配慮者のニーズに応じた各種支援を行う。
- 要配慮者への主な支援内容は以下のとおりである。

■ 要配慮者への主な支援内容

区分	支援内容
高齢者、障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。 ●避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。 ●避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
妊産婦、乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。
児童	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し、通報がなされる措置を講ずる。 ●住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。 ●遺児等の要保護児童の実態を把握したときは、その情報を親族等に提供する。 ●被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。 ●外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

12-4 社会福祉施設等における対策



- 市内の社会福祉施設等の状況を把握するとともに、被災地以外の施設への移送、物資・マンパワーの確保等を行い、社会福祉施設等の運営を支援する。

各社会福祉施設の管理者は・・・

避難指示等が発令された場合、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。以後は、市と連携しながら、入居者の支援を行う。

第3章 事態安定期の応急対策

災害発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食糧、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要があるとともに、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

第1節 避難所の運営

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	避難所の開設	総務連絡・広報班						
1-2	二次避難所（福祉避難所）の開設	総務連絡・広報班						
1-3	避難所の運営	総務連絡・広報班						
1-4	広域的避難収容・移送	総務連絡・広報班						
1-5	避難所の閉鎖	総務連絡・広報班						

1-1 避難所の開設

▶ マニュアル

- 自宅が被災した被災者等に一時的な生活の場を提供するため、適切な施設を選定し、避難所を開設する。
- 開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設するほか、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

【参照】 資料4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、関連計画集5 避難所運営マニュアル

1-2 二次避難所（福祉避難所）の開設

▶ マニュアル

- 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等に二次避難所（福祉避難所等）を開設する。

【参照】 資料2-16 災害時における一時避難施設及び福祉避難所としての使用に関する協定書

資料4-1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

1-3 避難所の運営

▶ マニュアル

- 避難者、消防団、学校職員、当該施設管理者等の協力のもと、避難所の運営体制を確立し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう、適切な管理・運営を行う。
- 避難所運営における留意事項は以下の通りである。
 - ア 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備に努める。
 - イ 避難の長期化が予測される場合は、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
 - ウ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
 - エ 多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。
 - オ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に対しても、生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる。

【参照】 関連計画集 5 避難所運営マニュアル

1-4 広域的避難収容・移送

▶ マニュアル

- 災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内又は他県の他市町村に対し、被災者の受入れを要請する。この場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。
- 広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入先の市町村に派遣する。
- 避難所管理者及び緊急避難場所の運営は陽性元の市町村が行い、避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。

1-5 避難所の閉鎖

▶ マニュアル

- ライフラインが回復し、避難者が少人数になったときは、隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を依頼し、避難所を閉鎖する。

【参照】 関連計画集 5 避難所運営マニュアル

第2節 食糧の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食糧の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	食糧の調達	経理・管理班						
2-2	食糧の輸送	経理・管理班						
2-3	食糧の供給	救助班						

2-1 食糧の調達

▶ マニュアル

- 被災者の数を把握し、食糧の必要量を把握するとともに、備蓄物資では不足する場合には、食糧の調達を行う。
- 通信、交通が途絶し、知事に取食品の応急配給申請ができないときは、直接、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し「災害救助米穀の引渡要請書」に基づく政府所有米穀の引渡しに関する情報（希望数量、引渡場所及び引渡方法等）、担当者の名前、連絡先等を電話するとともに、併せてファックス又はメールで連絡し、引渡しをうける。

【参照】 資料2-17 災害時における救援物資提供に関する協定書

資料2-18 災害時における救援物資提供等に関する協定書

資料7-1 食糧（主食米）の調達先、資料7-2 政府保管米の調達系統

2-2 食糧の輸送

▶ マニュアル

- 調達した食糧を食糧の集積地まで輸送するとともに、各炊き出し実施場所等への輸送を行う。
- なお、県が調達した食糧の市集積地までの輸送は原則として知事が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する食糧について市長に引取りを指示することがある。
- 食糧の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食糧管理の万全を期する。

2-3 食糧の供給

▶ マニュアル

3

災害応急対策

- 避難者等に対し、炊き出し又は食糧品の給与等の方法により食糧を供給する。
- 食糧の供給における対象者及び留意事項は以下の通りとし、その他炊き出し及び食糧品の給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を考慮しその都度定めるものとする。

■供給対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ 災害救助従事者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、電車、汽船の旅客等でその必要のある者

■供給における留意事項

- ア 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- イ 米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。
- ウ 乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

【参照】 資料 12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

第3節 応急給水

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	応急給水の実施	上下水道班						
3-2	給水施設等の応急復旧	上下水道班						

3-1 応急給水の実施

▶ マニュアル

- 市内の断水状況等の情報を収集し、被災者への応急給水の必要性を判断するとともに、状況に応じて最も適当な給水方法により応急給水を実施する。
- 被災地における最低給水量は、1人1日10リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持のため1人1日3リットル等)
- そのほか、給水の費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を考慮しその都度定めるものとする。

【参照】 資料7-3 給水方法の種類、資料7-4 水道施設の概要、

資料12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

3-2 給水施設等の応急復旧

- 給水施設が被災した場合には、施設の応急復旧を行う。この場合においては、早期給水を図るため、必要最小限の用水確保に努め、特に共用栓及び病院等緊急を要するものの復旧を優先的に行う。
- 応急復旧が困難な場合は、日置市指定給水工事業者等の応援を要請し、復旧作業を行う。

【参照】 資料2-12 災害時における応急復旧に関する協定書

資料7-5 市内の指定給水装置工事業者

第4節 生活必需品の給与

災害時には、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

3

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
4-1	生活必需品の調達	経理・管理班						
4-2	生活必需品の輸送	経理・管理班						
4-3	生活必需品の給与	救助班						

4-1 生活必需品の調達

▶ マニュアル

- 被災者の数を把握し、生活必需品の必要量を把握するとともに、備蓄物資では不足する場合には、生活必需品の調達を行う。

【参照】 資料2-15 災害時における物資の供給に関する協定書

資料7-6 流通在庫からの主な調達品目

4-2 生活必需品の輸送

▶ マニュアル

- 調達した生活必需品を集積地まで輸送するとともに、各給与実施場所等への輸送を行う。
- なお、県が調達した生活必需品の市集積地までの輸送は原則として知事が行うが、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市に供給する生活必需品について市長に引取りを指示することがある。
- 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

4-3 生活必需品の給与

▶ マニュアル

- 住家の全半壊、(焼)流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、生活必需品の給与を行う。
- 給与に当たっては、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者への円滑な給与に配慮するとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者への給与にも配慮する。
- 給与品目は以下のとおりであり、災害救助法が適用された場合には、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

■給与品目

- ア 被服寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

【参照】 資料 7-7 県による生活必需品の給与に関する法外援護の程度

第5節 医療

災害時の初期の医療活動については、「第3部第2章第10節 緊急医療」に基づき救命活動を必要な期間、実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、市をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	被災地における医療救護活動の実施	救護班						
5-2	メンタルケアの実施	救護班						
5-3	医療救護活動状況の集約及び広報	救護班						

5-1 被災地における医療救護活動の実施

▶ マニュアル

- 被災地における医療ニーズや医療機関等の被災状況を把握し、被災地における医療救護活動を迅速・的確に推進する。

5-2 メンタルケアの実施

▶ マニュアル

- 被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせることから、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する。

5-3 医療救護活動状況の集約及び広報

▶ マニュアル

- 被災地における医療救護活動状況を収集・集約し、住民への広報を行う。
- また、相談専用電話を設置し、住民からの問い合わせに応じる。

第6節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

災害時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防、食品衛生、生活衛生に関し、適切な処置を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ~3時間	~24時間	~3日	~7日	~1か月	1か月~
6-1	感染症予防対策	救護班						
6-2	食品衛生対策	救護班						
6-3	生活衛生対策	救護班						

6-1 感染症予防対策

▶ マニュアル

- 県及び保健所の指示・指導のもと、応急感染症予防に関する計画を樹立するとともに、感染症予防班を編成して感染症予防上必要な措置を行う。

【参照】 資料2-14 災害時における防疫活動に関する協定書

資料10-2 各種感染症予防業務の種類と内容

6-2 食品衛生対策

- 県から派遣される食品衛生監視員等と協力し、食品関係営業者及び一般消費者等に対する食品衛生に関する指導を行う。

県は・・・

災害時における食品関係営業者及び一般消費者等に対し食品衛生に関する指導を行う。

6-3 生活衛生対策

- 県から派遣される環境衛生監視員等と協力し、生活衛生関係営業者及び一般消費者等に対する指導を行う。

県は・・・

災害時における生活衛生関係営業者及び一般消費者等に対する指導を行う。

第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ~3時間	~24時間	~3日	~7日	~1か月	1か月~
7-1	し尿処理対策	衛生班						
7-2	ごみ処理対策	衛生班						
7-3	死亡獣畜の処理対策 (犬・猫のみ)	衛生班						
7-4	障害物の除去対策	土木班 耕地班						

7-1 し尿処理対策

▶ マニュアル

- 災害によるライフゲインの被災に伴い、下水道機能を活用したし尿処理が困難となることが想定される。そのため、水を確保し、下水道機能を有効活用するとともに、仮設トイレを設置し、使用する。
- なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設及び下水道の終末処理場で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

【参照】 資料 10-3 日置市公共下水道施設の概要

7-2 ごみ処理対策

▶ マニュアル

- ごみの収集、運搬及び処分について、現有の人員、施設を活用するほか、一般廃棄物運搬業者、産業廃棄物運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。

【参照】 資料 2-19 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

資料 10-4 廃棄物処理施設の概要

7-3 死亡獣畜の処理対策

- 死亡獣畜の処理について、保健所の指示を受けて適当な場所で死亡獣畜の処理を行う。なお、処理を行う際、以下の事項に留意する。
 - 運搬するときは、死亡獣畜・汚液が露出しないようにする。
 - 埋却するときは、深さ 2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰等撒布した後、1 m以上の土砂で覆う。
 - 焼却は 0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆う。
 - 埋却現場には、その旨を標示する。
 - 埋却後 1年間は発掘しない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

7-4 障害物の除去対策

▶ マニュアル

- 災害地における住家及びその周辺その他の場所に障害物が流入し、日常生活上及び公益上著しい支障を及ぼしているとき、これの除去を行う。また、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速・的確に行う。
- なお、障害物除去の費用、期間等は災害救助法に準じ、災害規模等を考慮してその都度定めるものとする。

公共その他の場所の管理者は・・・

流入した障害物の除去を行う。

【参照】 資料 12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

第8節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

災害時の混乱期は、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
8-1	行方不明者の搜索	消防班						
8-2	負傷者・遺体の収容	救助班						
		救護班						
8-3	遺体の処理・埋葬	救助班						
		衛生班						

8-1 行方不明者の搜索

▶ マニュアル

- 行方不明者が発生したことを知ったときは、市搜索隊を編成し、日置警察署及び串木野海上保安部と協力して搜索を行う。

【参照】 資料 15-8 行方不明者の搜索方法

8-2 負傷者・遺体の収容

▶ マニュアル

- 市搜索隊により、負傷者を発見したときは、速やかに医療機関に収容する。
- また、遺体を発見したとき、又は警察官等から遺体の引き渡しを受けたときは、検視・身元確認作業等のため、あらかじめ指定した検死等の遺体処理を行う場所へ収容する。
(遺体処理を終えた遺体は、順次遺体収容所へ搬送する)

8-3 遺体の処理・埋葬

▶ マニュアル

- 警察・海上保安庁と共同して、遺族による遺体の確認を進めるとともに、遺族が判明した遺体を遺族に対して引き渡す。
- また、身元の判明しない遺体、又は遺体の引き取り人である遺族等が判明しても各種事情により遺族等による埋葬ができない遺体は、遺族に代わって埋葬を行う。
- なお、費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

【参照】 資料 12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

第9節 住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水、全焼又は流失等が多数発生することが予想され、住居を滅失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

また、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から住民の安全を確保するため、応急危険度判断を実施する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ~3時間	~24時間	~3日	~7日	~1ヶ月	1ヶ月~
9-1	住宅の確保・入居	建築班 救助班						
9-2	住宅の応急修理	建築班						
9-3	被災宅地危険度判定 の実施	建築班						
9-4	大規模地震発生時における被災建築物の応急危険度判定の実施	建築班						

9-1 住宅の確保・入居

▶ マニュアル

- 災害により、住家を失った被災者の住宅を確保するため、公営住宅及び一般住宅（市が借上げる）への入居を進めるとともに、応急仮設住宅を建設し、入居者の募集・入居を行う。
- なお、応急仮設住宅の建設の戸数、規模、構造、費用の限度、着工期間、入居者の選考及び供与期間等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。
- また、入居に関する使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

【参照】 資料12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

資料15-2 応急仮設住宅建設候補地一覧

9-2 住宅の応急修理

▶ マニュアル

- 災害のため、住家が半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行う。
- 住宅の応急修理の戸数、規模、費用の限度、着工期間等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

【参照】 資料12-3 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

9-3 被災宅地危険度判定の実施

- 宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災宅地危険度判定士の登録者による、宅地の危険度判定を実施する。
- 被災状況に応じ、県、他市町村などと連携を図り、相互協力・支援を行う。

9-4 大規模地震発生時における被災建築物の応急危険度判定の実施

- 大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、安全を確保するため、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。
- 被災状況に応じ、県、他市町村などと連携を図り、相互協力・支援を行う。

第10節 文教対策

災害時には、多数の児童生徒等が被災し、また、複数の学校施設等が多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では避難が長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
10-1	応急教育の実施	学校教育班						
10-2	学用品の調達・給与及び授業料の免除等	学校教育班						
10-3	文化財の保護	社会教育班						

10-1 応急教育の実施

▶ マニュアル

- 市立小・中学校、その他市立文教施設の災害応急復旧及び児童生徒に対する応急教育を行う。
- 幼稚園又は保育所等のり災した施設についても、市立小・中学校、その他市立文教施設に準じて、関係機関と調整しつつ、応急教育又は応急保育を行う。

10-2 学用品の調達・給与及び授業料の免除等

▶ マニュアル

- 災害後、状況により学用品についての援助が必要と判断した場合、学用品の調達を行い、給与する。また、必要に応じ、授業料減免等の措置を講ずる。
- 教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考にその都度定める。

県教育委員会は・・・

教科書について、市からの報告に基づき、調達する。

10-3 文化財の保護

▶ マニュアル

- 文化財の保護について、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

所有者、管理者は・・・

被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

第11節 義援物資等取扱い

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正かつ適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報に努める。

3

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1ヶ月	1ヶ月～
11-1	義援金	経理・管理班						
11-2	義援物資	経理・管理班						

11-1 義援金

▶ マニュアル

- 災害後、義援金の提供が必要と判断したときは、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、報道機関等を通じて義援金の募集を行う。
- 寄せられた義援金の配分は、関係機関と調整の上、公平かつ適切に行う。

11-2 義援物資

▶ マニュアル

- 災害後、義援物資の提供が必要と判断したときは、県及び関係機関等の協力を得ながら、報道機関等を通じ義援物資の募集を行う。
- なお、募集する義援物資のリストは、逐次改定するよう努める。
- 寄託された義援物資は被災地に引き継ぎ、迅速かつ適正に配分を行う。

第12節 農林水産災害の応急対策

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

3

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安				
			発災後 ~3時間	~24時間	~3日	~7日	~1か月
12-1	農産物対策	農政班					
12-2	林水産物等対策	林務水産班					
12-3	家畜管理対策	農政班					

12-1 農産物対策

▶ マニュアル

- 災害による農産物の被害の拡大を防止するために、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに、作物ごとの事前・事後措置について、実施の指導の徹底を期する。

【参照】 資料 15-9 農林水産業災害防止のための指導対象作物

12-2 林水産物等対策

▶ マニュアル

- 災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等と連携し、的確に状況を把握し、実施の指導に当たる。

【参照】 資料 15-9 農林水産業災害防止のための指導対象作物

12-3 家畜管理対策

- 県が行う被災地の家畜伝染病予防上必要な措置に協力し、防疫・診療等を行い、未然に家畜感染症を防ぐように対処する。

災害応急対策

第13節 動物保護対策

被災した飼養動物の保護収容、避難所における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な対応を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
13-1	飼養動物の保護収容	衛生班						
13-2	避難所における適正飼養	衛生班						
13-3	危険な動物の逸走対策	衛生班						

13-1 飼養動物の保護収容

▶ マニュアル

- 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、情報の共有化を図る。

13-2 避難所における適正飼養

- 避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導や、動物の愛護及び環境衛生について保健所と連携を図る。
- また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

13-3 危険な動物の逸走対策

- 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な情報を提供する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

第1節 電力施設の応急対策

災害時には、電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、関係機関が行う災害応急活動にも多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、市は、九州電力送配電株式会社の応急対策に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	被害状況等の広報	総務連絡・広報班						
1-2	九州電力送配電株式会社 が行う応急対策への協力	総務連絡・広報班						

1-1 被害状況等の広報

▶ マニュアル

- 九州電力送配電株式会社と協力して電力施設の被害状況、復旧の見通し等を把握とともに、住民への積極的な広報活動を実施する。
- また、併せて感電事故及び漏電等による出火を防止するための注意喚起を行う。
- その他、九州電力送配電株式会社が行う応急対策に協力する。

【参照】 資料2-2 日置市伊集院・東市来・日吉地域電力設備災害復旧に関する覚書

1-2 九州電力送配電株式会社が行う応急対策への協力

- 九州電力送配電株式会社が行う次の対策に協力する。

項目	対策内容
災害対策に対する 基本体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、九州電力送配電㈱防災業務計画（以下「防災業務計画」という。）に基づき災害対策組織を設置する。 ● また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点をあらかじめ定めておく。 <p>九州電力送配電株式会社災害対策組織図</p> <pre> graph LR A[本店組織 非常災害対策総本部 総本部長：社長] --- B[支店組織 鹿児島支店 非常災害対策本部 対策本部長：支店長] A --- C[営業所組織 鹿児島営業所対策部 対策部長：営業所長] </pre>

項目	対策内容
情報の収集、連絡	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生した場合は、対策組織の長は、気象、地象情報等の一般情報や電力施設等の被害状況及び復旧状況等の自社被害情報を迅速、的確に把握するとともに、市及びその他防災機関等からの情報を収集するなど、防災業務計画に基づく情報連絡体制により、対策組織間並びに市及びその他防災機関等との相互情報連絡に努める。
電力施設被害状況等の広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。 ● また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。 ● なお、広報については、テレビ、ラジオ、ホームページ携帯電話サイト及び自治体を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知をする。
対策要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。 ● また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
復旧資材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。 ● また、資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。
危険予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
自衛隊の派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、自衛隊法に基づき知事に対して自衛隊の派遣を要請する。
応急工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。 ● また、作業は通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生についても十分配慮して実施する。

項目	対策内容
施設の復旧順位	<p>電力供給設備の復旧順位</p> <ul style="list-style-type: none">● 復旧計画の策定及び実施に当たっては、防災業務計画で定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。 <p>需要家への電力供給の順位</p> <ul style="list-style-type: none">● 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努める。被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所及びその他重要施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第2節 ガス施設の応急対策

災害時には、プロパンガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、市は、鹿児島県エルピーガス協会等の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	協力体制の確立	総務連絡・広報班						
2-2	被害の拡大防止	総務連絡・広報班						
2-3	広報活動	総務連絡・広報班						
2-4	鹿児島県エルピーガス協会 が行う応急対策への協力	総務連絡・広報班						

2-1 協力体制の確立

▶ マニュアル

- 速やかにガス施設の被害状況を確認し、被害が発生した場合には、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

2-2 被害の拡大防止

- ガス災害が発生した場合には、関係機関と相互に密接な連携を保ち、ガス災害の鎮圧に努めるほか、次の応急対策を実施する。
 - ア 危険地域への立ち入り禁止処置
 - イ 危険地域住民に対する避難の指示等及び誘導
 - ウ 危険地域内の火気の使用禁止
 - エ 被災者の救出及び救護

2-3 広報活動

▶ マニュアル

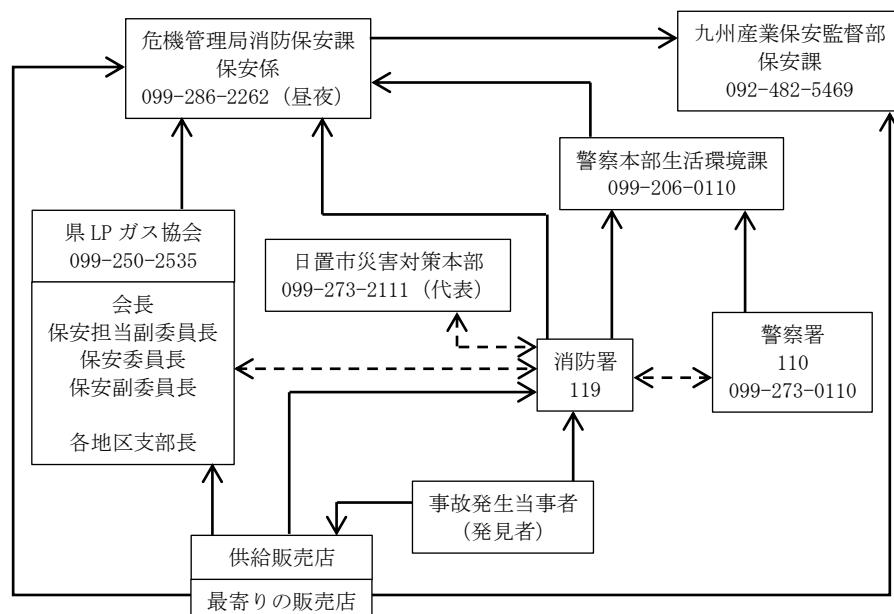
- ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するための注意事項を住民に十分周知する。

2-4 鹿児島県エルピーガス協会が行う応急対策への協力

○ 鹿児島県エルピーガス協会が行う次の対策に協力する。

項目	対策内容
連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び県LPガス協会に連絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスマーティーと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。 ● 県LPガス協会は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えるなければならない。 ● 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

緊急連絡体制図



項目	対策内容
出動体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。 ● 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。 ● 供給販売店等は、事故の状況により消防の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防署（分遣所）に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し、適切な対応をとりガス漏れを止める。 ● 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。 ● 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の指示があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。
出動条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 出動に当たっては通報受理後速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。 ● 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。 ● 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。 ● 出動の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遗漏のないようとする。
事故の処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。 ● 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。
関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。 ● 消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。
報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県に提出する。
周知の方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給販売店は自己の安全管理に万全を講じなければならない。

第3節 上水道施設の応急対策

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等に伴う配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	応急復旧体制の確立	上下水道班						
3-2	応急措置及び復旧の実施	上下水道班						
3-3	広報活動	上下水道班						

3-1 応急復旧体制の確立

▶ マニュアル

- 水道事業者と協力し、速やかに水道施設の被害状況を把握するとともに、被害状況等を踏まえて、災害応急対策活動に必要な人員及び資機材を確保する。

【参照】 資料 2-12 災害時における応急復旧に関する協定書

3-2 応急措置及び復旧の実施

▶ マニュアル

- 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- 施設が破損したときは、各水道施設の被害状況に応じ、有害物等の混入防止、送水の停止等の応急措置を講ずるとともに、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案の上、あらかじめ定めた順位により水道施設の復旧を実施する。

3-3 広報活動

▶ マニュアル

- 混乱防止のため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、住民への広報活動を実施する。

第4節 下水道施設の応急対策

災害時には、マンホールの損壊や汚水管の流失等の被害が発生し、住民生活への支障はもちろん、長期化すればし尿処理に多大な支障が生じる。

このため、迅速かつ的確に下水道施設の防護、復旧を図り、早期に供用を再開する。

3

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
4-1	応急復旧体制の確立	上下水道班						
4-2	応急措置及び復旧の実施	上下水道班						
4-3	広報活動	上下水道班						

4-1 応急復旧体制の確立

▶ マニュアル

- 速やかに下水道施設の被害状況を把握するとともに、被害状況等を踏まえて、災害応急対策活動に必要な人員及び資機材を確保する。

4-2 応急措置及び復旧の実施

▶ マニュアル

- 施設が被災したときは、被害箇所、程度に応じて応急措置を実施するとともに、主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序は、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先とし、その後、枝線管渠、取付管とする。

4-3 広報活動

- 住民の不安の解消を図るとともに復旧作業への理解と協力を求めるため、積極的な広報活動を行う。

災害応急対策

第5節 電気通信施設の応急対策

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、市は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項目	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	市防災行政無線の復旧対策	総務連絡・広報班						
5-2	西日本電信電話株式会社が行う応急対策への協力	総務連絡・広報班						

5-1 市防災行政無線の復旧対策



- 市防災行政無線が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行う。
- また、復旧までの間、他の使用可能な通信手段を確保する。

5-2 西日本電信電話株式会社が行う応急対策への協力

- 西日本電信電話株式会社が行う次の対策に協力する。

項目	対策内容
情報の収集及び連絡	<p>災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。 ● 必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信連絡会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。
準備警戒	<p>災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。 ● 災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。 ● 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。 ● 災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。 ● 防災対策のために必要な工事用車両、資財等を準備する。 ● 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。 ● その他、安全上必要な措置を講ずる。

項目	対策内容
災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。 ● 災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通、確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。
通信の非常疎通措置	<p>災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとる他、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。 ● 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるとことにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。 ● 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。 ● 警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をする。
設備の応急復旧	<p>被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資財等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。 ● 復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。 ● 重要拠点施設である病院、電気通信施設、水道施設、防災関係機関等への電気通信設備の早期復旧を行うため、道路管理者と復旧箇所の優先度、復旧方法等について協議する。
応急復旧等に関する広報	電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、自社ホームページ等を通じて行うほか、広報車により地域の利用者に広報する。また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたつての広報活動を積極的に実施する。

第6節 道路・河川等の公共施設の応急対策

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
6-1	道路・橋梁等の応急対策	土木班						
6-2	河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策	土木班						
		林務水産班						
6-3	用排水路・農道等の応急対策	耕地班						

6-1 道路・橋梁等の応急対策

▶ マニュアル

- 道路・橋梁等の被害状況を速やかに把握して必要な応急措置を講じるとともに、優先順位を定めて順次復旧を行う。

6-2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

▶ マニュアル

- 海岸保全施設、河川管理施設（堤防・護岸等）、港湾・漁港施設（水域施設・外郭施設・けい留施設等）、砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

6-3 用排水路・農道等の応急対策

▶ マニュアル

- 用排水路、農道等の被害状況を速やかに把握して、必要な応急措置を講じるとともに、緊急度、優先度を考慮して、施設の復旧に努める。

【参照】 資料2-9 大規模災害時における応急対策に関する協定書

資料2-10 大規模災害時における被害状況調査に関する協定書

資料2-11 大規模災害時における公共建築物の応急対策に関する協定書

第5章 特殊災害対策

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したとき、事故関係者や関係機関等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

第1節 海上災害等対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	海上災害対策	各班						
1-2	海上流出油災害対策	各班						

1-1 海上災害対策

▶ マニュアル

- 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による大規模な海上災害は発生したときは、海上災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立するとともに、関係機関と協力し、捜索、消火活動等の応急対策を実施する。
- また、防災関係機関相互の連絡を緊密にし、円滑に災害対策を実施する必要があるときは、県と第十管区海上保安本部と共同で、現地連絡調整所を設置し、防災関係機関の連携体制を確立する。

関係事業者は・・・

海上災害が発生した場合又は発生する恐れのある場合、事故発生の状況、被害状況等を速やかに第十管区海上保安本部に連絡する。

第十管区海上保安本部は・・・

海上災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、県、関係市町村、消防、警察等防災関係機関に連絡する。

県は・・・

第十管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町村、防災関係機関へ連絡する。

1-2 海上流出油災害対策

▶ マニュアル

- 海上災害等の発生により、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染が発生したときは、関係機関と協力して災害対策のための必要な組織を確立するとともに、第十管区海上保安本部に設置される調整本部に防災責任者（副市長）を派遣し、他の関係機関との相互連絡を密にして、船舶、沿岸住民への広報活動などの各種応急対策を実施する。

第2節 鉄道事故対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	鉄道事故応急対策	各班						

2-1 鉄道事故応急対策



- 鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う鉄道災害が発生したときは、直ちに通信手段を確保し、被害の軽減及び輸送の確保を図るため、九州旅客鉄道株式会社、県等の関係機関と連携をとりながら、被害拡大防止のための応急対策を実施する。

第3節 道路事故対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項目	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
3-1	道路事故応急対策	総務連絡・広報班 消防班 土木班						
3-2	道路の復旧活動	土木班						

3-1 道路事故応急対策

▶ マニュアル

- 道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害が発生したときは、事故情報、応急措置等の連絡のための通信連絡体制を整え、関係機関との連絡を密にするとともに、県及び警察等と協力して、二次災害の防止及び人命、施設の安全確保を行うための応急対策を実施する。

3-2 道路の復旧活動

- 市が管轄する道路で災害が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4節 危険物等災害対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

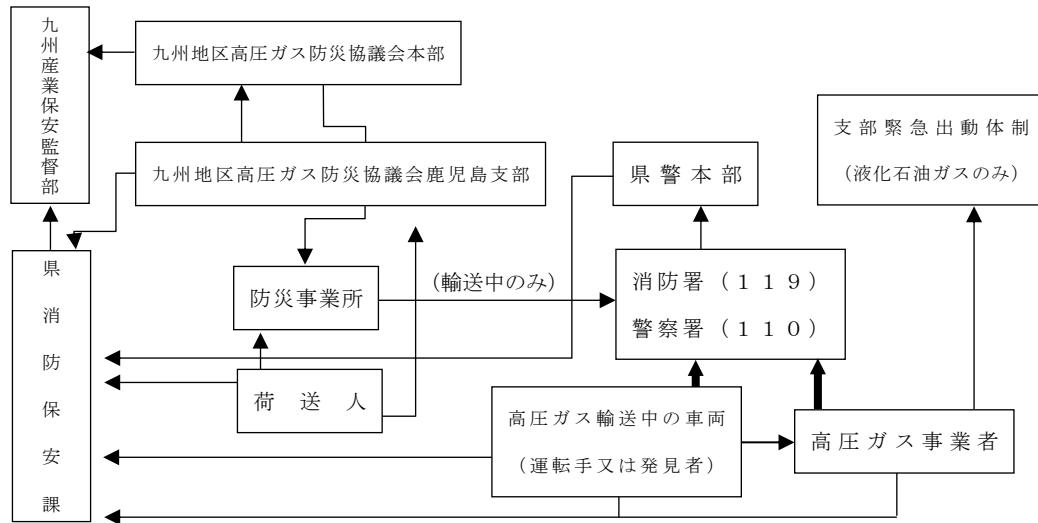
No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ~3時間	~24時間	~3日	~7日	~1か月	1か月~
4-1	危険物等災害応急対策	各班						

4-1 危険物等災害応急対策

▶ マニュアル

- 石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害が発生したときは、危険物等災害の被害情報の把握及び救急・救助、消火活動等を行う。
- なお、危険物取扱機関が行う応急対策は、以下の通りである。

主体	活動内容
石油事業者	<p>1 災害が発生するおそれがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報及び警報等を確実に把握する。 ● 消防設備の点検整備をする。 ● 施設内の警戒を厳重にする。 ● 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。 <p>2 災害発生のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。 ● 消防設備を使用し災害の防除に努める。 ● 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。 ● 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。 ● 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。
火薬類保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。 ● 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ● 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を土塗り等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。
高圧ガス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故の当事者又は発見者等は、通報系統図に基づき以下の内容を通報する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 事故発生の場所・日時 ② 現場（通報時の実情と、とっている措置） ③ 被害の状況



[注1] 防災事業所とは、九州地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧ガス事業所をいう。

[注2] ■は通報、――は連絡

● 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第5節 林野火災対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
5-1	林野火災応急対策	各班	■					
5-2	二次災害防止措置	土木班		■	■			

5-1 林野火災応急対策

 マニュアル

- 火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生したときは、現場指揮本部を設置し、関係機関と火災状況等の情報交換を行い状況把握するとともに、県等と協力して消火活動、避難誘導などの応急対策を実施する。

5-2 二次災害防止措置

- 林野火災により荒廃した地域のもと流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、二次災害防止のための応急措置を行う。

第6節 不発弾処理対策

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
6-1	埋没不発弾の発掘	総務課						
6-2	不発弾の認定	総務課						
6-3	不発弾処理に向けた事前準備	総務課 企画課 建設課						
6-4	不発弾処理の実施	総務課 建設課						

6-1 埋没不発弾の発掘

- 関係者の証言や記録等の調査により不発弾の埋没が予想される場所がある場合における発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護等は、市の責任のもとで行う。

6-2 不発弾の認定

 マニュアル

- 不発弾を発見したとき又は発見の通報を受けたときは、警察、発見者と共同で現地確認を行う。
- 発見された不発弾らしき物体が不発弾であるかの認定は陸上自衛隊により行われるため、陸上自衛隊の活動に協力する。

6-3 不発弾処理に向けた事前準備

 マニュアル

- 不発弾の認定後、不発弾処理に向けたスケジュールや任務分担について、陸上自衛隊、警察等関係機関との調整を行う。
- また、避難区域の設定を行い、住民の避難に向けた準備を行う。

6-4 不発弾処理の実施

 マニュアル

- 現地対策本部を設置し、陸上自衛隊による不発弾処理への協力をうとともに、住民の避難、交通規制等を行う。

第4部 災害復旧・復興計画

4

災害復旧・復興計画

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

被災した公共土木施設等の原形復旧と再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良等に関する内容の事業計画を樹立し、公共土木施設等の早期復旧に努める。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	災害復旧事業等の推進	各班						

※本項の各班とは、土木班・耕地班・林務水産班・農政班・上下水道班・建築班・救助班・衛生班・学校教育班・社会教育班のことを指す。

1-1 災害復旧事業等の推進



- 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等に基づく各種補助事業等を活用し、被災した公共土木施設等の早期復旧を行う。
- 災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲との関連を十分考慮し、改良復旧も検討する。

第2節 激甚災害の指定促進

地震や風雨などによる著しく激甚な災害が発生した場合には、当該災害が激甚災害に指定され、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別な財政援助・助成措置が講じられる。

そのため、激甚災害の指定を促進し、激甚災害の指定に関する県が行う調査への協力、その他必要な手続を行う。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	激甚災害に対する調査	総務連絡・広報班						
2-2	特別財政援助額の交付 手続等	総務連絡・広報班						

2-1 激甚災害に対する調査

- 激甚災害の指定に値する災害が発生したときは、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2-2 特別財政援助額の交付手続等

- 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第1節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1-1	生活相談	救助班						
1-2	災害廃棄物等の処理	土木班						
1-3	支援金等の支給・融資	経理・管理班						
1-4	税の減免措置等	経理・管理班						
1-5	職業あっせん等	経理・管理班						
1-6	り災証明書の交付	総務連絡・広報班						
1-7	被災者台帳の作成	総務連絡・広報班						

1-1 生活相談

▶ マニュアル

- 被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受入れ、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
- また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

1-2 災害廃棄物等の処理

▶ マニュアル

- 災害のため発生した災害廃棄物等（がれき）の収集・運搬・処理を行う。
- 災害廃棄物等の実施に当たっては、以下の事項に留意する。
 - ア 復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理は復旧・復興計画に考慮して行う。
 - イ 適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。
 - ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
 - エ アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理又は清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を行う。
 - オ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう、指導・助言する。

1-3 支援金等の支給・融資

▶ マニュアル

- 被災者の生活再建に向けた資金を援助するため、各種法令に基づく支援金等の申請窓口を設置し、相談・申請の受付を行う。
- 支援金等の制度の種類には以下のものがある。

■被災者への生活資金の支援の種類

支援金制度名	主体	内容	根拠法令
被災者生活再建支援金	県	自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし、支援金を支給する。	被災者生活再建支援法
被災者生活支援金	県	被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を支給する。	鹿児島県被災者生活支援金交付要領
災害弔慰金	市	自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。	日置市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害障害見舞金	市	自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。	日置市災害弔慰金の支給等に関する条例
県単災害弔慰金	県	自然災害によって死亡（行方不明を含む。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。	鹿児島県災害弔慰金等支給要綱
県単住家災害見舞金	県	自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。	鹿児島県災害弔慰金等支給要綱
生活福祉資金（災害援護資金）	県社会協議会	被災した低所得世帯に対し、自立更正のために必要な資金の融資を行う。	生活福祉資金貸付制度要綱
災害援護資金	市	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。	日置市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害復興住宅融資	住宅金融支援機構	災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設、購入又は補修する場合の費用を融資する。 適用される災害、建設等の基準、貸付対象者、貸付条件などは、住宅金融支援機構の定めるところによる。	—

支援金制度名	主体	内容	根拠法令
地すべり等 関連住宅融資	住宅金融 支援機構	<p>地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず、資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、資金を融資する。</p> <p>適用される建設等の基準、貸付対象者、貸付条件などは、住宅金融支援機構の定めるところによる。</p>	—

1-4 税の減免措置等

▶ マニュアル

- 被災者の税の減免措置等を行うため、各種法令に基づく税の減免措置等の申請窓口を設置し、相談・申請の受付を行う。
- 税の減免等の制度の種類には以下のものがある。

■税の減免等の制度

区分	概要
期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 「日置市税条例」に基づき、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、この条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。 ● 災害その他やむを得ない理由により、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、上記の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、当該期限を延長する。
減免	「日置市税条例」及びその他規則に基づき、災害による被災者のうち市税の減免を必要と認める者に対し、市税の減免を行う。

県は・・・

鹿児島県税条例第14条の規定に基づき、県税の納税者又は特別徴収義務者が災害等により法律又は鹿児島県税条例で定められた期限までに県税に関する申告、申請をすることができないとき、又は納税することができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、地域及び期日を指定し、又は納税者の申告により期日を指定して県税に関する申告、申請又は納付の期限の延長を行う。

1-5 職業あっせん等

- 被災者への職業のあっせんについては、被災者が公共職業安定所に来所し、公共職業安定所は求職の申込みをした者に対して職業相談を行うことを原則とするが、被災者が公共職業安定所から遠隔の地に居住する等その他の事由により公共職業安定所に来所できない場合には、被災者の求職申込みを市において受け付け、公共職業安定所へ取次ぐ。

公共職業安定所は・・・

被災者が公共職業安定所に来所し、求職の申込みをした被災者に対し職業相談を行う。
職業相談の結果、適合する求人がない又は不足する場合は、適正、能力等を考慮し、適時求人の開拓を行い職業相談及び紹介を行う。

1-6 り災証明書の交付

▶ マニュアル

- 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書交付の体制を確立し、遅延なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。
- なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

1-7 被災者台帳の作成

▶ マニュアル

- 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第2節 中小企業等への融資措置

災害復旧のための融資措置として、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、中小企業等の安定を図る。

各項の業務実施担当班及び実施時期の目安

No.	項目	担当班	実施時期の目安					
			発災後 ～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
2-1	中小企業等への融資	商工班						

2-1 中小企業等への融資



- 中小企業等から相談を受け付け、融資制度の内容や申請方法を案内し、融資に必要な手続きを行う。